

福岡県公報

平成30年6月8日
第3998号

目次

告示(第560号-第568号)

○不服申立ての裁決の公示送達について	(保護・援護課)	1
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○災害拠点病院の指定	(医療指導課)	12
○意見募集の結果の公示	(商工政策課)	12
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	13
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	15

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	16
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	19
○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	187

告 示

福岡県告示第560号

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
審査請求書記載の住所 田川市新町12番9号
現所在不明
審査請求人 板井 香織

2 公示事項

上記の者から提起のあった審査請求について、当県は裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課(福岡県福祉労働部保護・援護課)において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成30年6月22日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第561号

福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第1項の規定に基づき、次

のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
536	北九州市小倉北区古船場町1番35号 一般社団法人 北九州中小企業団体連合会	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館7階	平成30年 5月28日

福岡県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	大野城二丈線	前	春日市須玖南三丁目45番先から 春日市須玖南三丁目168番先まで	10.5 ～ 11.2	171.2
			後	春日市須玖南三丁目45番先から 春日市須玖南三丁目168番先まで	10.5 ～ 25.7	

福岡県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県道	496号	前	京都郡みやこ町犀川内垣540番1先から 京都郡みやこ町犀川内垣540番4先まで	19.0 ～ 55.5	66.0
			後	京都郡みやこ町犀川内垣540番1先から 京都郡みやこ町犀川内垣540番4先まで	16.5 ～ 55.5	

福岡県告示第564号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	194	筑後市大字山ノ井341番地の6 交通会館内 筑後市交通安全協会 会長 緒方洋	筑後市大字山ノ井341番地の6 交通会館内	平成30年 5月18日
旧		筑後市大字山ノ井341番地の6 交通会館内 筑後市交通安全協会 会長 大鶴洋海		

福岡県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	吹 春 分 線	前	八女市黒木町土窪1320番1先から 八女市黒木町土窪1203番1先まで	7.6 ～ 9.6	86.4
			後	八女市黒木町土窪1320番1先から 八女市黒木町土窪1203番1先まで	10.2 ～ 39.0	86.4

福岡県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	吹 春 分 線	八女市黒木町土窪1320番1先から 八女市黒木町土窪1203番1先まで

福岡県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	上横山 星 野 線	前	八女市上陽町上横山4365番1先から 八女市上陽町上横山4364番1先まで	3.7 ～ 6.5	168.5
			後	八女市上陽町上横山4365番1先から 八女市上陽町上横山4364番1先まで	4.8 ～ 8.4	168.5

福岡県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星 野 線	八女市上陽町上横山4365番1先から 八女市上陽町上横山4364番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年6月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・指紋自動識別システム賃貸借
- ・福岡県警察犯罪分析ファイルシステム賃貸借
- ・可搬式速度違反自動取締装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年6月28日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県警察犯罪分析ファイルシステム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成30年7月20日 (金曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年6月8日 (金曜日) から平成30年7月17日 (火曜日) までの県の休日を除

く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年7月20日 (金曜日) 午後5時45分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

(2) 日時

平成30年7月23日 (月曜日) 午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額 (消費税込みの金額) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国 (独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for the Fukuoka Prefectural Police criminal Analysis Files system
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 20, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

指紋自動識別システム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。）

平成30年7月20日（金曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年6月8日（金曜日）から平成30年7月17日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年7月20日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成30年7月23日（月曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ

ジ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for fingerprint automatic identification system
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 20, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
可搬式速度違反自動取締装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間
平成30年10月1日から平成37年9月30日までの間

- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年7月20日（金曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年6月8日（金曜日）から平成30年7月17日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年7月20日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成30年7月23日（月曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for portable automatic speeding violation detector
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 20, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、平成30年6月1日付けで次の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

災害拠点病院の区分	病院の名称	所在地
地域災害拠点病院	宗像水光会総合病院	福津市日蒔野五丁目7番地の1

公告

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案について、平成30年4月6日から平成30年5月7日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成30年5月16日に設定しました。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

商工部商工政策課産業特区推進室

電話：092-643-3416

メールアドレス：greenasia@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 出年月日

平成30年5月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ 甘木インター店

(2) 所在地 朝倉市大字甘木字椿427番1 ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
5,119㎡	6,827㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物南東側、南西側	109台	建物南東側、南西側、北東側	144台
合計	109台	合計	144台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
-	0台	建物南東側	13台

合計	0台	合計	13台
----	----	----	-----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物南東側	58.0㎡	建物北東側	50.0㎡
合計	58.0㎡	合計	50.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
廃棄物保管施設 建物北東側	22.00㎡	廃棄物保管施設1 建物北東側	29.58㎡
-	-	廃棄物保管施設2 建物北東側	3.00㎡
合計	22.00㎡	合計	32.58㎡

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ナフコ	午前8時00分～ 午後8時00分	午前7時00分～ 午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分～午後8時30分	午前6時30分～午後9時30分

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
------------	----------	-------	----------	-------

田川郡大任町	平成21年度から 平成24年度まで	地籍図及び地 籍簿	大字大行事の一部	平成30年5月25日
--------	----------------------	--------------	----------	------------

公告

椎田小川池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
大石 榮治	築上郡築上町大字岩丸2443番地1
中江 勝利	築上郡築上町大字奈古304番地2
高橋 猷一	築上郡築上町大字水原406番地1
久本 房雄	築上郡築上町大字坂本259番地
進 博義	築上郡築上町大字日奈古971番地
村越 英治	築上郡築上町大字椎田1078番地2
小袋 新	築上郡築上町大字椎田1010番地1
渡邊 敏夫	築上郡築上町大字湊1179番地9
野中 充	築上郡築上町大字湊425番地25
宮本 隆輝	築上郡築上町大字上り松678番地
田原 静雄	築上郡築上町大字臼田642番地
中野 佳彦	築上郡築上町大字高塚881番地1
宮内 諭	築上郡築上町大字高塚131番地5
出口 忠男	築上郡築上町大字小原750番地1
山崎 博司	築上郡築上町大字真如寺1490番地1
塩田 昌生	築上郡築上町大字宇留津273番地1
加未 達雄	築上郡築上町大字宇留津639番地
高橋 精一	築上郡築上町大字東八田379番地1

福田 英男	築上郡築上町大字東八田884番地
今川 邦晴	築上郡築上町大字岩丸799番地1

2 退任監事

氏名	住 所
岩崎 一男	築上郡築上町大字岩丸2368番地1
池亀 豊	築上郡築上町大字椎田1049番地1
家令 洋右	築上郡築上町大字東八田388番地

3 就任理事

氏名	住 所
大石 榮治	築上郡築上町大字岩丸2443番地1
奥本 速雄	築上郡築上町大字奈古456番地
高橋 猷一	築上郡築上町大字水原406番地1
久本 房雄	築上郡築上町大字坂本259番地
進 博義	築上郡築上町大字日奈古971番地
宮野 力夫	築上郡築上町大字椎田1158番地
正野 幸夫	築上郡築上町大字椎田1027番地2
宮野 葵	築上郡築上町大字湊360番地1
渡邊 敏夫	築上郡築上町大字湊1179番地9
木本 昌廣	築上郡築上町大字湊299番地
田原 静雄	築上郡築上町大字臼田642番地
中野 佳彦	築上郡築上町大字高塚881番地1
宮内 諭	築上郡築上町大字高塚131番地5
出口 忠男	築上郡築上町大字小原750番地1
山崎 博司	築上郡築上町大字真如寺1490番地1
塩田 昌生	築上郡築上町大字宇留津273番地1
松田 洋一	築上郡築上町大字宇留津594番地
高橋 精一	築上郡築上町大字東八田379番地1
福田 英男	築上郡築上町大字東八田884番地
今川 邦晴	築上郡築上町大字岩丸799番地1

4 就任監事

氏名	住所
平野力範	築上郡築上町大字坂本117番地1
池亀豊	築上郡築上町大字椎田1049番地1
家令洋右	築上郡築上町大字東八田388番地

公告

合河東部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

就任監事

氏名	住所
野間口 學	豊前市大字中川底1089番地1

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 就任した理事

氏名	住所
案浦 信隆	糟屋郡粕屋町大字酒殿1114番地
案浦 登	糟屋郡粕屋町大字酒殿1113番地
案浦 兼敏	糟屋郡粕屋町大字酒殿1123番地
安河内 延清	糟屋郡粕屋町大字酒殿525番地
安河内 勇臣	糟屋郡粕屋町大字酒殿1313番地
安河内 文壽	糟屋郡粕屋町大字酒殿777番地17

案浦 正明	糟屋郡粕屋町大字酒殿1280番地
案浦 一喜	糟屋郡粕屋町大字酒殿1159番地
安松 誠次	糟屋郡粕屋町大字酒殿761番地
池見 雅彦	糟屋郡粕屋町大字酒殿1378番地6

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市来春字川成220番21並びに字番匠田227番1、233番4、233番5、234番1及び234番3から234番10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目10番

ホウトク技研株式会社

代表取締役 豊原 秀晴

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市岩崎字苦町1番1、1番3から1番15まで、6番7及びこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代947番地の12

株式会社田中不動産

代表取締役 田中 秀保

監査委員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成29年11月20日29監総第504号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月8日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

30 県土総第187号
平成30年5月11日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 井上忠敏様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県土整備事務所	河川堤防占使用料において、調定が遅延していた。	事務の進捗状況を、河川占用申請が始まる2月下旬から1週間毎に確認するとともに、担当者不在の場合は、副任に業務指示をする等フォローができるようにする。 業務未経験者に対する作業マニュアルを作成し、それを常備し異動の際は必ず引き継ぐことで、事務処理が遅れないようにする。
直方県土整備事務所	工事請負費において、契約変更定められた手続が行われていなかった。	定期的に係会議を実施し、業務に関する情報共有をすることや、係内の業務の平準化をすることで職員の負担を減らし、再発防止を図る。 また、工事監督員に対して、工事の管理状況について、自己点検を実施させ、その検討結果を研修に反映させ啓発を行った。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
直方県土整備事務所	砂防堰堤工事において、埋戻し工の単価を誤ったため、積算過大となっていた。	<p>経験の浅い（概ね5年未満）担当者が設計した工事については、係内でヒアリングを行うとともに、担当者以外の職員による単価の正確性を含めた検算を、チェックシートを利用して行うこととした。</p> <p>また、本庁企画課において、入力誤りを防ぐため、積算システムにおける条件の入力方法を見直した。</p>
直方県土整備事務所	舗装補修工事において、単価適用世代を誤ったため、積算過小となっていた。	<p>担当者以外の職員による単価の正確性を含めた検算を、チェックシートを利用して行うこととした。</p> <p>また、本庁企画課において、入力誤りを防ぐため、チェックシートに積算に使用した適用世代の年月日を記載させることで、適切な適用世代であるか確認することとした。</p>

注意事項

対象機関が属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	物件移転等補償のうち借家人補償金の算定において、積算過小となっていた。	<p>係長が係員全員に対して、要領等に基づき、算定に係る注意点について指導した。</p> <p>また、チェックリスト、マニュアルの項目を追加修正し、活用を徹底することで再発防止を図る。</p>

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人工藤重之より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月8日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	井上忠敏

平成29年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成30年3月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 工藤 重之

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
	(1) 監査テーマ	1
	(2) 監査の対象期間	1
3	特定の事件として選定した理由	1
4	監査の方法	2
	(1) 監査の対象部署	2
	(2) 監査の視点	3
	(3) 実施した監査手続	3
5	監査の実施期間	4
6	監査の実施者	4
7	利害関係	4
8	略称等	4
第2	監査対象の概要	5
1	福岡県の状況	5
2	福岡県の雇用労働施策	11
3	雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等に関する調査結果	40
第3	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	86
1	監査の視点	86
	(1) 雇用労働施策に関する財務事務の執行の適切性	86
	(2) 雇用労働施策の有効性、効率性及び経済性	86
	(3) その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応	86
2	実施した監査手続	87
	(1) 概要の把握	87
	(2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問	87
	(3) 監査対象とした出先機関等への現地調査並びに文書等の査閲及び担当者への質問	87
	(4) 財政的援助団体及び関係人に対する調査	87
	(5) 事業別施設別のコスト等に関する調査	87
3	監査の実施状況	88
4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	89
	(1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数	89
	(2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目	89
5	所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	91
	(1) 労働政策課	91
	(2) 新雇用開発課	132
	(3) 職業能力開発課	134
	(4) 労働委員会事務局調整課、審査課	161

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37及び福岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査。

2 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

雇用労働施策に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成28年度とし、必要と認められた場合、平成29年度及び平成27年度以前の過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件として選定した理由

我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初めての人口減少となるなど、人口減少及び少子高齢化が進行している。全国47都道府県中、人口が増加しているのは8都県であり、福岡県（以下「県」という。）もその一つである。

しかし、県においても、15歳未満人口及び15歳以上65歳未満人口は減少し、65歳以上人口の増加がその減少を上回ることによって総人口が増加している状況にあり、少子高齢化は県でも進行している。また、市町村によって状況は大きく異なり、福岡市及びその周辺市町では人口増加となっているのに対し、それ以外の地域においては減少幅が拡大している。

雇用労働の観点からみると、15歳以上65歳未満人口の減少により、新たな労働力の確保及び労働生産性の向上が必要となる。

国においては、女性、高齢者、障がい者、外国人等の新たな労働力の確保に加え、働き方改革を含めた労働生産性の向上に向けた取組が行われている。

県においても、70歳現役応援センター、子育て女性就職支援センター、中高年就職支援センター、30代チャレンジ応援センターを設置するなど、全国的に見ても先進的な取組を実施しており、平成29年3月に策定した新しい県の総合計画においても、「活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出」に取り組んでいくこととされている。

このような状況を踏まえ、雇用労働施策に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切な運営が行なわれているか等を検討することが必要であると考え、テーマとすることが相当であると判断した。

4 監査の方法

(1) 監査の対象部署

雇用労働施策に関する部署として、福祉労働部労働局各課及び労働委員会事務局各課並びにその所管する出先機関を監査対象とした。

高等技術専門学校等公共職業能力開発施設の調査に当たっては、監査実施期間中に建替工事中等である福岡高等技術専門学校を除き、各施設の予算規模の大きい方から4つの施設（戸畑高等技術専門学校、小竹高等技術専門学校、田川高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校）を抽出し、調査を行った。

なお、本報告書においては、公共職業能力開発施設に関し、それぞれ次のとおり略称を使用する。

<対象とした部署及び組織一覧>

部局	部署	監査対象、略称
福祉労働部 労働局	労働政策課	監査対象
	福岡労働者支援事務所	監査対象
	北九州労働者支援事務所	監査対象
	筑後労働者支援事務所	監査対象
	筑豊労働者支援事務所	監査対象
	新雇用開発課	監査対象
	職業能力開発課	監査対象
	福岡高等技術専門学校	対象外
	戸畑高等技術専門学校	監査対象（戸畑校）
	小竹高等技術専門学校	監査対象（小竹校）
	久留米高等技術専門学校	対象外
	大牟田高等技術専門学校	対象外
	田川高等技術専門学校	監査対象（田川校）
	小倉高等技術専門学校	対象外
福岡障害者職業能力開発校	監査対象（障害者校）	
労働委員会 事務局	調整課	監査対象
	審査課	監査対象

上記に加え、地方自治法第252条の37第4項及び福岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1号の規定に基づき、県が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、監査対象としている。

また、地方自治法第252条の38第1項の規定に基づき、監査のため必要があると認め、監査委員と協議の上、次の関係人について調査を行っている。

<選定した関係人及びその事業>

関係人	対象事業
公益社団法人福岡県 雇用対策協会	福岡県若者しごとサポートセンター／福岡県30代チャレンジ応援センター事業総括・コーディネート等業務
	福岡県正規雇用促進企業支援センター事業業務委託
	福岡県中高年就職支援センター事業総括・コーディネート等業務委託
	福岡県70歳現役応援センター事業業務

関係人	対象事業
株式会社ACR	福岡県若者しごとサポートセンター事業個別就職相談等業務委託
	福岡県30代チャレンジ応援センター事業個別就職相談等業務委託
株式会社ヒューリアカデミー	福岡県70歳現役応援センター事業（就業・社会参加支援事業）
	福岡県70歳現役応援センター事業（70歳現役職域発掘・創造事業）
株式会社ヒューリアカデミー	福岡県30代チャレンジ応援センター事業デジタルコンテンツクリエーター育成業務
特定非営利活動法人JACFA	若者自立支援事業（福岡若者サポートステーション及び筑後サポートステーション事業）業務うち福岡若者サポートステーションに関する部分
テンプスタッフキヤリアコンサルティング株式会社	福岡県中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務委託
公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会	福岡県70歳現役応援センター事業（介護を学ぶセミナー）

(2) 監査の視点

監査の視点は、次のとおりである。

- ア 雇用労働施策に関する財務事務の執行の適切性**
雇用労働施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。
- イ 雇用労働施策の有効性、効率性及び経済性**
県の全体最適の観点から、実施している雇用労働施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに費用対効果を踏まえた検討が行われているか。
- ウ その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応**
過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

(3) 実施した監査手続

- 詳細は「第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 2 実施した監査手続」に記載している。
- ア 概要の把握**
公表されている雇用労働施策に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。
また、雇用労働施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、雇用労働施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。
- イ 監査対象とした所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問**
監査対象とした雇用労働施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査要点について検討した。

ウ 監査対象とした出先機関への現地調査並びに文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした各労働者支援事務所（4か所）、公共職業能力開発施設（4か所）については、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

エ 財政的援助団体及び関係人に対する調査

「(1) 監査の対象部署」に記載したとおり、財政的援助団体及び監査人が必要と認めた関係人に対し、調査を実施した。

オ 事業別施設別のコスト等に関する調査

県の雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等を把握するため、各所管部署に対し調査票を配付し、平成26年度から平成28年度までにおけるコスト、財源及び指標情報を入力した。

5 監査の実施期間

平成29年6月27日から平成30年3月30日まで

なお、監査の実施状況の詳細は88ページに記載している。

6 監査の実施者

包括外部監査人	工藤 重之	公認会計士
補助者	森 昭彦	公認会計士
同	松尾 潤一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	塩塚 正康	公認会計士、行政実務経験者
同	柴田 翔吾	公認会計士
同	奥村 栄隆	公認会計士
同	明石 康平	公認会計士試験合格者
同	六車 響子	公認会計士試験合格者
同	野瀬 泰裕	公認会計士試験合格者
同	南 志保	アシスタント

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。また、平成31年4月30日より後の年表記については、西暦表記としている。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62＝昭和62年
H	平成	H12＝平成12年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

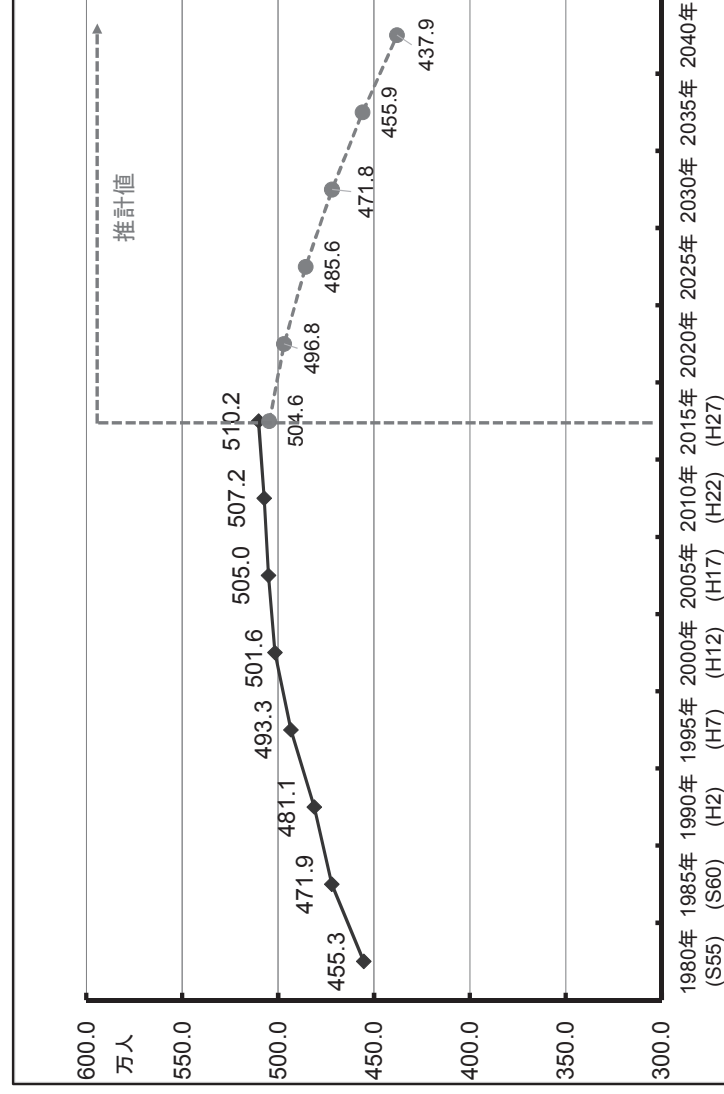
第2 監査対象の概要

1 福岡県の状況

(1) 福岡県の人口推移

県の総人口は昭和55年以降、一貫して増加傾向にあり、平成27年には約510万人となっている。しかし、将来は減少することが見込まれており、約20年後の2035年には約456万人になると予測されている。

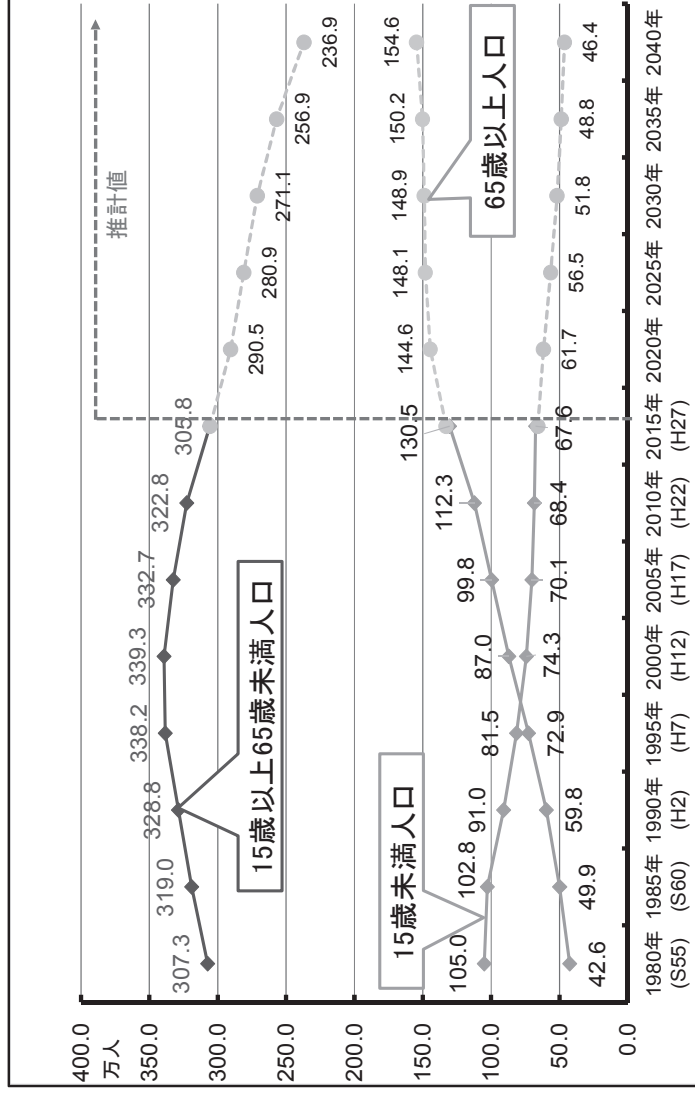
<県の総人口の推移>



※出所：「国勢調査（H27年以前実績値）」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計（2020年以降推計値）」を基に監査人作成

年齢別区分人口をみると、昭和55年以降、年少人口（15歳未満）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にある。また、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、平成12年の約339万人をピークとして減少傾向にあり、約20年後の2035年には約257万人と、平成27年（約306万人）より約50万人減少すると予測されている。

<県の年齢別人口の推移>

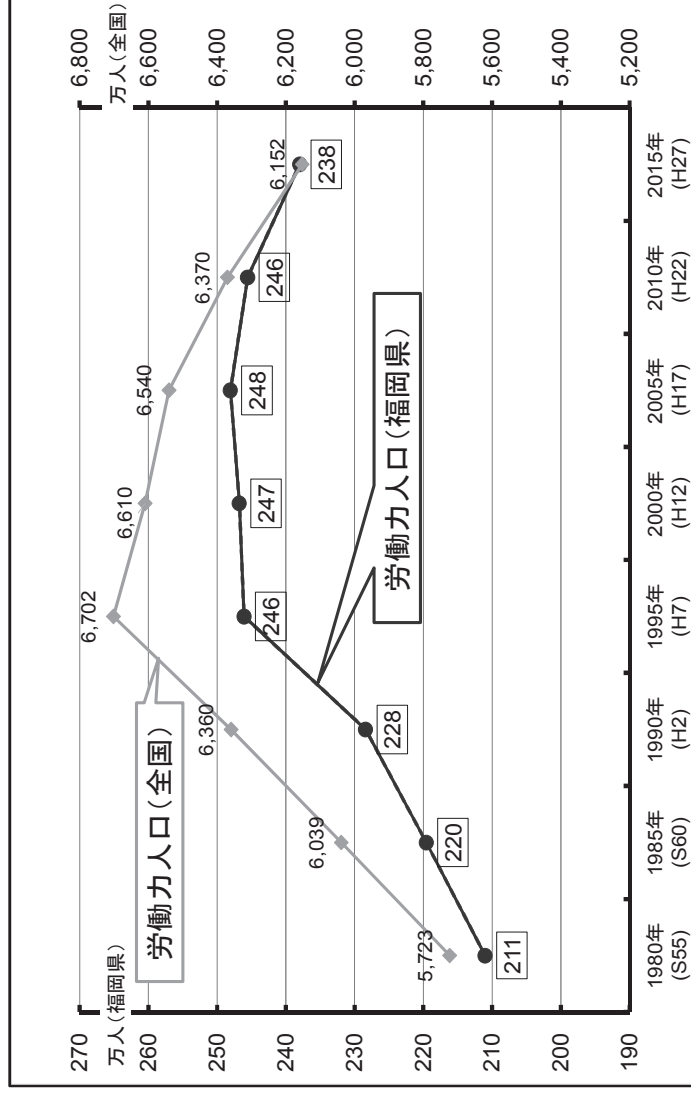


※出所：「国勢調査 (H27 年以前実績値)」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計 (2020 年以降推計値)」を基に監査人作成

(2) 福岡県の雇用状況

平成 27 年の国勢調査によると、県の労働力人口 (15 歳以上人口から通学や家事等による非労働力人口を除いたもの) は 238 万人であり、平成 17 年の 248 万人をピークとして減少傾向にある。これは全国の労働力人口の推移とほぼ同様の動きとなっている。

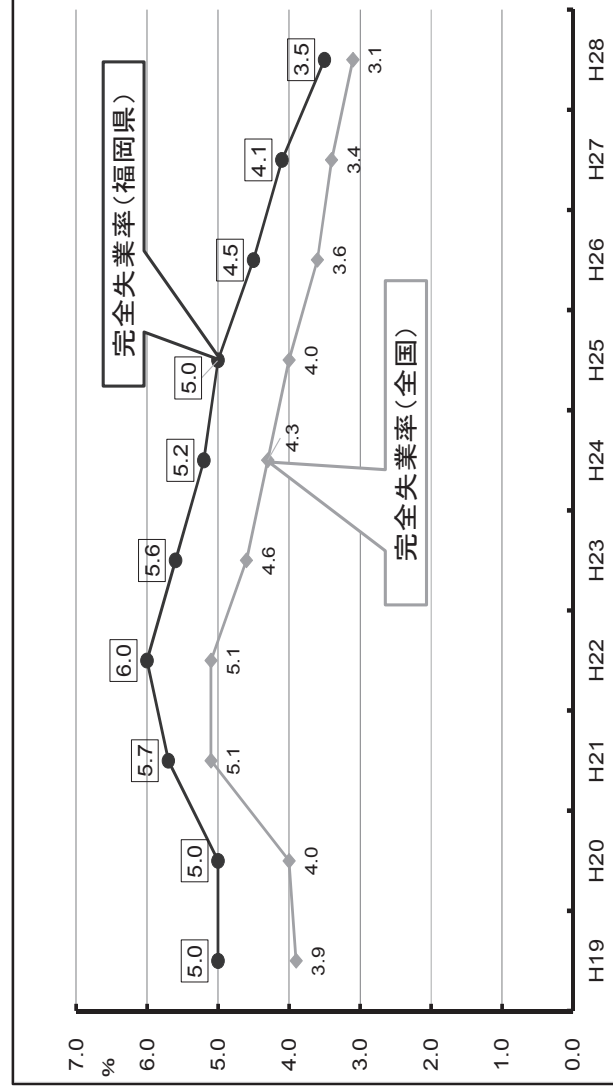
<労働力人口 (全国及び県)>



※出所：「国勢調査」を基に監査人作成

近年の完全失業率（年平均）の推移をみると、県の完全失業率は平成22年の6.0%をピークに、その後下落傾向にあり、平成28年には3.5%にまで低下している。しかし、全国平均と比較すると、県の完全失業率は常に全国平均を上回っている状態にある。

<完全失業率の推移（全国及び県）>

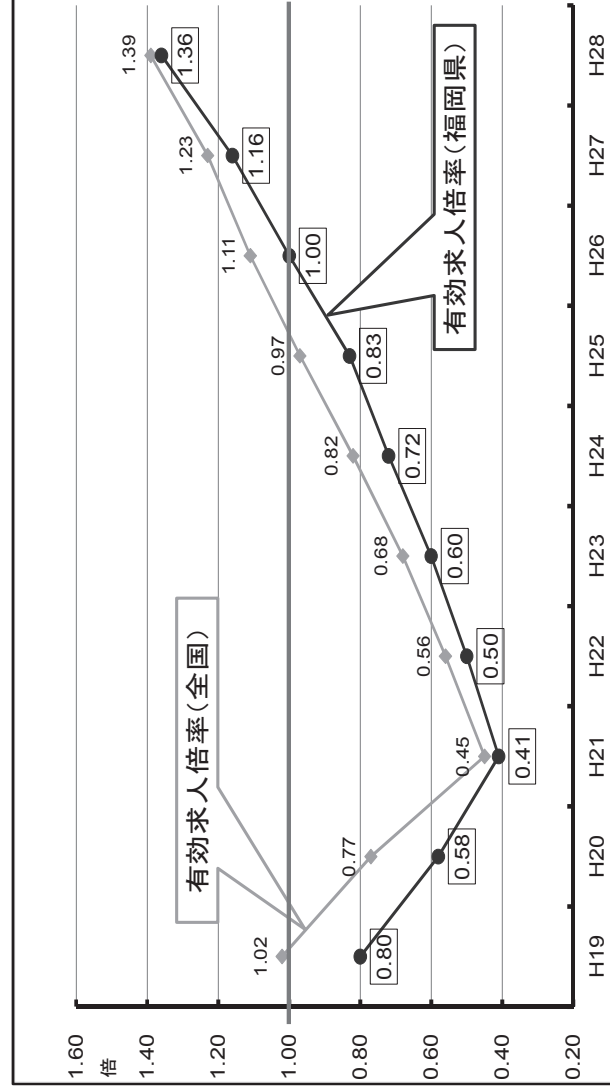


※出所：総務省「労働力調査」を基に監査人作成

また、近年の有効求人倍率（年度）の推移をみると、県の有効求人倍率は、世界的な金融危機を契機に、平成21年度には0.41倍と低水準にあったが、その後回復しており、平成28年度には1.36倍となっている。しかし、全国平均と比較すると、県の有効求人倍率は、常に全国平均を下回っている状況にある。

なお、有効求人倍率とは、月間有効求人数を月間有効求職者数で除して得た、求職者に対する求人数の割合をいい、各年度の有効求人倍率は、各月の有効求人倍率の平均値である。

<有効求人倍率の推移（全国及び県）>

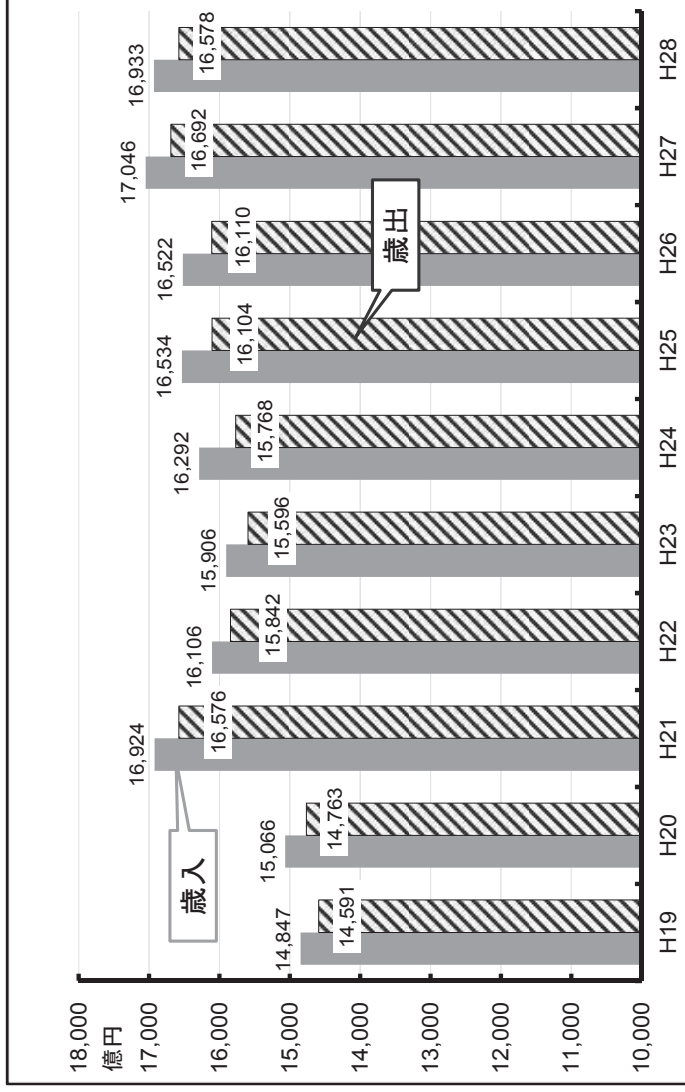


※出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」を基に監査人作成

(3) 福岡県の財政状況

県の普通会計の歳入歳出規模は、平成21年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金等が国の経済対策により創設されたことにより、約1,128億円国庫支出金が増加したことなどに伴い、歳入、歳出ともに大きく増加した。その後、平成23年度までは減少し、平成24年度からは増加傾向にあったが、平成28年度には若干減少している。

<県の普通会計歳入歳出規模の推移>



※出所：「決算カード」及び「都道府県決算状況調」を基に監査人作成

決算収支の均衡を、更に詳細に分析するために、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支という指標の推移も把握した。なお、これらの指標の定義は、次のとおりである。

<実質収支・単年度収支・実質単年度収支の定義>

【参考】

決算収支及び財政分析指標について (解説)

- 実質収支と実質単年度収支
 - ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
 - ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な赤字・黒字要素（財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還）を加減したものである。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支＋財政調整基金積立額
 ＋ 地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

＊ 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合かどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

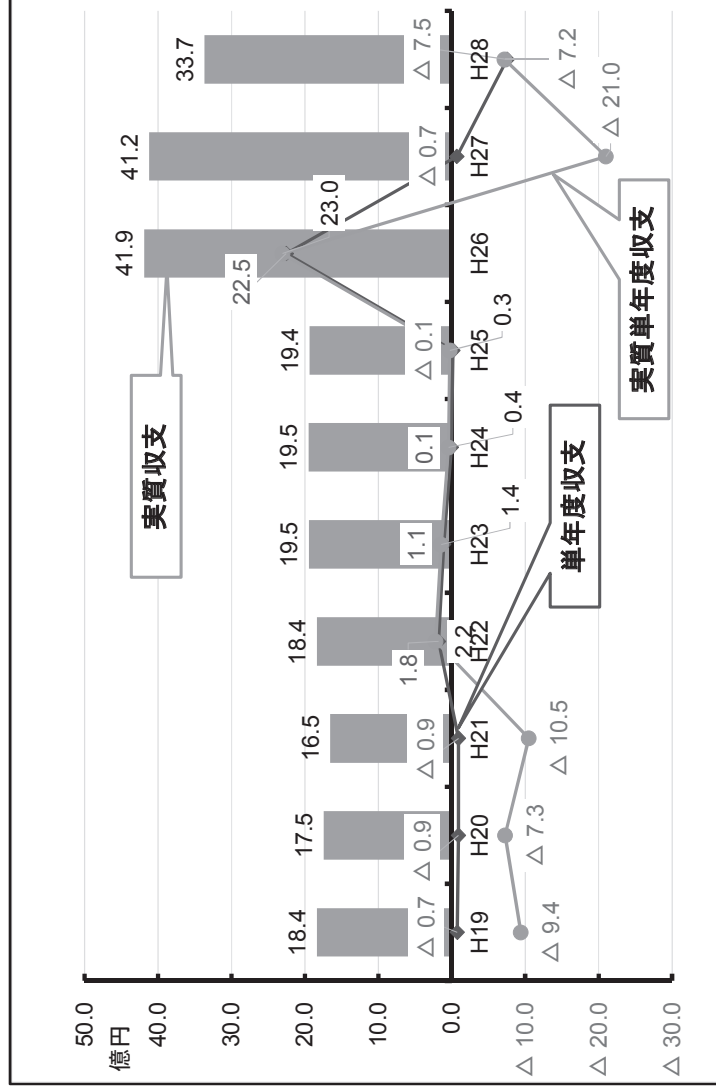
※出所：総務省「平成28年度地方公共団体普通会計決算の概要」

県の資料によると、実質収支は、平成28年度まで41年間連続の黒字となっている。しかし、上記の総務省による解説のとおり、実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。

そこで、単年度収支をみると、平成19年度から平成28年度までの10年間分において、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成26年度が黒字となっている。

また、実質単年度収支は、平成19年度から平成21年度までは、主に財政調整基金から毎年約10億円の取崩しが行われた影響もあり赤字となっている。その後、平成22年度から平成26年度までは実質単年度収支は黒字となっているが、平成27年度は財政調整基金から約20億円の取崩しが行われたこともあり赤字に転じ、平成28年度は約7億円の赤字となっている。なお、財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。

＜県の実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移＞

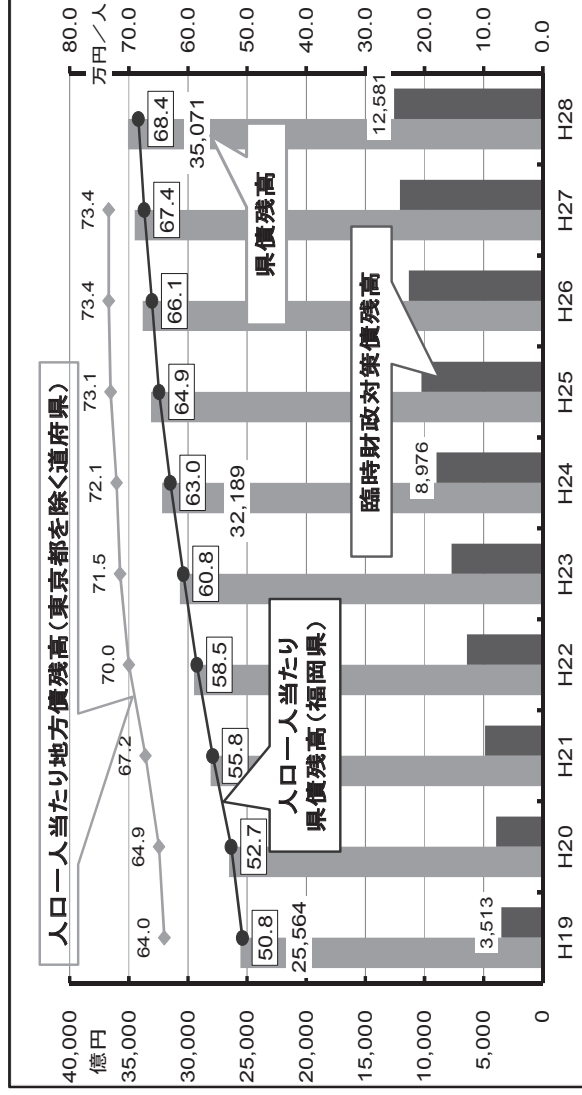


※出所：「決算カード」及び「都道府県決算状況調」を基に監査人作成

県の借金である県債残高は増加傾向にあり、平成28年度末現在で3.5兆円を超えている。この要因は、国が、地方交付税の原資不足により、その振替財源として地方自治体に発行させ、その元利償還金の全額を地方交付税で後年度措置するという「臨時財政対策債」の発行額が増大していることによる。

なお、平成27年度末現在の人口一人当たり県債残高は、全国道府県平均の73.4万円と比較し、67.4万円と6万円少なくなっている。

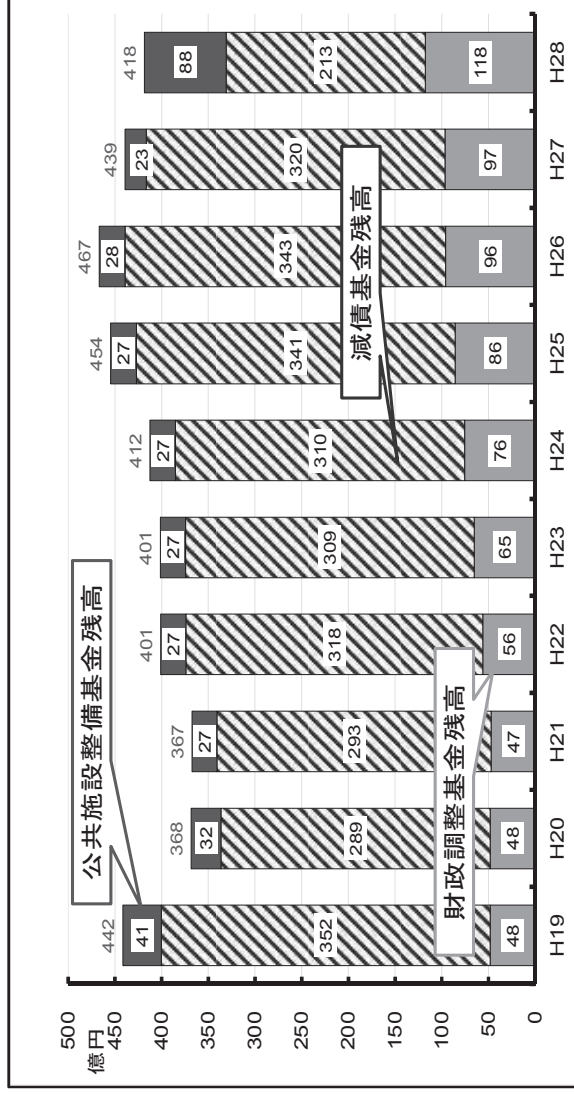
<県債残高の推移>



※出所：県のホームページ「福岡県の財政」を基に監査人作成

前述の財政調整基金のほか、地方債の償還及びその適正な管理に必要な財源を確保するため設けられた減債基金並びに公共施設等の整備その他の経費の財源に充てるため設けられた公共施設整備基金の状況をみると、平成20年度以降、これら年度間の財政調整のために用いられる基金の合計額は増加傾向にあったが、平成26年度の467億円をピークにそれ以降は減少している。

<財政調整用の基金の年度末現在高の推移>



※出所：県のホームページ「福岡県の財政」を基に監査人作成

2 福岡県の雇用労働施策

(1) 雇用労働施策に関連する計画及び取組

ア 福岡県総合計画に基づく取組

県は、「県民幸福度日本一」を目指すため、計画期間を5か年とする総合計画を平成24年3月に策定している。

総合計画は、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものであり、計画の取組の基本となる次の10の事項が示されている。

＜県総合計画における取組の基本となる10の事項＞

- 1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出
- 2 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること
- 3 高齢者や障がい者が安心してはつらつと生活できること
- 4 女性がいきいきと働き活躍できること
- 5 安心して子育てができること
- 6 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること
- 7 誰もが元気で健康に暮らせること
- 8 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること
- 9 環境と調和し、快適に暮らせること
- 10 豊かな文化を楽しむ、幅広い分野の国際交流を実感できること

※出所：「平成28年度福岡県総合計画実施状況報告」

この10項目を柱とする各種施策のうち、今回、監査対象である労働局各課が所管する事業は主に次の施策に該当する。

＜労働局各課が所管する事業に該当する主な施策＞

項目	施策		
1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出	求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援	若者の就職支援 中高年の就職支援 子育て中の女性の就職支援	
	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる	職業能力の向上	企業ニーズに沿った人材育成 熟練技能の継承
		雇用機会の創出・拡大	雇用が見込まれる分野への人材移転の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進 労働福祉の充実
	3 高齢者や障がい者が安心してはつらつと生活できること		
	項目	施策	
	高齢者が活躍する社会をつくる	70歳現役社会づくりの推進	いきいきと働くことができる仕組みづくり
		障がい者が自立して生活できる社会をつくる	障がい者雇用の拡大 就職支援の充実 職業訓練の充実
4 女性がいきいきと働き活躍できること			
項目	施策		
女性が活躍する社会をつくる	女性の安定就労の推進	女性が働き続けることができる職場づくり 子育て中の女性の就職支援	

5 安心して子育てができること		施策
項目		
若者が結婚・子育てに希望を持つ社会をつくる	若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	若者の就職支援
安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる	子育てを応援する社会づくりの推進	仕事と子育ての両立支援

※出所：「平成28年度福岡県総合計画実施状況報告」を基に監査人作成

<労働局各課が所管する事業に関連する主な目標値及び実績値（平成28年度）>

1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出			
目標	目標値	実績値	備考
大学等就職決定率	全国平均以上	94.3%	全国平均 97.7%
高校就職決定率	全国平均以上	99.4%	全国平均 99.2%
完全失業率	5.0%	3.4%	-
3 高齢者や障がい者が安心してはつらつと生活できること			
目標	目標値	実績値	備考
70歳まで働ける企業の割合	30%	21.3%	-
高齢者の就業率	25%	17.7% (H24)	-
障がい者雇用率	2.0%	1.95%	-
4 女性がいきいきと働き活躍できること			
目標	目標値	実績値	備考
子育て女性就職支援センターによる就職者数	750人	721人	-
子育て応援宣言企業の登録数	6,000社	6,055社	-
5 安心して子育てができること			
目標	目標値	実績値	備考
大学等就職決定率	全国平均以上	94.3%	全国平均 97.7%
高校就職決定率	全国平均以上	99.4%	全国平均 99.2%
子育て応援宣言企業の登録数	6,000社	6,055社	-

※出所：「平成28年度福岡県総合計画実施状況報告」を基に監査人作成

イ 福岡県雇用対策協定に基づく取組

県は、誰もが意欲と能力を活かして働くことができる社会の実現に向け、厚生労働省福岡労働局（以下「福岡労働局」という。）と、平成27年10月22日に「福岡県雇用対策協定」を締結した。当該協定は、県及び福岡労働局が相互に連携・協力し、地域の実情に応じた雇用の創出に取り組むことや、きめ細かな実効性のある就職支援等を効果的、一体的に実施することを目的としている。

県、福岡労働局及び県内各公共職業安定所は当該協定に基づき、毎年度「福岡県雇用対策協定に基づく事業計画」（以下「事業計画」という。）を取りまとめ、各施策に対する相互理解を深めつつ雇用問題の改善に取り組んでいる。

平成28年度事業計画における取組の概要、その目標値及び実績値は次のとおりである。

<事業計画における取組の概要>

1 地方創生に向けた取組の推進

- (1) 地域における雇用創出と人材確保の推進
- (2) 東京圏等からの人材還流の促進（UIJターン就職の促進）

2 女性・若者・中高年齢者・障害者の活躍促進

- (1) ハローワークの求人情報等の提供
- (2) 女性の活躍促進
- (3) 若者の活躍促進
- (4) 中高年齢者の活躍促進
- (5) 「70歳現役社会～生涯現役社会」の実現
- (6) 障害者の活躍促進

3 重層的なセーフティネットの構築

- (1) 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援
- (2) 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した能力開発

4 「働き方改革」に向けた取組

※出所：「平成28年度福岡県雇用対策協定に基づく事業計画」

<事業計画における目標値及び実績値>（国関係分は除く）

1 地方創生に向けた取組の推進		
指標	目標値	実績値
支援企業における正規雇用者数	700人以上	880人
九州・山口の企業への就職者数	100人	(調査中)
2 女性・若者・中高年齢者・障害者の活躍促進		
指標	目標値	実績値
子育て女性就職支援センターによる就職者数	750人	721人
子育て応援宣言企業の登録数	6,000社	6,055社
子育て中の女性を対象とした職業訓練による就職者数	420人以上	183人
新規高校卒業者の就職内定率	全国平均以上 (99.2%以上)	99.4%
新規大学等卒業者の就職内定率	全国平均以上 (97.7%以上)	94.3%
若者しごとサポートセンター利用者の就職者数	6,400人以上	6,293人
30代チャレンジ応援センター利用者の就職者数	1,000人以上	780人
フリーター等の若者の常用雇用者数	16,244人以上	16,360人
若者サポートステーション進路決定者数	450人以上	566人

中高年就職支援センター	利用者数	1,000人以上	1,183人
	うち就職者数	700人以上	710人
中高年就職支援センター	利用者数	2,000人以上	1,828人
出前相談	うち就職者数	1,100人以上	1,109人
70歳まで働ける企業の割合		30%以上	21.3%
障害者雇用率		法定雇用率の達成 (2.0%)	1.95%
3 重層的なセーフティネットの構築			
指標		目標値	実績値
公共職業訓練 の就職率	高等技術専門学校	80%以上	86.2%
	障害者職業能力 開発校	70%以上	73.3%
		65%以上	73.6%
		55%以上	48.6%
4 「働き方改革」に向けた取組			
指標		目標値	実績値
子育て応援宣言企業の登録数		6,000社	6,055社

※出所：「平成28年度事業計画における取組実績」を基に監査人作成

ウ 福岡県職業能力開発計画に基づく取組

県は、県内において行われる職業能力開発に関する基本となる計画として、職業能力開発促進法第7条第1項の規定に基づき、職業能力開発計画を策定している。

県の職業能力開発計画は、国（厚生労働省）が職業能力開発促進法第5条1項の規定に基づき策定する職業能力開発基本計画と整合性を図るよう策定されている。県は、対象期間を平成24年度から平成28年度までとする第9次福岡県職業能力開発計画を平成23年度に策定しており、平成28年度は当該計画の最終年度にあたる。

＜職業能力開発基本計画及び職業能力開発計画について＞

(職業能力開発基本計画)

第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他の法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第7条第1項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
 - (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
 - (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。

(都道府県職業能力開発計画等)

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第5条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

※出所：「職業能力開発促進法」

平成29年度から平成33年度までを計画の対象期間として新たに策定されている第10次福岡県職業能力開発計画には、第9次福岡県職業能力開発計画における取組状況が記載されている。その概要は、次のとおりである。

＜第9次福岡県職業能力開発計画における取組状況＞

1 将来の成長分野と労働力需要拡大分野における人材育成の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ システムLSIカレッジ事業や水素人材の育成、グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクトの推進 ・ 農業分野、福祉・介護分野や新たな雇用創出が見込める新生活産業分野への人材移転の推進 ・ 情報通信分野やサービス分野における職業訓練の推進
2 ものづくり分野における人材育成の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい技術動向等を踏まえた、高等技術専門校の施設内訓練の充実化 (自動車整備科にハイブリッド車整備士養成訓練を、電気設備科に太陽光発電システム施工技術者養成訓練を導入)
3 海外事業展開に対応する人づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間教育訓練機関等を活用した委託訓練において、「英語ビジネス科」を実施
4 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間教育訓練機関等を活用した委託訓練について、広告デザイン科、作業機械免許習得科を新設するなど、産業ニーズや訓練ニーズに対応した科目の見直しを実施
5 個々の特性に合った職業能力開発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年代別・対象別就職支援センター事業等による、若年者や中高年者、女性、障がい者など個々の特性にあった職業能力開発、就職支援の推進
6 キャリア教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育と連携した職業観の形成や、学校、産業界との連携による実践的な技術、技能を習得する事業等の実施
7 在職者に対する職業能力開発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の認定訓練助成事業費補助金を活用した、認定職業訓練を実施する中小企業等に対する運営費及び施設設備費の助成
8 技能を尊重する社会づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発イベントの充実による技能継承の推進 ・ 県独自の技能評価認定制度の創設

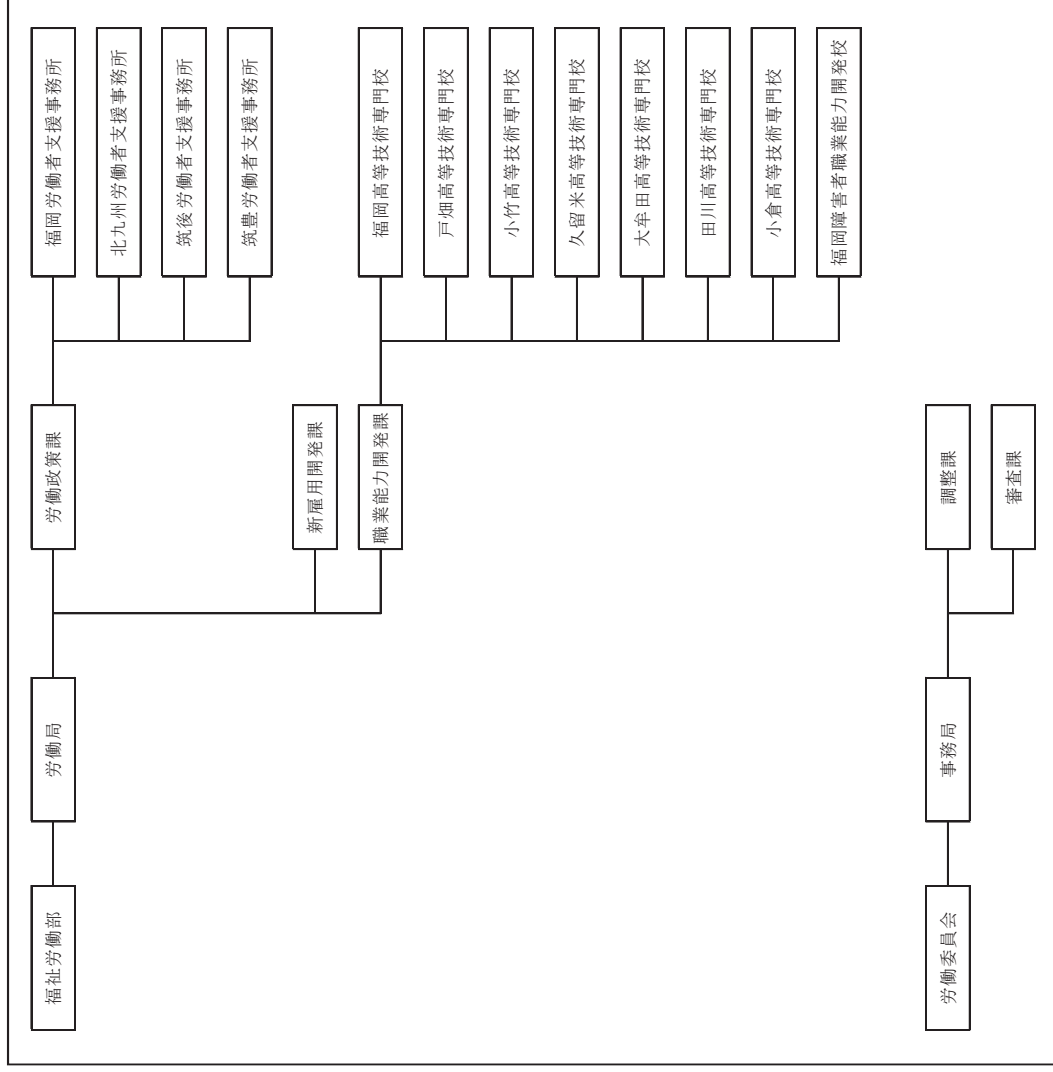
※出所：「第10次福岡県職業能力開発計画」

(2) 雇用労働施策に係る組織体制

ア 雇用労働施策に係る組織図及び人員体制

県の雇用労働施策については、福祉労働部労働局及び労働委員会が主に所管している。その組織体制は次のとおりである。

＜福祉労働部労働局及び労働委員会の組織体制＞（平成29年4月1日現在）



※出所：「労働局組織図」及び「福岡県行政機構一覧」を基に監査人作成

福祉労働部労働局及び労働委員会の職員数は次のとおりである。

＜職員配置数＞（平成29年3月31日現在）

福祉労働部労働局			
	区分	職員数	
労働政策課	本庁	30人	
	福岡労働者支援事務所	10人	
	北九州労働者支援事務所	9人	
	筑後労働者支援事務所	8人	
	筑豊労働者支援事務所	10人	
	小計	67人	
新雇用開発課	本庁	20人	
	本庁	18人	
職業能力開発課	福岡高等技術専門学校	24人	
	戸畑高等技術専門学校	12人	
	小竹高等技術専門学校	22人	
	久留米高等技術専門学校	17人	
	大牟田高等技術専門学校	12人	
	田川高等技術専門学校	16人	
	小倉高等技術専門学校	12人	
	福岡障害者職業能力開発校	23人	
		小計	156人
		福祉労働部労働局合計	243人
労働委員会事務局			
	区分	職員数	
調整課		9人	
	審査課	9人	
	労働委員会事務局合計	18人	

※出所：「労働局組織図」及び「平成28年度事務局職員及び組織」を基に監査人作成

イ 各部署の所掌事務

(7) 労働政策課の所掌事務

労働政策課は、雇用対策の推進、年代別（若者、30代、中高年等）の就業支援、労使関係安定対策、勤労者福祉対策の実施を主な業務内容とする部署であり、詳細は次のとおりである。

＜労働政策課の所掌事務＞（平成29年9月15日時点）

係名	所掌事務
管理係	庶務に関すること
	福祉労働部労働局の予算の総括に関すること
	財務会計に関すること
	労働者支援事務所に関すること
	福祉労働部労働局各課の連絡調整に関すること
	労働関係調整法の施行に関すること
	労働組合法の規定に基づく労働協約の地域的の一般的拘束力及び福岡県労働委員会委員の任命に関すること
	地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく調停又は仲裁の請求に関すること
	地域雇用開発促進法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと
	労働行政の総合企画、調査及び調整に関すること
労働福祉係	労働教育に関すること
	福岡県労働委員会との連絡に関すること
	勤労青少年福祉法の施行に関すること
	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用手配の改善の促進に関する法律の施行に関すること
	介護労働者の雇用手配の改善等に関する法律の施行に関すること
	個別労使紛争の解決の促進に関すること
	労働関係の調査等に関すること
	労働福祉の推進に関すること
	中小企業の労務管理の改善及び指導に関すること
	労働金融に関すること
就業支援係	福岡県立北九州勤労青少年文化センターに関すること
	公益通報者保護に関すること
	雇用対策法の施行に関すること
	港湾労働法の施行に関すること

※出所：「福岡県行政組織規則」

また、労働行政の円滑な運営を図るため、県は、労働者支援事務所を県内に4か所設置しており、労働条件に関することや賃金未払い等の労働相談を受け付けている。また、各労働者支援事務所には、新雇用開発課所管の子育て女性就職支援センターが設置されており、就職を希望する子育て中の女性に対し、仕事と子育てに関する情報提供、就職相談、就職あっせん等を実施している。

＜各労働者支援事務所の所在地及び所管区域＞

名称	所在地	所管区域
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都市、築上郡
筑後労働者支援事務所	久留米市	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
筑豊労働者支援事務所	飯塚市	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

※出所：「福岡県労働者支援事務所設置条例」

＜労働者支援事務所の所掌事務＞（平成29年9月15日時点）

<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係調整法の施行に関すること ・労働関係の情報収集及び指導に関すること ・中小企業の労働問題の相談に関すること ・個別労使紛争の解決の促進に関すること ・就業の支援等に関すること ・中小企業の労務管理の改善及び指導に関すること ・労働福祉の推進に関すること ・庶務に関すること ・財務会計に関すること 	<p>※出所：「福岡県行政組織規則」</p>
---	------------------------

(4) 新雇用開発課の所掌事務

新雇用開発課は、雇用機会の均等・仕事と家庭の両立推進、障がい者雇用対策、高齢者雇用対策及び新しい就業形態の開発を主な業務内容とする部署であり、詳細は次のとおりである。

＜新雇用開発課の所掌事務＞（平成29年9月15日時点）

係名	所掌事務
企画開発係	新しい就業形態の開発に関すること
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関すること
	庶務に関すること
	財務会計に関すること
障がい者雇用係	障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の施行に関すること
雇用均等・両立係	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に関すること
	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関すること
	子育て女性の就業支援に関すること

※出所：「福岡県行政組織規則」

(ウ) 職業能力開発課の所掌事務

職業能力開発課は、公共職業訓練の実施、事業主等の行う職業訓練の支援、技能振興対策、職業訓練指導員試験の実施及び免許証の交付を主な業務内容とする部署であり、詳細は次のとおりである。

＜職業能力開発課の所掌事務＞（平成29年9月15日時点）

係名	所掌事務
管理係	庶務に関すること
	財務会計に関すること
	高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校に関すること
公共訓練係	職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、公共職業訓練に関すること
	地域雇用開発促進法の施行に関する事務のうち、職業訓練に関すること
技能振興係	職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと
	職業訓練団体に関すること 技能振興に関すること

※出所：「福岡県行政組織規則」

また、県は、職業訓練を実施する施設として、職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき職業能力開発校を設置しているほか、同条第4項の規定に基づき、障害者職業能力開発校の運営を国から委託されている。

＜職業能力開発校及び障害者職業能力開発校について＞

(国及び都道府県が行う職業訓練等)

第15条の7 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第16条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあっては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

- (1) 職業能力開発校（普通職業訓練（次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- (2) 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程（次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。）のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- (3) 職業能力開発大学校（高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- (4) 職業能力開発促進センター（普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- (5) 障害者職業能力開発校（前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。）

(公共職業能力開発施設)

- 第16条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。
- 2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。
- 3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営については必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。
- 4 国は、第1項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。
- 5 公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

※出所：「職業能力開発促進法」

県内には、職業能力開発校（県では高等技術専門校と呼称）が7か所、障害者職業能力開発校が1か所設置されている。

これらの各施設は、就職、転職、再就職を希望する者が有利な条件で就職できるように、時代に即した技能と関連知識を習得させ、職業に必要な能力を開発し、産業構造の変動に対応できる技能者を育成する職業訓練を実施している。また、各施設は、在職中の労働者に対して、技術革新、産業構造の変化等に対応する技能及び知識を習得させるための在職者訓練や各種技能検定等の援助業務を併せて行っている。

各施設の訓練科目及び所掌事務は次のとおりである。

＜各高等技術専門校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞（平成28年度）

名称	所在地	訓練科目
福岡高等技術専門校	福岡市東区	電力系電気工事科／第二種自動車系自動車整備科／印刷・製本系製版科／設備施工系冷凍空調設備科／第一種情報処理系ソフトウェア管理科／ものづくり溶接科／アパレルサービス科／建築科
戸畑高等技術専門校	北九州市戸畑区	機械系機械製図科／溶接科／機械科／介護サービス科
小竹高等技術専門校	鞍手郡小竹町	第二種自動車系自動車整備科／第二種情報処理系プログラム設計科／ものづくり鉄工科／機械科／建築科／塗装科／介護サービス科
久留米高等技術専門校	久留米市	第二種自動車系自動車整備科／メカトロニクス系メカトロニクス科／介護サービス科／建築科
大牟田高等技術専門校	大牟田市	電力系電気工事科／オフィスビジネス系 0A 事務科／溶接科／機械科
田川高等技術専門校	田川市	オフィスビジネス系 0A 事務科／電気工事科／自動車整備科／木工家具科／左官科
小倉高等技術専門校	北九州市小倉南区	オフィスビジネス系 0A 事務科／住宅施工科／左官科／アパレル工芸科
福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区	機械系機械製図科／建築施工系建築設計科／デザイン系商業デザイン科／オフィスビジネス系 0A 事務科／第二種情報処理系プログラム設計科／流通ビジネス科／総合実務科

※出所：「福岡県行政組織規則」

〈各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務〉（平成28年度）

名称		課名	所掌事務
福岡高等 技術専門学校	イ	庶務課	訓練生に関すること 委託訓練に関すること 庶務に関すること 財務会計に関すること
	ロ		第二種自動車系自動車整備科、第一種情報処理系ソフトウェア管理科及び建築科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関することのうち、他課に属しないこと
戸畑高等 技術専門学校	イ	訓練 第二課	電力系電気工事科、印刷・製本系製版科、設備施工系冷凍空調設備科、ものづくり溶接科及びアパレルサービス科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関することのうち、イの訓練科に係るものに関すること
	ロ		訓練生に関すること 委託訓練に関すること 庶務に関すること 財務会計に関すること
小竹高等 技術専門学校	イ	訓練 第一課	訓練科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関すること
	ロ		訓練生に関すること 委託訓練に関すること 庶務に関すること 財務会計に関すること
久留米高等 技術専門学校	イ	訓練 第二課	第二種情報処理系プログラム設計科、機械科及び介護サービス科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関することのうち、他課に属しないこと
	ロ		第二種自動車系自動車整備科、ものづくり鉄工科、建築科及び塗装科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関することのうち、イの訓練科に係るものに関すること
大牟田高等 技術専門学校	イ	訓練 第一課	訓練生に関すること 委託訓練に関すること 庶務に関すること 財務会計に関すること
	ロ		訓練科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関すること
	イ	訓練 第二課	訓練生に関すること 委託訓練に関すること 庶務に関すること 財務会計に関すること
	ロ		訓練科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関すること
	イ	訓練 第一課	訓練生に関すること 委託訓練に関すること 庶務に関すること 財務会計に関すること
	ロ		電力系電気工事科、溶接科及び機械科の職業訓練に関すること 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関することのうち、イの訓練科に係るものに関すること

名称	課名	所掌事務
田川高等 技術専門学校	庶務課	イ 訓練生に関すること ロ 委託訓練に関すること ハ 庶務に関すること ニ 財務会計に関すること
	訓練 第一課	イ 電気工事科及び自動車整備科の職業訓練に関すること ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する ことのうち、他課に属しないこと
	訓練 第二課	イ オフィスビジネス系0A事務科、木工家具科及び左官科の職 業訓練に関すること ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する ことのうち、イの訓練科に係るものに関すること
	訓練 第一課	イ 訓練生に関すること ロ 委託訓練に関すること ハ 庶務に関すること ニ 財務会計に関すること ホ オフィスビジネス系0A事務科の職業訓練に関すること ヘ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する ことのうち、他課に属しないこと
小倉高等 技術専門学校	訓練 第二課	イ 住宅施工科、左官科及びアパレル工芸科の職業訓練に関すること ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する ことのうち、イの訓練科に係るものに関すること
	庶務課	イ 訓練生に関すること ロ 委託訓練に関すること ハ 庶務に関すること ニ 財務会計に関すること
	訓練 第一課	イ 建築施工系建築設計科、デザイン系商業デザイン科及び総合実 務科の職業訓練に関すること ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する 事務のうち、他課に属しないこと
	訓練 第二課	イ 機械系機械製図科、オフィスビジネス系0A事務科、第二種情 報処理系プログラム設計科及び流通ビジネス科の職業訓練に関す ること ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する 事務のうち、イの訓練科に係るものに関すること

※出所：「福岡県行政組織規則」

(工) 労働委員会事務局の所掌事務

労働委員会事務局は、労働争議のあっせん、調停、仲裁や不当労働行為の審査、労働組合の資格審査を主な業務内容とする部署であり、詳細は次のとおりである。
 <労働委員会事務局の所掌事務> (平成29年9月15日時点)

課名	所掌事務
	争議行為の発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知の受理に関すること
	労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること
	労働争議の実情調査に関すること
	職業安定法第20条第2項の規定に基づく通報に関すること
	労働委員会委員、特別調整委員及びあっせん員候補者に関すること
	臨検又は検査に従事する者に対する証明書の交付に関すること
	総会、公益委員会議、各種委員会の招集及び議事並びに諸会議に関すること
	議事録の作成に関すること
調整課	規則及び規程の制定又は改廃に関すること
	労働委員会(以下「委員会」という。)の事務を行うために必要な労働関係の調査及び統計並びに判例、文献等の資料の収集、整理及び保存に関すること
	庶務に関すること(審査課に係るもの(職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等)に関するものを除く)を含む)
	財務会計に関すること(審査課に係るものを含む)
	職員の福利厚生に関すること
	広報に関すること
	事務局に属する事務で他課に属しないこと
	労働組合の資格審査及び証明に関すること
	不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知、緊急命令の申立及び訴訟に関すること
	労働協約の拡張適用に関すること
審査課	労働関係調整法第42条の規定に基づく請求に関すること
	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定及び告示並びに同条第3項の規定に基づく通知の受領に関すること
	庶務に関することのうち、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること

※出所：「福岡県労働委員会事務局処務規程」

(3) 監査対象部署における決算状況

平成24年度から平成28年度までにおける福祉労働部労働局及び労働委員会事務局の決算状況は、次のとおりである。

ア 労働政策課の決算状況

労働政策課の決算状況は次のとおりである。

【歳出】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
2款 総務費					
1項 総務管理費					
1目 一般管理費					
3節 職員手当等	17,097	31,328	20,821	20,022	17,014
2目 人事管理費					
9節 旅費	81	79	820	79	294
10目 諸費					
23節 償還金、利子及び割引料	320,832	294,447	310,595	2,269,752	345,821
5款 生活労働費					
7項 労働企画費					
1目 労働総務費					
1節 報酬	20,864	17,366	21,735	9,943	11,175
2節 給料	344,778	307,992	319,732	308,442	309,340
3節 職員手当等	180,418	165,505	166,554	164,242	171,593
4節 共済費	119,740	112,558	111,658	101,943	103,695
7節 賃金	10,081	12,058	374	94	356
8節 報償費	104	853	80	229	422
9節 旅費	3,323	3,236	3,280	4,086	4,806
10節 交際費	129	152	171	143	157
11節 需用費	7,451	9,357	11,790	10,640	8,963
12節 役務費	714	706	730	783	1,042
13節 委託料	958,462	1,179,219	2,324,454	811,129	296,960
14節 使用料及び賃借料	2,026	3,016	3,043	1,137	7,139
15節 工事請負費	-	1,575	-	-	2,398
18節 備品購入費	444	1,127	-	1,344	-
19節 負担金、補助及び交付金	21,281	30,163	152,478	209,454	202,932
27節 公課費	49	29	49	23	68
2目 労働教育費					
8節 報償費	806	671	712	545	774
9節 旅費	69	87	74	91	156
11節 需用費	47	-	68	91	2
14節 使用料及び賃借料	-	-	-	4	45

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
3目 労働福祉費					
9節 旅費	19	36	38	53	49
11節 需用費	28	28	101	109	80
12節 役員費	73	62	79	69	53
13節 委託料	80,286	79,757	79,538	79,623	79,647
14節 使用料及び賃借料	-	20	-	-	20
19節 負担金、補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
21節 貸付金	121,449	108,856	83,840	74,245	74,245
9項 失業対策費					
1目 雇用促進費					
4節 共済費	39	16	11	4	3
8節 報償費	5,867	2,776	1,561	668	-
9節 旅費	78	-	-	-	-
11節 需用費	719	-	-	-	-
13節 委託料	1,176	600	336	144	-
19節 負担金、補助及び交付金	2,922,803	1,853,951	2,095,389	536,952	-
25節 積立金	10,781,740	7,787,555	338,414	48,509	-
歳出計	15,924,072	12,006,184	6,049,523	4,655,595	1,640,245

【歳入】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
8款 使用料及び手数料					
1項 使用料					
1目 総務使用料					
1節 行政財産使用料	880	880	945	1,053	979
9款 国庫支出金					
2項 国庫補助金					
1目 総務費国庫補助金					
6節 地方創生推進事業費補助金	-	-	-	-	59,493
4目 生活労働費国庫補助金					
11節 雇用促進費補助金	10,769,875	7,775,449	479,430	218,963	146,112
3項 委託金					
4目 生活労働費委託金					
7節 労働総務委託金	459	469	545	536	532

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
10 款 財産収入					
1 項 財産運用収入					
2 目 利子及び配当金					
1 節 利子及び配当金	15,377	23,095	27,605	13,466	-
12 款 繰入金					
2 項 基金繰入金					
13 目 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金					
1 節 基金繰入金 緊急雇用臨時特例基金	3,622,828	3,141,091	4,434,759	3,618,797	-
26 目 ふるさと雇用再生特別基金繰入金					
1 節 基金繰入金 ふるさと雇用再生基金	384,639	-	-	-	-
14 款 諸収入					
4 項 貸付金元利収入					
4 目 生活労働貸付金元金収入					
2 節 労働金庫貸付金償還金	121,449	108,856	83,840	74,245	74,245
8 項 雑入					
2 目 雑入					
2 節 雇用保険料納付金	235	223	177	105	93
8 節 広告収入	184	176	246	107	221
23 節 勤労青少年文化センター管理費負担金	50,792	50,879	50,857	50,184	50,190
57 節 雑入	1	2,375	5,443	10,047	12,651
歳入計	14,966,719	11,103,492	5,083,846	3,987,504	344,516

※出所：「定期監査・決算等審査調書」を基に監査人作成

イ 新雇用開発課の決算状況

新雇用開発課の決算状況は次のとおりである。

なお、平成28年度の決算額には、「新生活産業の育成・振興」に係るものが含まれているが、この事業は、平成28年度から商工部に移管されたため、今回の監査対象とはしていない。

【歳出】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
2款 総務費					
1項 総務管理費					
1目 一般管理費					
3節 職員手当等	8,061	8,322	9,054	8,049	11,186
2目 人事管理費					
9節 旅費	1	1	184	186	1
10目 諸費					
23節 償還金、利子及び割引料	-	382	547	-	549
5款 生活労働費					
7項 労働企画費					
1目 労働総務費					
2節 給料	90,778	84,238	86,438	86,216	78,839
3節 職員手当等	50,738	49,992	49,469	50,466	45,980
4節 共済費	32,449	31,445	31,360	30,680	29,832
7節 賃金	-	-	-	-	148
9節 旅費	28	11	-	3	11
11節 需用費	231	211	188	17	12
14節 使用料及び賃借料	52	58	62	25	-
3目 労働福祉費					
1節 報酬	6,601	6,570	6,605	8,121	10,088
4節 共済費	1,027	1,034	1,043	1,288	1,583
8節 報償費	217	428	311	364	312
9節 旅費	1,188	1,847	1,117	1,198	856
11節 需用費	2,398	2,739	3,245	2,098	4,035
12節 役務費	574	556	578	589	907
13節 委託料	221,592	140,850	225,202	61,735	55,679
14節 使用料及び賃借料	3	20	14	27	2,188
15節 工事請負費	-	-	-	-	659
18節 備品購入費	275	-	-	-	-
19節 負担金、補助及び交付金	8,792	9,733	9,195	8,950	10,799

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
9項 失業対策費					
1目 雇用促進費					
8節 報償費	531	573	1,424	935	534
9節 旅費	1,457	1,408	2,268	1,610	1,395
11節 需用費	912	652	2,185	1,375	1,458
12節 役務費	7	42	5	9	31
13節 委託料	240,931	246,017	251,829	281,354	247,358
14節 使用料及び 賃借料	898	1,172	1,876	1,211	1,878
19節 負担金、補助 及び交付金	60,398	45,250	39,144	35,677	26,504
歳出計	730,138	633,550	723,345	582,182	532,820

【歳入】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
9款 国庫支出金					
2項 国庫補助金					
1目 総務費国庫補助金					
6節 地方創生推進 事業費補助金	-	-	-	-	103,273
4目 生活労働費国庫補助金					
11節 雇用促進費 補助金	34,385	34,385	32,565	36,400	37,783
12款 繰入金					
2項 基金繰入金					
9目 障害者自立支援対策臨時特例基金繰入金					
1節 基金繰入金 障害者自立支援 基金	23,885	-	-	-	-
13目 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金					
1節 基金繰入金 緊急雇用臨時特例 基金	308,610	225,902	309,953	76,930	-
14款 諸収入					
8項 雑入					
2目 雑入					
2節 雇用保険料 納付金	33	29	25	33	35
45節 雑入	-	0	0	1,206	-
歳入計	366,914	260,316	342,542	114,569	141,090

※出所：「定期監査・決算等審査調書」を基に監査人作成

ウ 職業能力開発課の決算状況

職業能力開発課の決算状況は次のとおりである。

【歳出】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
2款 総務費					
1項 総務管理費					
1目 一般管理費					
3節 職員手当等	16,986	14,609	15,243	15,755	17,782
2目 人事管理費					
9節 旅費	120	162	433	580	376
10目 諸費					
23節 償還金、利子及び割引料	5	2	18	126	14
5款 生活労働費					
8項 職業訓練費					
1目 職業訓練総務費					
1節 報酬	160	149	138	298	370
2節 給料	714,394	643,098	665,722	675,505	674,279
3節 職員手当等	398,795	377,477	385,078	397,234	403,299
4節 共済費	257,641	246,836	250,394	238,945	240,095
7節 貸金	15,733	35,960	36,271	25,102	23,611
8節 報償費	55	45	59	-	59
9節 旅費	922	726	879	756	603
11節 需用費	689	325	653	624	738
14節 使用料及び賃借料	30	25	34	28	27
19節 負担金、補助及び交付金	150,835	133,475	131,487	139,163	140,967
2目 職業訓練費					
1節 報酬	151,919	143,918	142,140	148,132	150,369
4節 共済費	21,559	21,577	20,987	21,721	21,639
8節 報償費	120,611	112,943	113,949	103,801	88,769
9節 旅費	9,635	9,636	9,062	8,506	8,249
11節 需用費	106,069	115,041	104,649	94,540	87,371
12節 役務費	13,400	12,551	11,956	13,232	12,271
13節 委託料	1,747,981	1,558,159	1,598,472	1,678,471	1,484,783
14節 使用料及び賃借料	22,332	22,499	21,768	18,111	21,285
15節 工事請負費	22,348	32,610	7,596	13,197	1,502,607
16節 原材料費	1,128	546	808	887	1,099
18節 備品購入費	45,801	33,668	37,876	35,352	31,874
19節 負担金、補助及び交付金	869	953	1,830	949	1,136
27節 公課費	188	121	185	134	175
歳出計	3,820,205	3,517,112	3,557,686	3,631,148	4,913,849

【歳入】		(単位：千円)				
科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
8 款 使用材料及び手数料						
1 項 使用料						
1 目 総務使用料						
1 節 行政財産 使用料	245	1,570	1,655	1,782	1,721	
2 項 手数料						
4 目 生活労働手数料						
2 節 職業訓練関係 手数料	-	-	696	864	878	
9 款 国庫支出金						
2 項 国庫補助金						
4 目 生活労働費国庫補助金						
9 節 職業訓練総務 費補助金	320,577	306,366	300,944	308,969	311,179	
10 節 職業訓練費 補助金	239,277	226,600	218,911	215,557	483,827	
7 目 県土整備費国庫補助金						
8 節 建築指導費 補助金	196	2,460	-	-	-	
3 項 委託金						
4 目 生活労働費委託金						
8 節 職業訓練事業 委託金	2,019,380	1,820,813	1,815,717	1,851,272	1,781,054	
10 款 財産収入						
1 項 財産運用収入						
1 目 財産貸付収入						
1 節 建物貸付料	7,535	6,080	5,391	5,391	4,013	
2 節 土地貸付料	21	21	24	26	26	
2 項 財産売払収入						
2 目 物品売払収入						
2 節 不用品売払代	222	65	77	36	592	
3 目 生産物売払収入						
1 節 高等技術専門 校製作品売払代	-	103	142	320	170	
12 款 繰入金						
2 項 基金繰入金						
13 目 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金						
1 節 基金繰入金 緊急雇用臨時特例 基金	33,456	36,740	47,962	61,600	-	

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
14款 諸収入					
4項 貸付金元利収入					
4目 生活労働貸付金元金収入					
3節 職業訓練受講 資金等貸付金 償還金	3	2	14	21	-
5項 受託事業収入					
3目 生活労働受託事業収入					
5節 高等技術専門 校加工受託金	1,455	910	952	607	809
8項 雑収入					
2目 雑収入					
2節 雇用保険料 納付金	872	843	782	669	536
4節 庁舎等維持 負担金	5,867	6,581	7,005	6,025	5,683
57節 雑収入	12,356	11,870	14,307	19,187	17,598
5目 違約金及び延納利息					
1節 違約金及び 延納利息	-	-	-	24	-
歳入計	2,641,461	2,421,023	2,414,581	2,472,349	2,608,086

※出所：「定期監査・決算等審査調書」を基に監査人作成

工 労働委員会事務局の決算状況

労働委員会事務局の決算状況は次のとおりである。

【歳出】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
2款 総務費					
1項 総務管理費					
1目 一般管理費					
3節 職員手当等	-	-	506	550	376
2目 人事管理費					
9節 旅費	1	0	-	1	0
5款 生活労働費					
10項 労働委員会費					
1目 委員会費					
1節 報酬	59,431	58,610	57,819	56,156	54,424
8節 報償費	670	260	2,136	1,006	-
9節 旅費	4,015	3,629	3,958	3,576	3,744
11節 需用費	6	25	25	831	174
12節 役務費	527	367	650	744	112
2目 事務局費					
2節 給料	88,509	83,817	89,086	89,152	84,032
3節 職員手当等	53,573	51,549	51,884	53,379	50,995
4節 共済費	32,018	31,692	32,757	30,750	29,052
8節 報償費	20	10	20	15	20
9節 旅費	311	354	449	479	450
10節 交際費	3	42	26	17	10
11節 需用費	1,324	1,259	1,281	1,036	1,281
12節 役務費	203	195	187	171	177
14節 使用料及び 賃借料	18	91	158	171	173
19節 負担金、補助 及び交付金	120	130	120	120	160
歳出計	240,749	232,029	241,064	238,153	225,181

【歳入】

(単位：千円)

科目名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
歳入計	-	-	-	-	-

※出所：「定期監査・決算等審査調書」を基に監査人作成

(4) 雇用労働施策に関する主な財政的援助団体の概要

県は、雇用労働施策に関して様々な団体に対し補助金の交付及び業務委託等を行っている。平成28年度の実績は次のとおりであり、団体別の状況については、本包括外部監査において、財政的援助団体調査及び関係人に対する調査の対象となった団体のみ記載している。

＜平成28年度雇用労働施策に係る負担金、補助及び交付金交付実績＞ (単位：千円)

所管課	交付団体名	補助金等の名称	金額
労働政策課	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会	福岡先端ものづくりカイゼン人材育成・雇用創造プロジェクト事業費補助金	182,829
	公益社団法人福岡県雇用対策協会	福岡県雇用対策協会補助金	5,079
	ほか8団体	—	15,678
		小計	203,586
新雇用開発課	公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会	高齢者就業機会確保事業費補助金	15,600
	ほか11団体	—	20,518
		小計	36,118
職業能力開発課	28団体	—	140,967
労働委員会	1団体	—	115
		合計	380,785

※出所：「定期監査・決算審査調査調書」を基に監査人作成

＜平成28年度雇用労働施策に係る業務委託実績＞ (単位：千円)

所管課	委託先	委託事業名	金額
労働政策課	公益社団法人 福岡県雇用対策協会	福岡県若者しごとサポートセンター／福岡県30代チャレンジ応援センター事業総括・コーディネート等業務	66,294
		福岡県正規雇用促進企業支援センター事業業務	15,449
		福岡県中高年就職支援センター事業総括・コーディネート等業務	12,553
		福岡県若者しごとサポートセンター事業個別就職相談等業務	69,685
	株式会社 ACR	福岡県30代チャレンジ応援センター事業個別就職相談等業務	49,209
		福岡県中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務	40,756
	特定非営利活動法人 JACFA	若者自立支援事業（福岡県若者サポートステーション及び筑後サポートステーション事業）業務	17,631
		株式会社ヒューリス アカデミー	福岡県30代チャレンジ応援センター事業デジタルコンテンツクリエイター育成業務
	ほか8団体	—	99,499
			小計

所管課	委託先	委託事業名	金額
新雇用開発課	公益社団法人福岡県雇用対策協会	福岡県70歳現役応援センター事業業務	59,163
	公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会	福岡県70歳現役応援センター事業（介護を学ぶセミナー）業務	1,023
	株式会社ACR	福岡県70歳現役応援センター事業（就業・社会参加支援事業）業務	68,742
		福岡県70歳現役応援センター事業（70歳現役職域発掘・創造事業）業務	3,690
	子育て応援宣言企業合同会社説明会実施業務	4,203	
職業能力開発課	ほか22団体	—	166,215
		小計	303,037
	229団体	—	1,393,397
		合計	2,072,299

注：上記負担金、補助及び交付金、委託事業の実績には、新雇用開発課所管の「新生活産業の育成・振興」に係るものが含まれているが、この事業は、平成28年度から商工部に移管されたため、今回の監査対象とはしていない。

※出所：「定期監査・決算等審査調書」を基に監査人作成

次項に、補助金の交付先であり、かつ、補助金及び委託料の金額的重要性が高い（合計金額が1億円を超える）、福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創地域協議会及び公益社団法人福岡県雇用対策協会の2団体について、概要を記載する。

ア 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会

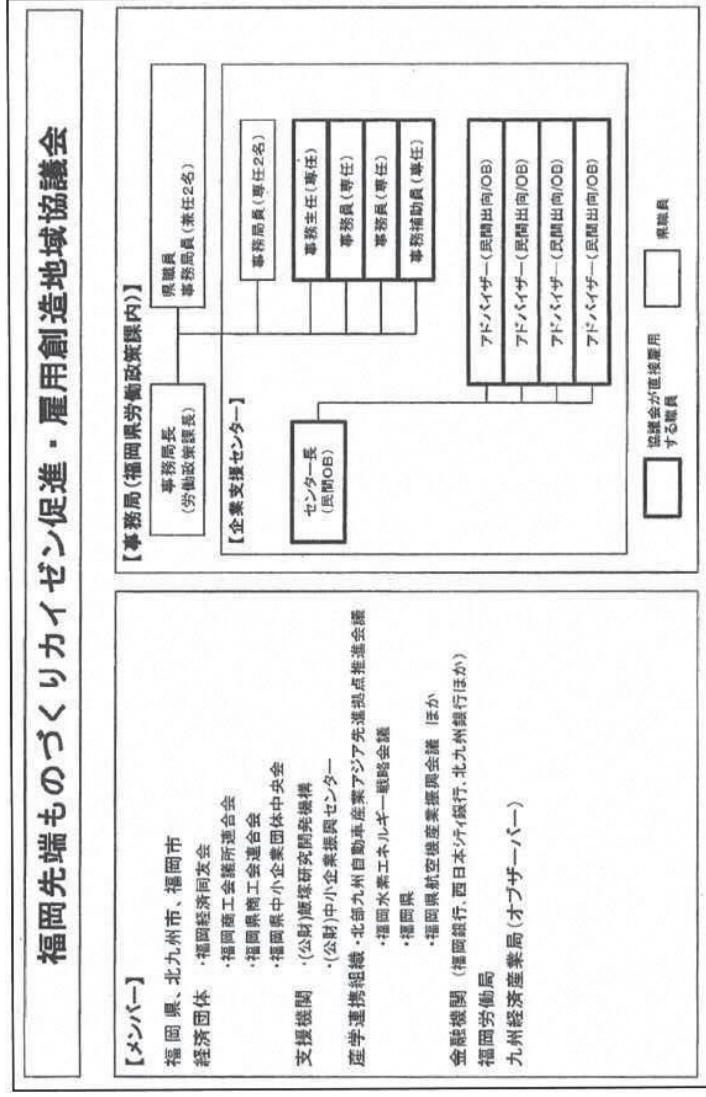
福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「本協議会」という。）は、県、北九州市及び福岡市ほか、産学連携組織、支援機関、国、金融機関などから構成され、「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」の推進機関として、事業計画の企画立案、事業の進捗管理、支援対象企業の指定など、事業推進に係る意思決定を行っている。本協議会の設置目的、組織体制、実施事業及び平成28年度における決算状況は次のとおりである。

＜福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会の趣旨及び目的＞

「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会」は、福岡県において戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して実施する先端成長分野における人材の確保・育成、カイゼン指導や設備投資の支援等について協議・検討し、当該支援等を実施することにより、先端成長分野におけるさらなる事業拡大と良質で安定的な雇用を創出することを目的とします。

※出所：福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会のホームページ

＜福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会の体制図＞



※出所：「戦略産業雇用創造プロジェクト 事業構想提議書（平成27年12月18日）」

＜福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会の実施事業＞

事業メニュー	実施事業
地域マネージメント強化メニュー	地域の関係者が一体となって雇用創造に取り組むための土壌の構築、その他事業主の雇用拡大や求職者の人材育成を実施するために必要な事業
事業主向け雇用拡大支援メニュー	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用機会の拡大及び生産現場の改善に向けた事業
求職者向け雇用拡大支援メニュー	求職者を対象とする、先端成長産業分野において求められる人材を育成する事業

※出所：「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト平成28年度事業計画」

＜福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会の平成28年度決算状況＞

【収入の部】

(単位：千円)

項目	内訳	決算額
先端ものづくりカイゼン人材育成・雇用創造プロジェクト事業費補助金	国補助金	146,112
	県補助金	36,717
	小計	182,829
雑入	預金利息	1
収入合計		182,831

【支出の部】

(単位：千円)

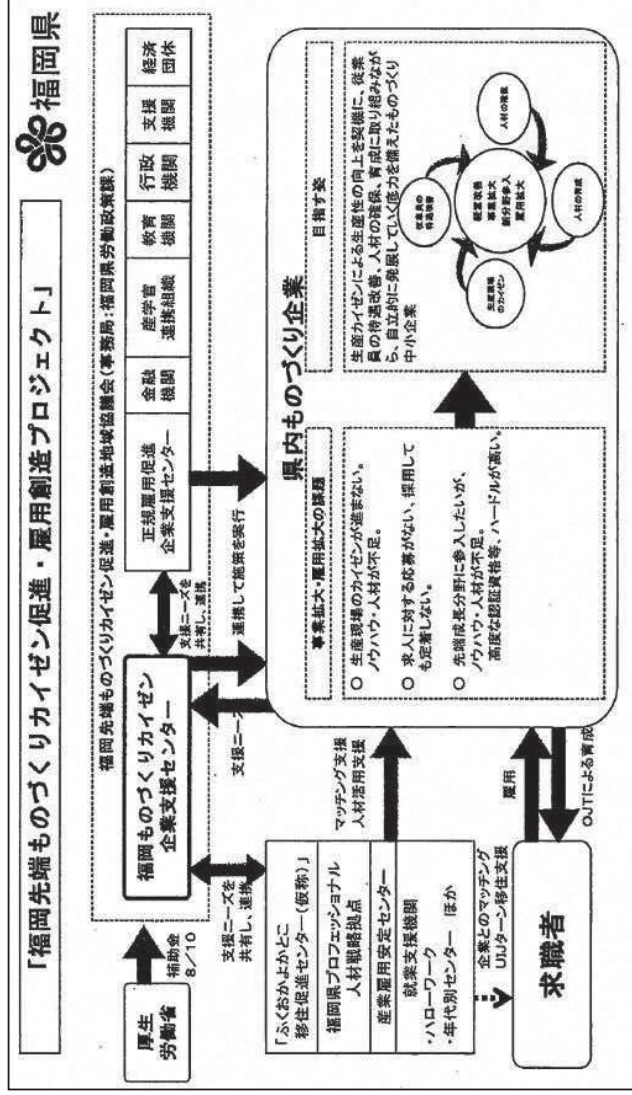
項目	内訳	決算額
地域マネージメント強化メニュー費	協議会運営事業費	469
	企業支援センター運営事業費	40,492
	合同会社説明会・面談会	11,610
小計	52,572	
事業主向け雇用拡大支援メニュー費	中核人材育成支援事業	17,407
	新規雇用者育成支援事業	112,852
支出合計		182,831

※出所：「平成28年度地域協議会決算」を基に監査人作成

なお、「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」とは、県が厚生労働省補助事業「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用し、自動車や水素・燃料電池等の成長産業を担う企業の生産性向上や労働環境の改善を図り、県の経済活性化を目指す取組である。プロジェクト期間は、平成28年度から平成30年度までを予定している。

「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」の実施体制及び具体的な取組内容は、次のとおりである。

＜事業実施体制図＞



※出所：「戦略産業雇用創造プロジェクト 事業構想提案書 (平成27年12月18日)」

＜福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクトの内容＞

1. 「ものづくりカイゼン企業支援センター」の設置
プロジェクト推進の相談窓口として、「ものづくりカイゼン企業支援センター」を設置します。センターでは次のような事業を行っています。
 - (1) 「福岡ものづくりカイゼン企業支援アドバイザー」によるカイゼン指導及び助成金の活用支援
センター内に「福岡ものづくりカイゼンアドバイザー」（地元大手企業の生産管理部門のOB等）を配置し、対象分野における県内の「ものづくり企業」を対象に、生産性の向上や品質の向上を目指す企業に個別訪問によるアドバイザーを実施（無料）。また、活用可能な助成金等について御案内します。
 - (2) 各種助成金の運用及び活用支援
主に下記の助成金を運用し、その利用を促進します。
 - ・社員レベルアップ研修助成金
 対象分野への新規参入や事業の拡大を目指すために必要な社員のレベルアップ研修にかかる研修開催経費や研修への派遣事業等を助成
 - ・新規雇用者育成助成金
 対象分野への新規参入や事業の拡大を目指すために人材を新たに雇用・育成する場合、目的にあった人材を確保するための人件費や育成に係る経費を助成
 - ・UJターン体験訪問助成金
 対象分野への新規参入や事業の拡大を目指すために必要な県外に在住する人材を企業に招き、実際の現場を見学・体験してもらうための旅費・宿泊費を助成
 - (3) 求職者とのマッチング支援
合同会社説明会・面談会を開催することにより、求職者と事業者のマッチングを促進します。
 - (4) 対象事業に係る雇用を伴う設備投資に対する支援
 - ・地域雇用開発奨励金の上乗せ支給
 - ・厚生労働省「戦略産業雇用創造プロジェクト利子補給金」を活用した低利融資
2. ものづくり基盤人材育成事業
県内ものづくり中小企業を対象にもものづくりの基盤となる技術にかかる講座を実施
3. 新分野参入支援
 - (1) 医療福祉機器関連産業参入支援事業
 - (2) 航空機産業参入支援

※出所：福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会のホームページ

イ 公益社団法人福岡県雇用対策協会

公益社団法人福岡県雇用対策協会（以下「雇用対策協会」という。）は、県の中小企業を始めとする産業界に必要な労働者の確保及び勤労意欲のある求職者への就労支援を目的とする法人である。国や県、関係機関等と協力し、合同会社説明会や各種セミナー開催等の事業を行っている。

雇用対策協会の概要及び決算状況は次のとおりである。

＜公益社団法人福岡県雇用対策協会の概要＞

沿革	平成4年4月3日設立（任意団体としては、昭和45年4月1日創立） 平成23年4月1日 公益社団法人へ移行
目的	公益社団法人福岡県雇用対策協会は、県、関係機関及び地域雇用対策団体などと協力し、必要な雇用対策を協議、推進することにより、福岡県における中小企業を始めとする産業界の所要若年労働力の確保及び勤労意欲のある者の就労の安定に資し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

	<p>① 概ね30代までの若者と企業とをつなぐ事業 概ね30代までの職を求める若者を対象として、職業観形成から就職後の定着促進に至るまで、相談・助言、研修やセミナー等を通じた就職支援を行う。 また、若年労働力の確保という地元産業界の要請に応えるため、合同会社説明会・面接会等を通じた求職者と企業とのマッチングを図る。</p> <p>② 中高年齢者の就職を支援する事業 離職期間が長期化する傾向にある概ね40歳から64歳までの中高年齢者に対して、相談・助言、資格取得講座の実施等を通じて、中高年齢者の早期の再就職支援を行うとともに、ホームページやメルマガ等による有用な情報の提供を行う。</p> <p>③ 70歳現役応援センター事業 高齢者が年齢に関わりなく職場や地域で活躍できる選択肢の多い70歳現役社会づくりを推進するため、70歳現役応援センターにおいて、高齢者の就業等の場の拡大、高齢者に対する社会参加の支援・啓発等を行う。 また、「生涯現役促進地域連携事業（厚生労働省所管）」を活用し、これまでの取組を基礎に質的な拡充を図ることとし、業種を特化した企業へのアプローチや高齢者の就業への意欲喚起、知識・技能の習得支援等に取り組み、高齢者の雇用・就業の拡大を進める。</p> <p>④ 法人運営 法人運営のために必要な会議の開催を行う。</p>
事業内容	
会員数	245社(平成29年5月25日現在)

※出所：公益社団法人福岡県雇用対策協会のホームページを基に監査人作成

<公益社団法人福岡県雇用対策協会の平成28年度決算状況>

【収益】

(単位：千円)

事業区分 項目	概ね30代までの若者と企業とをつなぐ事業	中高年齢者の就職を支援する事業	70歳現役応援センター事業	法人運営	合計
受取会費	708	—	—	2,830	3,538
事業収益	105,688	30,389	68,363	—	204,440
受取補助金等	5,076	—	—	—	5,076
雑収益	54	5	—	2,267	2,325
経常外収益	2,253	—	—	—	2,253
収益計	113,778	30,394	68,363	5,097	217,632

【費用】

(単位：千円)

事業区分 項目	概ね30代までの若者と企業とをつなぐ事業	中高年齢者の就職を支援する事業	70歳現役応援センター事業	法人運営	合計
事業費	111,961	30,394	69,000	—	211,355
管理費	—	—	—	1,929	1,929
費用計	111,961	30,394	69,000	1,929	213,284

※出所：「平成28年度 正味財産増減計算書内訳表」を基に監査人作成

3 雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等に関する調査結果

(1) 調査の目的及び方法

監査人は、県の雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等を把握するため、各所管部署に対し調査票を配付し、平成26年度から平成28年度までにおけるコスト、財源及び指標情報を入手した。

調査方法及び記載情報の算出方法は次のとおりである。

<コスト等の調査方法及び算出方法>

1. コストについて	
人件費以外の項目	事業別又は施設別の平成26年度から平成28年度までの項目ごとの金額を入手している。
事業別の人件費	イ 平成26年度から平成28年度までの各課別の人件費総額及び年間在籍者数を入手し、各課一人当たり人件費を算出した。 ロ 平成26年度から平成28年度までの県職員全体の年間平均就業時間を行政経営企画課から入手した。 ハ 事務事業評価の対象事業について、事務事業評価書に記載されている「職員が事業に関与した時間」をロの年間平均就業時間で割り、各年度の事業ごとの人工数を算出した。 ニ ハの人工数にイの一人当たり人件費を乗じ、事業ごとの人件費を算出している。
施設別の人件費	イ 平成26年度から平成28年度までの各課別の人件費総額及び年間在籍者数を入手し、各課一人当たり人件費を算出した。 ロ 施設別の年間在籍者数を入手した。 ハ イの一人当たり人件費にロの施設別年間在籍者数を乗じ、施設別の人件費を算出している。
労働委員会事務局の人件費	コスト項目に人件費情報も含まれており、平成26年度から平成28年度までの項目ごとの金額を入手している。
人件費以外の項目	平成26年度から平成28年度までの項目ごとの金額を事業別又は施設別に入手している。
2. 財源について	
平成26年度から平成28年度までの項目ごとの金額を事業別又は施設別に入手している。	
3. 指標情報について	
平成26年度から平成28年度までの主な指標と考えられる情報を事業別又は施設別に入手している。	
4. 指標当たりコストについて	
「1. コスト」の合計額を「3. 指標情報」のうち、主な指標と考えられる指標情報で割ることとで、事業別又は施設別の指標当たりコストを算出している。	

(2) 調査の対象

平成28年度において福祉労働部労働局で実施された事業、各労働者支援事務所、各高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校に加え労働委員会事務局を対象としている。

<調査対象の事業及び実績>

所管	No	事業名又は施設名	備考
労働政策 課	1	先端ものづくりカイゼン人材育成・雇用創造プロジェクト事業費	注1
	2	若者しごとサポーターセンター事業費	
	3	30代チャレンジ応援センター事業費	
	4	若者自立支援事業費	
	5	中高年就職支援センター事業費	
	6	中小企業労働力確保対策費	注1
	7	職場適応訓練費	注1
	8	正規雇用促進特別対策費	
	9	若者の九州・山口ふるさと就職促進費	注1
	10	労使関係安定促進費	注2
	11	労使関係安定促進費 (働く女性ワンストップ応援・労働相談充実事業)	注2
	12	労働関係調査委託費	注1
	13	勤労者文化体育推進事業費	注1
	14	労働金融対策費	注1
	15	福岡労働者支援事務所	注3
	16	北九州労働者支援事務所	注3
	17	筑後労働者支援事務所	注3
	18	筑豊労働者支援事務所	注3
新雇用開 発課	19	SOHO 育成支援事業費	注1
	20	子育て応援宣言企業推進費	
	21	子育て女性就職支援センター事業費 (労働者支援事務所分を含む)	注3
	22	雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査費	注1
	23	シルバークリエイティブセンター育成・強化費	注1
	24	70歳現役社会推進費	
	25	障害者雇用促進費	注1
	26	障害者就業・生活支援事業費	
	27	中小企業障害者雇用拡大事業費	注1
	28	職業訓練振興対策費	注1
職業能力 開発課	29	若年者専修学校等技能習得資金事業費	注1
	30	ものづくり技能継承事業費	注1
	31	職業訓練充実刷新費	注4
	32	養成訓練費	注4
	33	職業転換訓練費	注4
	34	障害者職業訓練費	注4
	35	職業訓練施設整備費	注4
	36	地域就業対策訓練費	注4
	37	求職者技能習得訓練事業費	注4

所管	No	事業名又は施設名	備考
職業能力 開発課 (つづき)	38	高等技術専門学校建設費	注4
	39	高等技術専門学校職業紹介事業費	注4
	40	障害者職域拡大支援事業費	注4
	41	企業実習一体型職業訓練費	注4
	42	職員費（非常勤職業訓練指導員）	注4
	43	子育て女性就職促進事業費	注1
	44	福岡高等技術専門学校	
	45	戸畑高等技術専門学校	
	46	小竹高等技術専門学校	
	47	久留米高等技術専門学校	
	48	大牟田高等技術専門学校	
	49	田川高等技術専門学校	
50	小倉高等技術専門学校		
労働委員会事務局	51	福岡障害者職業能力開発校	
	52	労働委員会事務局	

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

注1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

注2：表中の事業のうち、N o.10 及びN o.11 は労働者支援事務所で実施している事業であり、事業別のコスト、財源及び指標情報は、各労働者支援事務所に含まれていることから、事業別のコスト、財源、指標情報は記載を省略している。

注3：表中の事業のうち、N o.21 は各労働者支援事務所で実施している事業であるが、委託料等は新雇用開発課で支出していることから、新雇用開発課及び各労働者支援事務所でコストを要している事業である。そのため、N o.15からN o.18までの各労働者支援事務所の項目に「新雇用開発課予算分（主に子育て女性就職支援センター関係）」として、各労働者支援事務所で直接要したコスト等を掲載するほか、N o.21 では、新雇用開発課及び各労働者支援事務所において要したコスト等の合計を記載している。

注4：表中の事業のうち、N o.31 からN o.42 までは各高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校で実施している事業であり、事業別のコスト、財源、指標情報は、各高等技術専門学校等に含まれていることから、事業別のコスト、財源、指標情報は記載を省略する。

(3) 調査の結果

ア 労働政策課所管の事業等

(7) 先端ものづくりカイゼン人材育成・雇用創造プロジェクト事業費

<事業概要>

- 1 アドバイザーによる個別相談対応、カイゼン指導（企業支援センター運営費）
- 2 労働環境改善にかかるアドバイス
- 3 中核人材確保のための求人力強化支援
- 4 中核人材育成支援
- 5 新分野参入支援
- 6 地域協議会運営事業

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度※1 ※2	H27年度※1 ※2	H28年度 ※2
人件費			
報酬	7,610,896	-	-
共済費	1,163,530	-	-
旅費	85,960	-	-
委託料	1,122,513,037	92,203,783	248,400
負担金、補助及び交付金	138,875,790	181,149,137	182,829,040
コスト計 (a)	1,270,249,213	273,352,920	183,077,440

※1：平成26年度、平成27年度は「グリーンイノベーション人材育成・雇用創造プロジェクト」で実施していたため、当該事業のコストを記載している。

※2：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	1,042,971,979	-	-
生活労働費国庫補助金 (雇用開発支援事業費等補助金)	179,023,000	218,556,000	-
生活労働費国庫補助金(戦略産業雇用創 造プロジェクト事業費補助金)	-	-	146,112,000
雑入(雇用保険料納付金)	27,092	-	-
一般財源	48,227,142	54,796,920	36,965,440
計	1,270,249,213	273,352,920	183,077,440

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
個別訪問・相談対応等件数 (件)	355	264	413
事業主向け支援対象人数 (人) (b)	221	325	380
求職者向け支援対象人数 (人) (c)	142	232	153

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	1,270,249,213	273,352,920	183,077,440
支援対象人数計 (人) (d=b+c)	363	557	533
支援対象者一人当たりコスト(円) (a/d)	3,499,309	490,759	343,485

(イ) 若者しごとサポートセンター事業費

＜事業概要＞

- 1 適性見極め相談
- 2 面接訓練研修
- 3 短期集中就活塾
- 4 就職活動実践セミナー
- 5 就職促進セミナー
- 6 就職ガイダンス・合同会社面接会・交流会
- 7 地元企業紹介
- 8 就職協定締結
- 9 就職情報交換会

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	15,765,011	16,071,540	16,494,085
旅費	-	-	408,200
役員費	-	-	20,120
委託料	129,230,698	142,178,299	140,416,664
コスト計(a)	144,995,709	158,249,839	157,339,069

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
総務費国庫補助金 (地方創生推進交付金)	-	-	40,069,642
雑入(広告収入)	246,000	106,600	221,400
一般財源	144,749,709	158,143,239	117,048,027
計	144,995,709	158,249,839	157,339,069

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数	(人) (b)	6,015	6,293
就職者のうち正規雇用者数	(人)	4,469	5,466
個別就職相談件数	(件)	10,917	11,875
セミナー参加者数	(人)	6,900	7,744

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計	(円) (a)	158,249,839	157,339,069
就職者数	(人) (b)	6,015	6,293
就職者一人当たりコスト	(円) (a/b)	26,309	25,002

(ウ) 30代チャレンジ応援センター事業費

＜事業概要＞

- 1 個別相談
- 2 地区別実践型基礎研修
- 3 ステップ型専門研修
- 4 正規雇用限定合同会社説明会・面談会

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	11,684,041	11,911,220	12,224,385
需用費	-	140,400	-
委託料	246,969,382	22,599,191	53,998,855
コスト計 (a)	258,653,423	34,650,811	66,223,240

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	208,985,208	-	-
一般財源	49,668,215	34,650,811	66,223,240
計	258,653,423	34,650,811	66,223,240

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	1,340	913	780
就職者のうち正規雇用者数 (人)	889	613	513
個別就職相談件数 (件)	2,805	2,084	1,982
研修参加者数 (人)	849	664	994
合同会社説明会・面談会 参加企業数 (社)	185	166	123
合同会社説明会・面談会 参加者数 (人)	650	730	375

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	258,653,423	34,650,811	66,223,240
就職者数 (人) (b)	1,340	913	780
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	193,025	37,953	84,902

(エ) 若者自立支援事業費

<事業概要>

- 1 個別相談
- 2 研修事業
- 3 就労体験
- 4 交流スペースでの支援
- 5 地域の若者支援機関とのネットワーク維持・構築

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	21,233,110	21,645,958	22,215,064
委託料	32,834,982	33,931,902	31,660,786
コスト計 (a)	54,068,092	55,577,860	53,875,850

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	54,068,092	55,577,860	53,875,850
計	54,068,092	55,577,860	53,875,850

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
進路決定者数 (人) (b)	563	569	566
新規登録者数 (人)	714	606	575
相談件数 (件)	8,419	10,151	11,106
セミナー等参加者数 (人)	7,227	9,371	8,006
就労体験者数 (人)	290	304	294

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	54,068,092	55,577,860	53,875,850
進路決定者数 (人) (b)	563	569	566
進路決定者一人当たりコスト (円) (a/b)	96,036	97,676	95,187

(イ) 中高年就職支援センター事業費

＜事業概要＞

- 1 センターの運営
- 2 キャリアコンサルティング (個別就職相談)
- 3 出前相談 (個別就職相談)
- 4 基本セミナー (2日間)
- 5 ハローワークと連携した個別マッチング支援
- 6 職種別セミナー
- 7 個別企業面接会の実施
- 8 事業主向け個別相談の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	6,433,057	6,558,139	6,730,563
旅費	28,000	4,320	6,650
需用費	290,000	210,438	212,328
委託料	80,157,401	72,638,096	53,308,800
コスト計 (a)	86,908,458	79,410,993	60,258,341

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	59,380,000	50,652,000	-
総務費国庫補助金 (地方創生推進交付金)	-	-	19,423,372
一般財源	27,528,458	28,758,993	40,834,969
計	86,908,458	79,410,993	60,258,341

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (中高年センター計) (人) (b)	2,782	3,070	3,014
就職者数 (センター県) (人)	677	706	710
就職者数 (センター国) (人)	1,093	1,257	1,195
就職者数 (出前相談) (人)	1,012	1,107	1,109
個別就職相談件数 (件)	11,847	11,268	10,209
セミナー参加者数 (人)	970	886	1,215

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	86,908,458	79,410,993	60,258,341
就職者数 (中高年センター計) (人) (b)	2,782	3,070	3,014
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	31,240	25,867	19,993

(ハ) 中小企業労働力確保対策費

＜事業概要＞

- 1 公益社団法人福岡県雇用対策協会に対する助成
 2 雇用主啓発事業

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
報酬	4,197,600	4,208,400	4,155,960
共済費	566,030	545,466	423,361
旅費	673,140	674,900	610,990
需用費	1,207,000	1,188,424	966,596
役員費	99,500	75,000	-
委託料	24,408	28,296	22,464
使用料及び賃借料	205,345	294,295	212,809
負担金、補助及び交付金	4,778,036	5,082,713	5,075,984
コスト計 (a)	11,751,059	12,097,494	11,468,164

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	11,751,059	12,097,494	11,468,164
計	11,751,059	12,097,494	11,468,164

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
公正採用選考人権啓発推進員 設置事業所数 (所)	7,116	7,297	7,701
公正採用選考人権啓発推進員 設置事業所前期比増加数 (所) (b)	291	181	404

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	11,751,059	12,097,494	11,468,164
公正採用選考人権啓発推進員 設置事業所前期比増加数 (所) (b)	291	181	404
設置増加一社当たりコスト (円) (a/b)	40,382	66,837	28,387

(※) 職場適応訓練費

<事業概要>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
1 一般職場適応訓練	※1	※1	※1
2 職場実習	10,952	4,258	2,736
報償費	1,560,680	668,130	-
委託料	336,000	144,000	-
コスト計 (a)	1,907,632	816,388	2,736

(単位：円)

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

<財源内訳>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (職業転換訓練費負担金)	952,598	407,433	-
一般財源	955,034	408,955	2,736
計	1,907,632	816,388	2,736

(単位：円)

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
訓練実施人数 (人)	4	1	-
訓練修了者数 (人)	3	1	-
雇用契約締結者数 (人) (b)	3	-	-

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	1,907,632	816,388	2,736
雇用契約締結者数 (人) (b)	3	-	-
雇用契約者一人当たりコスト (円) (a/b)	635,877	-	-

(ウ) 正規雇用促進特別対策費

＜事業概要＞

- 1 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおける企業に対する人材確保支援
 2 研修会の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費		8,582,965	17,617,248
委託料		11,012,523	15,449,076
コスト計 (a)		19,595,488	33,066,324

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源		19,595,488	33,066,324
計		19,595,488	33,066,324

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
正規雇用就職者数 (人) (b)		262	880
研修会 (セミナー) 参加者数 (人)		376	503

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)		19,595,488	33,066,324
正規雇用就職者数 (人) (b)		262	880
正規雇用者一人当たりコスト (円) (a/b)		74,792	37,575

(ケ) 若者の九州・山口ふるさと就職促進費

<事業概要>

九州・山口共同インターンシップの実施				
九州・山口UIJターン就職応援フェアの実施				

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費		※1	※1
旅費		614,720	1,394,867
需用費		1,055,509	552,965
負担金、補助及び交付金		14,312,000	-
コスト計 (a)		15,982,229	1,947,832

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源		15,982,229	1,947,832
計		15,982,229	1,947,832

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
説明会、面接会参加者人数		331	752
うち九州内企業への就職者数		37	(調査中)

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計		15,982,229	1,947,832
九州内企業への就職者数		37	(調査中)
九州内企業への就職者一人当たりコスト (a/b)		431,952	

(コ) 労働関係調査委託費

＜事業概要＞

- 1 労働組合基礎調査の実施
- 2 実態調査の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
旅費	48,015	133,910	63,590
需用費	20,860	53,546	133,285
役員費	475,625	348,441	335,384
コスト計 (a)	544,500	535,897	532,259

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費委託金 (労働関係総合調査委託費)	544,500	535,897	532,259
計	544,500	535,897	532,259

＜指標＞

指標は設定されていない。

＜指標当たりコスト＞

指標が設定されていないため、指標当たりコストは算定していない。

(4) 勤労者文化体育推進事業費

<事業概要>

1 福岡県民さわやかマラソン大会事業費に対する助成

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
負担金、補助及び交付金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
コスト計 (a)	1,000,000	1,000,000	1,000,000

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
マラソン大会申込者数 (人) (b)	2,513	2,135	1,992

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	1,000,000	1,000,000	1,000,000
マラソン大会申込者数 (人) (b)	2,513	2,135	1,992
申込者一人当たりコスト (円) (a/b)	398	468	502

(イ) 労働金融対策費

＜事業概要＞

- 1 中小企業従業員及び求職者に対する生活資金融資制度を実施
(貸付金の原資を九州労働金庫に預託)

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
貸付金	83,840,000	74,245,000	74,245,000
コスト計 (a)	83,840,000	74,245,000	74,245,000

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっており、事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働貸付金元金収入	83,840,000	74,245,000	74,245,000
計	83,840,000	74,245,000	74,245,000

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
中小企業従業員生活資金等貸付金 新規貸付件数 (件)	23	24	11
中小企業従業員生活資金等貸付金 新規貸付額 (円)	17,350,000	19,470,000	9,240,000
求職者支援資金貸付金新規件数 (件)	-	-	-
求職者支援資金貸付金新規貸付額 (円)	-	-	-

＜指標当たりコスト＞

貸付金は九州労働金庫への預託金であるため、事業の指標当たりコストの算定は行わない。

(ア) 福岡労働者支援事務所

＜事業概要＞

19ページ＜労働者支援事務所の所掌事務＞を参照。

A) 労働政策課予算分（主に労働相談対応関係）

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	53,798,933	56,581,575	57,593,215
報酬	1,567,776	1,540,668	1,577,376
共済費	88,870	149,864	502,771
旅費	127,610	144,030	135,790
交際費	5,000	-	-
需用費	432,271	570,092	494,128
役員費	102,597	83,830	81,502
委託料	-	18,154	18,154
使用料及び賃借料	7,272	7,272	870
コスト計 (a)	56,130,329	59,095,485	60,403,806

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	35,342	56,507	38,281
一般財源	56,094,987	59,038,978	60,365,525
計	56,130,329	59,095,485	60,403,806

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数 (件) (b)	5,088	4,659	4,671
あわせん件数 (件)	14	12	11
うち解決件数 (件)	6	6	4

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	56,130,329	59,095,485	60,403,806
相談件数 (件) (b)	5,088	4,659	4,671
相談一件当たりコスト (円) (a/b)	11,032	12,684	12,932

B) 新雇用開発課予算分（主に子育て女性就職支援センター関係）

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	25,317,145	20,927,432	21,301,600
報酬	1,702,800	3,194,100	3,387,600
共済費	274,022	514,400	536,154
報償費	110,604	110,500	104,500
旅費	94,610	109,070	120,860
需用費	261,061	208,098	189,588
役務費	155,324	131,358	184,183
コスト計 (a)	27,915,566	25,194,958	25,824,485

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	8,507	16,671	13,560
一般財源	27,907,059	25,178,287	25,810,925
計	27,915,566	25,194,958	25,824,485

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	228	229	285
相談件数 (件)	1,914	1,970	2,208
セミナー参加者数 (人)	97	161	136
合同会社説明会参加者数 (人)	159	126	118

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	27,915,566	25,194,958	25,824,485
就職者数 (人) (b)	228	229	285
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	122,437	110,022	90,612

※：コスト中子育て女性職業紹介事業に係る委託料等については、新雇用開発課で一括計上しており、各労働者支援事務所別には計上されていない。そのためここでは各労働者支援事務所に計上されているコスト等のみ記載している。

なお、子育て女性就職支援センター事業全体のコスト等については、「イ 新雇用開発課所の事業等 (ウ) 子育て女性就職支援センター事業費」に記載しており、そのコスト等には、ここで記載しているコスト等を含んでいる。

(特) 北九州労働者支援事務所

＜事業概要＞

19ページ＜労働者支援事務所の所掌事務＞を参照。

A) 労働政策課予算分（主に労働相談対応関係）

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	49,051,969	48,589,535	48,914,785
報酬	1,669,608	1,748,808	2,999,232
共済費	52,272	90,071	45,692
賃金	228,160	93,990	-
旅費	141,420	205,660	153,860
交際費	5,000	-	-
需用費	789,330	686,559	1,323,893
役員費	73,642	51,974	227,507
委託料	-	-	614,088
使用料及び賃借料	78,430	90,340	6,228,458
備品購入費	-	69,984	-
負担金、補助及び交付金	3,000	3,000	294,310
公課費	24,600	-	34,200
コスト計 (a)	52,117,431	51,629,921	60,836,025

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	22,380	21,730	16,716
一般財源	52,095,051	51,608,191	60,819,309
計	52,117,431	51,629,921	60,836,025

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数 (件) (b)	2,739	2,598	2,417
あっせん件数 (件)	8	6	4
うち解決件数 (件)	7	4	2

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	52,117,431	51,629,921	60,836,025
相談件数 (件) (b)	2,739	2,598	2,417
相談一件当たりコスト (円) (a/b)	19,028	19,873	25,170

B) 新雇用開発課予算分（主に子育て女性就職支援センター関係）

＜事業別コスト＞

（単位：円）

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	22,152,502	21,943,661	22,090,548
報酬	1,593,000	1,573,440	3,209,810
共済費	258,400	260,058	492,963
報償費	46,750	55,000	60,500
旅費	87,960	67,800	87,290
需用費	190,000	177,299	358,132
役務費	155,183	170,588	276,646
委託料	-	-	5,268
使用料及び賃借料	1,680	1,040	1,972,116
負担金、補助及び交付金	-	-	127,416
コスト計 (a)	24,485,475	24,248,886	28,680,689

＜財源内訳＞

（単位：円）

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	7,968	7,856	6,851
一般財源	24,477,507	24,241,030	28,673,838
計	24,485,475	24,248,886	28,680,689

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	131	131	169
相談件数 (件)	1,331	1,369	1,807
セミナー参加者数 (人)	49	39	33
合同会社説明会参加者数 (人)	74	79	68

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	24,485,475	24,248,886	28,680,689
就職者数 (人) (b)	131	131	169
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	186,912	185,106	169,708

※：コスト中子育て女性職業紹介事業に係る委託料等については、新雇用開発課で一括計上しており、各労働者支援事務所別には計上されていない。そのためここでは各労働者支援事務所別に計上されているコスト等のみ記載している。

なお、子育て女性就職支援センター事業全体のコスト等については、「イ 新雇用開発課所の事業等 (ウ) 子育て女性就職支援センター事業費」に記載しており、そのコスト等には、ここで記載しているコスト等を含んでいる。

(ウ) 筑後労働者支援事務所

＜事業概要＞

19ページ＜労働者支援事務所の所掌事務＞を参照。

A) 労働政策課予算分（主に労働相談対応関係）

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	49,051,969	47,147,868	44,970,045
報酬	1,184,256	1,187,136	1,191,456
共済費	134,000	62,478	58,308
旅費	155,220	154,130	180,420
交際費	6,000	6,000	6,000
需用費	493,793	428,717	457,484
役員費	62,994	100,090	47,405
使用料及び賃借料	97,562	90,432	95,262
負担金、補助及び交付金	3,000	3,000	3,000
公課費	-	22,500	-
コスト計 (a)	51,188,794	49,202,351	47,009,380

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	43,690	24,900	20,208
一般財源	51,145,104	49,177,451	46,989,172
計	51,188,794	49,202,351	47,009,380

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数 (件) (b)	2,364	1,956	1,805
あっせん件数 (件)	17	7	4
うち解決件数 (件)	10	5	2

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	51,188,794	49,202,351	47,009,380
相談件数 (件) (b)	2,364	1,956	1,805
相談一件当たりコスト (円) (a/b)	21,653	25,155	26,044

B) 新雇用開発課予算分（主に子育て女性就職支援センター関係）

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	22,152,502	21,292,586	18,145,808
報酬	1,623,780	1,639,980	1,733,580
共済費	236,895	238,378	275,737
報償費	82,500	96,250	82,500
旅費	48,740	40,130	77,530
需用費	191,500	199,499	174,557
役務費	134,000	121,588	192,631
コスト計 (a)	24,469,917	23,628,411	20,682,343

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	-	-	6,936
一般財源	24,469,917	23,628,411	20,675,407
計	24,469,917	23,628,411	20,682,343

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	179	191	187
相談件数 (件)	1,571	1,530	1,312
セミナー参加者数 (人)	192	121	118
合同会社説明会参加者数 (人)	103	93	89

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	24,469,917	23,628,411	20,682,343
就職者数 (人) (b)	179	191	187
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	136,703	123,709	110,601

※：コスト中子育て女性職業紹介事業に係る委託料等については、新雇用開発課で一括計上しており、各労働者支援事務所別には計上されていない。そのためここでは各労働者支援事務所に計上されているコスト等のみ記載している。

なお、子育て女性就職支援センター事業全体のコスト等については、「イ 新雇用開発課所の事業等 (ウ) 子育て女性就職支援センター事業費」に記載しており、そのコスト等には、ここで記載しているコスト等を含んでいる。

(ウ) 筑豊労働者支援事務所

<事業概要>

19ページ<労働者支援事務所の所掌事務>を参照。

A) 労働政策課予算分（主に労働相談対応関係）

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	45,012,653	42,251,021	39,447,408
報酬	1,151,280	1,154,160	1,158,480
共済費	103,882	56,133	22,715
旅費	188,640	272,330	195,840
交際費	25,000	25,000	20,000
需用費	712,367	510,090	511,140
役員費	156,820	142,880	79,551
使用料及び賃借料	53,950	56,650	22,410
負担金、補助及び交付金	38,000	38,000	38,000
公課費	24,600	-	34,200
コスト計 (a)	47,467,192	44,506,264	41,529,744

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	40,793	-	16,783
一般財源	47,426,399	44,506,264	41,512,961
計	47,467,192	44,506,264	41,529,744

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数 (件) (b)	1,336	1,454	1,200
あっせん件数 (件)	14	10	10
うち解決件数 (件)	10	7	6

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	47,467,192	44,506,264	41,529,744
相談件数 (件) (b)	1,336	1,454	1,200
相談一件当たりコスト (円) (a/b)	35,529	30,610	34,608

B) 新雇用開発課予算分（主に子育て女性就職支援センター関係）

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	28,644,416	26,887,013	23,668,445
報酬	1,685,520	1,713,816	1,756,800
共済費	273,752	275,494	277,982
報償費	49,700	87,280	49,370
旅費	58,700	74,120	87,920
需用費	188,406	103,116	118,449
役務費	117,650	146,476	186,040
コスト計 (a)	31,018,144	29,287,315	26,145,006

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入（雇用保険料納付金）	8,424	8,553	7,162
一般財源	31,009,720	29,278,762	26,137,844
計	31,018,144	29,287,315	26,145,006

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	81	73	80
相談件数 (件)	513	498	605
セミナー参加者数 (人)	15	26	9
合同会社説明会参加者数 (人)	65	48	71

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	31,018,144	29,287,315	26,145,006
就職者数 (人) (b)	81	73	80
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	382,940	401,196	326,813

※：コスト中子育て女性職業紹介事業に係る委託料等については、新雇用開発課で一括計上しており、各労働者支援事務所別には計上されていない。そのためここでは各労働者支援事務所に計上されているコスト等のみ記載している。

なお、子育て女性就職支援センター事業全体のコスト等については、次項の「イ 新雇用開発課所管の事業等 (ウ)子育て女性就職支援センター事業費」に記載しており、そのコスト等には、ここで記載しているコスト等を含んでいる。

イ 新雇用開発課所管の事業等

(7) SOHO育成支援事業費

＜事業概要＞

1 福岡SOHOサポートセンターホームページの運営等

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
旅費	8,511	16,573	7,261
需用費	3,901	45,812	3,475
委託料	864,000	864,000	891,000
コスト計 (a)	876,412	926,385	901,736

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	876,412	926,385	901,736
計	876,412	926,385	901,736

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
ホームページアクセス数 (件)	120,074	118,834	119,093
SOHO事業者 (個人) 登録数 (件)	1,323	1,345	1,357
SOHOグループ登録数 (件)	159	161	161
エージェント登録数 (件)	198	198	198
クライアント企業登録数 (件)	2,775	2,781	2,795
仕事情報新規登録数 (件) (b)	95	95	75

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	876,412	926,385	901,736
仕事情報新規登録数 (件) (b)	95	95	75
仕事情報一件当たりコスト (円) (a/b)	9,225	9,751	12,023

(イ) 子育て応援宣言企業推進費

＜事業概要＞

1 子育て応援宣言企業合同会社説明会の開催				
2 子育て応援宣言企業登録拡大とホームページによる情報発信				
＜事業別コスト＞ (単位：円)				
項目	H26年度	H27年度	H28年度	
人件費	40,299,084	40,321,856	39,468,931	
旅費	308,095	495,996	220,733	
需用費	1,446,561	814,117	1,371,142	
役員費	15,840	18,000	23,760	
委託料	9,636,745	17,701,642	9,400,276	
負担金、補助及び交付金	-	-	1,000,000	
コスト計 (a)	51,706,325	59,351,611	51,484,842	

＜財源内訳＞

1 子育て応援宣言企業合同会社説明会の開催				
2 子育て応援宣言企業登録拡大とホームページによる情報発信				
＜財源内訳＞ (単位：円)				
項目	H26年度	H27年度	H28年度	
総務費国庫補助金 (地方創生推進交付金)	-	-	3,028,821	
一般財源	51,706,325	59,351,611	48,456,021	
計	51,706,325	59,351,611	51,484,842	

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
子育て応援宣言企業数 (社)	5,050	5,455	6,055
子育て応援宣言企業 前年比増加数 (社) (b)	302	405	600
男性の育児参加促進を 宣言する企業数 (社)	431	608	930

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	51,706,325	59,351,611	51,484,842
子育て応援宣言企業 前年比増加数 (社) (b)	302	405	600
子育て応援宣言企業 増加一社当たりコスト (円) (a/b)	171,213	146,547	85,808

(ウ) 子育て女性就職支援センター事業費（労働者支援事務所分を含む）

＜事業概要＞

- 1 就業に関するきめ細かな相談対応や情報提供の実施
- 2 就職に役立つセミナーの開催
- 3 職業紹介・就職あっせん、合同会社説明会の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	109,584,725	102,375,248	96,291,409
報酬	6,605,100	8,121,336	10,087,790
共済費	1,043,069	1,288,330	1,582,836
報償費	310,554	364,030	311,870
旅費	562,044	630,863	481,788
需用費	1,560,795	1,097,491	2,440,665
役員費	562,157	570,672	883,348
委託料	34,489,072	34,408,000	35,309,268
使用料及び賃借料	10,320	27,284	2,187,623
工事請負費	-	-	658,800
負担金、補助及び交付金	67,000	26,800	181,016
コスト計 (a)	154,794,836	148,910,054	150,416,413

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	34,489,072	-	-
総務費国庫補助金 (地方創生推進交付金)	-	-	21,647,856
雑入 (雇用保険料納付金)	24,899	33,080	34,509
一般財源	120,280,865	148,876,974	128,734,048
計	154,794,836	148,910,054	150,416,413

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	619	624	721
相談件数 (件)	5,329	5,367	5,932
セミナー参加者数 (人)	353	353	294
合同会社説明会参加者数 (人)	401	346	346

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	154,794,836	148,910,054	150,416,413
就職者数 (人) (b)	619	624	721
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	250,072	238,638	208,622

※：コスト中委託料等については、新雇用開発課で一括計上しており、各労働者支援事務所別には計上されていない。そのため本事業全体のコスト等を把握するため、新雇用開発課及び各労働者支援事務所におけるコスト等を合算している。

(エ) 雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査費

＜事業概要＞

1 企業、従業員対象の就業実態調査の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費			※1
委託料			3,509,579
コスト計 (a)			3,509,579

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源			3,509,579
計			3,509,579

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
有効回収事業所数 (所)			600
有効回収正規男性従業員数 (人)			1,090
有効回収正規女性従業員数 (人)			1,147
有効回収パートタイム労働者数 (人)			488

＜指標当たりコスト＞

この事業は調査事業であり、指標を用いて事業の指標当たりコストを算出することは困難であるため、算定していない。

(4) シルバー人材センター育成・強化費

＜事業概要＞

- 1 高齢者就業機会確保事業費補助金
- 2 シルバー人材センター運営費
- 3 高齢者就業機会確保事業普及促進費補助金

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
旅費	41,575	39,050	37,021
使用料及び賃借料	31,000	2,997	6,958
負担金、補助及び交付金	35,500,000	33,200,000	26,500,000
コスト計 (a)	35,572,575	33,242,047	26,543,979

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	35,572,575	33,242,047	26,543,979
計	35,572,575	33,242,047	26,543,979

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
高齢者就業機会確保事業費 実施市町村数 (団体)	54	54	54
高齢者就業機会確保事業費 実施会員数 (人) (b)	25,075	25,053	24,814
高齢者就業機会確保事業費 実施受注金額 (百万円)	10,056	10,184	10,422

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	35,572,575	33,242,047	26,543,979
高齢者就業機会確保事業費 実施会員数 (人) (b)	25,075	25,053	24,814
会員一人当たりコスト (円) (a/b)	1,419	1,327	1,070

(ハ) 70歳現役社会推進費

＜事業概要＞

- 1 70歳現役応援センター事業運営
- 2 就業・社会参加支援
- 3 普及・啓発
- 4 NPOとの協働推進事業

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	14,474,379	14,482,558	14,176,210
報償費	800,000	350,000	-
旅費	1,985,439	1,210,042	909,852
需用費	1,122,749	547,667	308,409
委託料	113,371,641	130,068,401	137,733,930
使用料及び賃借料	823,921	74,966	641,250
負担金、補助及び交付金	3,643,919	2,477,000	4,000
コスト計 (a)	136,222,048	149,210,634	153,773,651

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	47,842,830	-	-
総務費国庫補助金 (地方創生推進交付金)	-	-	61,590,898
一般財源	88,379,218	149,210,634	92,182,753
計	136,222,048	149,210,634	153,773,651

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
県内における「70歳まで働ける企業」の割合 (%)	17.9	19.5	21.3
65歳以上の就業者数 (人) ※1	-	263,576	-
65歳以上の就業率 (%) ※2	-	-	-
70歳現役応援センターによる進路決定者数 (人) (b)	1,042	1,342	1,492

※1：総務省「国勢調査」結果を基に新雇用開発課で算出したもの（5年毎の調査）。

※2：総務省「就業構造基本調査」を指標として活用。同調査は5年毎の調査であり、

次回調査はH29年、公表はH30年の予定。【参考】H19年 18.5%、H24年 17.7%

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	136,222,048	149,210,634	153,773,651
進路決定者数 (人) (b)	1,042	1,342	1,492
進路決定者一人当たりコスト (円) (a/b)	130,731	111,185	103,065

(※) 障害者雇用促進費

<事業概要>

- 1 障害者を対象とした求人事務所と障害のある求職者による障害者雇用促進面談会の開催
- 2 広く一般県民に障害者に対する理解と認識を深め、障害者の雇用の促進を図るため、あらゆる障害を克服し、社会人として職業的自立をしている勤労障害者及び永年にわたり、障害者の雇用の促進に貢献し、その結果が特に顕著であると認められる民間の団体又は個人や障害者の雇用に積極的に取り組むなど障害者の雇用の促進に貢献している事業主を表彰
- 3 障害者雇用率未達成企業に対する障害者雇用促進セミナーの開催
- 4 事業主に対する障害者雇用に関する制度の普及啓発
- 5 「障害者応援まごころ企業」認定制度の普及啓発

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
報償費	117,000	139,000	73,600
旅費	81,303	206,963	268,774
需用費	898,083	652,841	989,711
役員費	5,127	8,882	30,551
使用料及び賃借料	712,921	777,000	743,535
コスト計 (a)	1,814,434	1,784,686	2,106,171

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	1,814,434	1,784,686	2,106,171
計	1,814,434	1,784,686	2,106,171

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
県内障害者雇用率 (%)	1.80	1.88	1.95
障害者雇用促進面談会参加事業所数 (所)	171	154	162
障害者雇用促進面談会参加者数 (人)	955	1,009	1,017
障害者雇用促進セミナー参加企業数 (社)	430	447	423
県内障害者雇用率前期比 上昇ポイント (ポイント) (b)	0.04	0.08	0.07

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	1,814,434	1,784,686	2,106,171
県内障害者雇用率前期比 上昇ポイント (ポイント) (b)	0.04	0.08	0.07
雇用率前期比0.01ポイント 上昇当たりコスト (円) (a/b)	453,609	223,086	300,882

(ウ) 障害者就業・生活支援事業費

＜事業概要＞

- 1 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業
- 2 一般就労を希望する障害者の就労に向けた支援
- 3 特別支援学校（市立を含む）卒業生の就職拡大
- 4 知的障害者県職場体験実習事業の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	3,296,942	3,298,805	3,229,026
報償費	507,490	445,511	460,367
旅費	159,653	153,855	145,864
需用費	164,430	174,155	160,218
委託料	67,712,059	74,355,338	73,799,720
使用料及び賃借料	308,232	356,146	486,754
コスト計 (a)	72,148,806	78,783,810	78,281,949

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (地域生活支援事業費補助金)	-	5,792,000	7,175,000
生活労働費国庫補助金 (障害者総合支援事業費補助金)	32,565,000	30,608,000	30,608,000
一般財源	39,583,806	42,383,810	40,498,949
計	72,148,806	78,783,810	78,281,949

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
障害者就業・生活支援センター 就職者数 (人) (b)	565	535	573
障害者就職準備講座受講者数 (人)	79	73	85
障害者就職準備講座就職者数 (人)	43	31	30
特別支援学校高等部生徒 就職希望率 (%)	37.4	43.2	39.3

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	72,148,806	78,783,810	78,281,949
障害者就業・生活支援センター 就職者数 (人) (b)	565	535	573
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	127,697	147,259	136,618

(ケ) 中小企業障害者雇用拡大事業費

＜事業概要＞

1 障害者を対象とした無料職業紹介事業の実施

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
旅費	-	-	33,319
委託料	34,122,060	38,481,912	35,824,186
コスト計 (a)	34,122,060	38,481,912	35,857,505

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	34,122,060	38,481,912	-
総務費国庫補助金 (地方創生推進交付金)	-	-	17,005,035
一般財源	-	-	18,852,470
計	34,122,060	38,481,912	35,857,505

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
就職者数 (人) (b)	110	89	109

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	34,122,060	38,481,912	35,857,505
就職者数 (人) (b)	110	89	109
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	310,201	432,381	328,968

ウ 職業能力開発課所管の事業等

(7) 職業訓練振興対策費

＜事業概要＞

- 1 技能向上対策費補助
- 2 認定職業訓練実施団体の運営管理に要する経費
- 3 認定訓練助成事業費補助の実施
- 4 職業能力開発関係団体の事業費に対する助成措置

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
旅費	271,899	240,420	203,903
需用費	336,732	322,871	368,482
負担金、補助及び交付金	123,287,657	133,239,506	135,466,926
コスト計 (a)	123,896,288	133,802,797	136,039,311

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (認定職業訓練補助金)	30,683,828	31,724,753	32,008,463
生活労働費国庫補助金 (技能向上対策費)	18,379,000	26,230,000	27,502,000
一般財源	74,833,460	75,848,044	76,528,848
計	123,896,288	133,802,797	136,039,311

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
技能検定受験者数 (人)	5,053	4,490	4,622
技能検定合格者数 (人) (b)	2,691	2,434	2,346
認定訓練修了者数 (人) (c)	3,533	2,093	2,275

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	123,896,288	133,802,797	136,039,311
技能検定合格者及び認定訓練修了者 合計数 (人) (d=b+c)	6,224	4,527	4,621
合格者等一人当たりコスト (円) (a/d)	19,906	29,557	29,439

(4) 若年者専修学校等技能習得資金事業費

＜事業概要＞

- 1 若年者専修学校等技能習得資金事業
- 2 地域改善対策専修学校等技能習得資金事業

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
負担金、補助及び交付金	6,505,867	4,527,000	4,096,099
コスト計 (a)	6,505,867	4,527,000	4,096,099

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入	5,192,242	6,179,062	5,525,703
一般財源	1,313,625	△1,652,062	△1,429,604
計	6,505,867	4,527,000	4,096,099

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
当初貸与者数 (人)	31	29	27
退学・休学者数 (人)	6	2	1
修了者数 (人)	25	27	26

＜指標当たりコスト＞

当事業は経済的理由によって修学が困難な者に対し、修学資金等を貸与する事業を行う市町村を支援する事業である。負担金、補助及び交付金から事業の指標当たりコストを算定することは困難であるため、算定していない。

(ウ) ものづくり技能継承事業費

＜事業概要＞

1 「福岡県技能フェスティバル」の開催

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	※1	※1	※1
負担金、補助及び交付金	1,693,000	1,396,000	1,404,000
コスト計 (a)	1,693,000	1,396,000	1,404,000

※1：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	1,693,000	1,396,000	1,404,000
計	1,693,000	1,396,000	1,404,000

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
技能フェスティバル来場者数 (人) (b)	6,600	6,300	6,900

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	1,693,000	1,396,000	1,404,000
技能フェスティバル来場者数 (人) (b)	6,600	6,300	6,900
来場者一人当たりコスト (円) (a/b)	257	222	203

(エ) 子育て女性就職促進事業費

<事業概要>

- 1 子育て中の女性を対象とした託児付、短時間の職業訓練を民間教育訓練機関に委託して実施
- 2 事業を円滑に進めるため、育成事業推進員（非常勤）を設置

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度 ※1 ※2	H27年度 ※1 ※2	H28年度 ※2
人件費	-	-	841,285
報酬	-	-	142,726
共済費	20,200	11,460	78,220
旅費	3,000	-	-
需用費	47,939,004	61,588,510	85,359,529
委託料	47,962,204	61,599,970	86,421,760
コスト計 (a)			

※1：平成26年度及び平成27年度は「子育て女性のための職業訓練事業」で実施していたため、当該事業のコストを記載している。

※2：県が実施している事務事業評価の対象外となっている事業の職員人件費については、各所管部署において事業別ではなく、一括計上されていることから空欄としている。

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	47,962,204	61,599,970	-
生活労働費委託金 (地域創生人材育成事業委託費)	-	-	86,478,952
雑入 (雇用保険料納付金)	-	-	2,920
一般財源	-	-	△60,112
計	47,962,204	61,599,970	86,421,760

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
職業訓練受講者数 (人)	509	639	639
就職者数 (人) (b)	275	387	420

<指標当たりコスト>

項目	H26年度	H27年度	H28年度
コスト計 (円) (a)	47,962,204	61,599,970	86,421,760
就職者数 (人) (b)	275	387	420
就職者一人当たりコスト (円) (a/b)	174,408	159,173	205,766

(4) 福岡高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	194,390,151	204,675,096	196,960,303
報酬	18,779,053	19,323,743	19,411,718
共済費	3,197,513	3,150,144	3,021,951
賃金	7,605,399	6,139,919	6,938,500
報償費	1,690,600	1,291,630	1,330,670
旅費	528,800	466,378	344,470
需用費	18,335,780	17,947,966	14,941,521
役員費	1,727,542	1,886,058	1,746,915
委託料	11,313,675	7,451,834	7,718,748
使用料及び賃借料	703,327	750,480	4,312,508
備品購入費	5,766,120	19,282,653	18,859,824
負担金、補助及び交付金	119,460	129,640	115,076
公課費	49,000	37,800	37,800
コスト計 (a)	264,206,420	282,533,341	275,740,004

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (職業訓練費交付金)	571,645	-	354,915
物品売払収入	-	35,526	523,800
雑入 (雇用保険料納付金)	78,076	44,214	56,494
雑入 (庁舎等維持負担金)	2,498,441	2,282,784	2,267,864
一般財源	261,058,258	280,170,817	272,536,931
計	264,206,420	282,533,341	275,740,004

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	146	145	137
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	1,038	1,100	776

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	264,206,420	282,533,341	275,740,004
就職者数計 (人) (d=b+c)	1,184	1,245	913
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	223,147	226,934	302,015

(ハ) 戸畑高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	111,080,086	101,706,095	101,395,266
報酬	14,770,080	14,518,038	14,830,884
共済費	2,540,359	2,685,220	2,442,499
賃金	2,772,379	3,857,184	3,073,572
報償費	5,788,056	6,017,811	4,716,149
旅費	406,770	551,990	550,720
需用費	13,126,813	12,407,526	10,620,827
役員費	1,120,091	1,366,738	1,165,248
委託料	13,941,213	14,720,277	12,801,049
使用料及び賃借料	380,134	320,349	308,425
備品購入費	18,360,000	1,646,395	4,287,600
負担金、補助及び交付金	135,400	119,200	138,200
公課費	-	8,800	-
コスト計 (a)	184,421,381	159,925,623	156,330,439

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (職業訓練費交付金)	156,945	-	125,385
物品売払収入	12,236	-	-
雑入 (雇用保険料納付金)	54,135	66,273	45,223
雑入 (庁舎等維持負担金)	247,890	254,500	230,710
一般財源	183,950,175	159,604,850	155,929,121
計	184,421,381	159,925,623	156,330,439

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	76	67	58
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	478	480	330

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	184,421,381	159,925,623	156,330,439
就職者数計 (人) (d=b+c)	554	547	388
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	332,891	292,369	402,914

(※) 小竹高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	170,892,440	184,552,781	185,891,320
報酬	20,359,248	20,319,244	20,560,712
共済費	4,263,030	3,788,232	3,294,443
賃金	5,651,317	2,772,643	-
報償費	3,605,580	3,532,670	3,500,695
旅費	1,530,900	1,402,540	1,450,140
需用費	15,369,897	10,613,009	10,698,669
役員費	2,637,186	2,669,645	2,742,001
委託料	18,311,484	18,426,264	17,365,332
使用料及び賃借料	2,946,311	2,796,696	2,538,375
工事請負費	1,827,360	-	-
備品購入費	109,080	9,996,523	1,689,660
負担金、補助及び交付金	136,460	91,480	96,176
公課費	7,800	7,800	8,800
コスト計 (a)	247,648,093	260,969,527	249,836,323

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (職業訓練費交付金)	501,925	-	-
生活労働受託事業収入 (高等技術専門学校加工受託金)	59,200	60,600	36,100
雑入 (雇用保険料納付金)	148,770	110,554	70,059
雑入 (庁舎等維持負担金)	1,340	1,071	1,053
一般財源	246,936,858	260,797,302	249,729,111
計	247,648,093	260,969,527	249,836,323

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	120	115	100
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	502	465	343

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (a)	247,648,093	260,969,527	249,836,323
就職者数計 (人) (d=b+c)	622	580	443
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	398,148	449,947	563,965

(ウ) 久留米高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	128,169,330	143,129,438	143,643,293
報酬	16,746,036	16,978,350	16,881,212
共済費	4,084,474	3,354,458	3,289,930
賃金	8,713,396	3,720,980	3,772,033
報償費	3,094,220	3,226,300	3,197,000
旅費	464,090	470,360	433,810
需用費	10,762,607	9,749,681	9,373,294
役員費	1,350,618	1,412,665	1,373,788
委託料	9,849,451	10,355,177	8,492,581
使用料及び賃借料	5,486,023	2,444,685	2,550,069
備品購入費	-	1,390,111	326,484
負担金、補助及び交付金	108,000	75,800	206,076
公課費	56,100	31,500	56,100
コスト計 (a)	188,884,345	196,339,505	193,595,670

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
雑入 (雇用保険料納付金)	105,780	86,374	68,843
雑入 (庁舎等維持負担金)	510,760	632,990	589,840
一般財源	188,267,805	195,620,141	192,936,987
計	188,884,345	196,339,505	193,595,670

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	97	100	92
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	383	407	340

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	188,884,345	196,339,505	193,595,670
就職者数計 (人) (d=b+c)	480	507	432
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	393,509	387,257	448,138

(ケ) 大牟田高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	102,279,125	94,128,654	101,395,266
報酬	13,731,600	13,752,624	13,786,176
共済費	2,130,509	2,107,561	1,617,544
賃金	824,847	2,438,492	-
報償費	105,670	103,870	85,122
旅費	568,940	469,040	542,890
需用費	6,438,858	7,342,977	7,318,956
役員費	905,993	685,251	600,416
委託料	9,038,580	7,754,159	1,653,508
使用料及び賃借料	195,489	197,248	229,904
工事請負費	5,768,280	7,527,168	-
備品購入費	5,011,243	435,456	420,120
負担金、補助及び交付金	811,890	104,200	7,000
コスト計 (a)	147,811,024	137,046,700	127,656,902

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費国庫補助金 (職業訓練費交付金)	185,797	-	134,993
生活労働受託事業収入 (高等技術専門学校加工受託金)	20,346	18,071	-
雑入(雇用保険料納付金)	55,279	80,074	53,698
雑入(庁舎等維持負担金)	3,680	1,189	950
一般財源	147,545,922	136,947,366	127,467,261
計	147,811,024	137,046,700	127,656,902

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数(施設内訓練) (人) (b)	65	48	49
就職者数(委託訓練) (人) (c)	319	312	278

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	147,811,024	137,046,700	127,656,902
就職者数計 (人) (d=b+c)	384	360	327
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	384,925	380,685	390,388

(コ) 田川高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	111,080,086	126,290,680	135,193,687
報酬	17,422,425	17,374,202	17,424,102
共済費	4,064,798	3,031,550	2,879,034
賃金	7,645,034	1,565,930	-
報償費	74,600	1,478,711	141,280
旅費	567,868	727,490	649,885
需用費	10,578,354	8,750,316	8,029,316
役員費	903,251	953,293	1,031,539
委託料	68,243,605	57,292,071	54,287,245
使用料及び賃借料	4,601,989	4,490,156	4,292,134
工事請負費	-	5,670,000	-
原材料費	807,526	887,166	1,098,662
備品購入費	1,166,400	1,260,144	3,698,125
負担金、補助及び交付金	276,640	182,340	205,176
公課費	56,100	31,500	56,100
コスト計 (a)	227,488,676	229,985,549	228,986,285

(単位：円)

＜財源内訳＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
物品売払収入	64,800	-	68,000
生産物売払収入 (高等技術専門学校製作品売払代)	142,250	320,400	170,100
生活労働受託事業収入 (高等技術専門学校加工受託金)	813,560	485,820	724,810
雑入 (雇用保険料納付金)	110,257	89,024	76,070
雑入 (庁舎等維持負担金)	568,594	534,832	529,543
一般財源	225,789,215	228,555,473	227,417,762
計	227,488,676	229,985,549	228,986,285

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	73	69	69
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	272	298	244

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	227,488,676	229,985,549	228,986,285
就職者数計 (人) (d=b+c)	345	367	313
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	659,387	626,664	731,586

(4) 小倉高等技術専門学校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	111,080,086	109,451,923	104,690,612
報酬	12,039,204	12,054,420	12,098,484
共済費	1,641,076	1,574,930	1,911,837
賃金	-	621,350	2,776,766
報償費	3,003,850	268,700	446,594
旅費	562,602	725,388	461,856
需用費	6,599,257	6,347,014	5,735,585
役員費	746,485	788,631	793,201
委託料	4,546,557	3,030,737	3,041,021
使用料及び賃借料	2,610,906	2,661,208	2,926,172
備品購入費	6,048,000	206,442	2,592,000
負担金、補助及び交付金	17,000	10,000	10,000
公課費	16,400	16,400	16,400
コスト計 (a)	148,911,423	137,757,143	137,500,528

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働受託事業収入 (高等技術専門学校加工受託金)	59,100	42,300	48,400
雑入 (雇用保険料納付金)	44,825	39,229	18,063
雑入 (庁舎等維持負担金)	-	-	780
一般財源	148,807,498	137,675,614	137,433,285
計	148,911,423	137,757,143	137,500,528

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	53	68	64
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	328	353	270

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	148,911,423	137,757,143	137,500,528
就職者数計 (人) (d=b+c)	381	421	334
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	390,844	327,214	411,678

(イ) 福岡障害者職業能力開発校

＜事業概要＞

21～23 ページ＜各高等技術専門校及び障害者職業能力開発校の訓練科目＞及び＜各高等技術専門校及び障害者職業能力開発校の所掌事務＞を参照。

＜事業別コスト＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
人件費	204,387,358	199,286,694	194,340,926
報酬	21,204,818	22,185,882	22,557,313
共済費	3,148,562	3,466,109	3,704,478
賃金	1,898,229	3,985,735	6,655,578
報償費	92,705,993	84,220,122	69,963,428
旅費	3,425,610	2,943,300	2,977,240
需用費	21,536,937	19,474,793	18,624,845
役員費	2,022,437	1,868,795	2,053,957
委託料	53,448,450	49,134,704	52,526,235
使用料及び賃借料	4,621,273	4,284,629	3,813,484
備品購入費	-	1,134,540	-
負担金、補助及び交付金	213,400	223,900	114,700
コスト計 (a)	408,613,067	392,209,203	377,332,184

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
生活労働費委託金 (障害者職業能力開発校運営委託費)	74,115,912	74,356,720	72,106,543
生活労働費委託金 (障害者の態様に応じた多様な委託訓練費)	36,560,102	31,928,641	35,596,245
雑入 (雇用保険料納付金)	151,167	108,230	106,464
雑入 (庁舎等維持負担金)	3,174,534	2,317,423	2,062,461
一般財源	294,611,352	283,498,189	267,460,471
計	408,613,067	392,209,203	377,332,184

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
就職者数 (施設内訓練) (人) (b)	73	53	53
就職者数 (委託訓練) (人) (c)	61	51	54

＜指標当たりコスト＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度 (H29年7月末時点)
コスト計 (円) (a)	408,613,067	392,209,203	377,332,184
就職者数計 (人) (d=b+c)	134	104	107
就職者一人当たりコスト (円) (a/d)	3,049,351	3,771,242	3,526,469

工 労働委員会事務局の事業等

<事業概要>

24ページ<労働委員会事務局の所掌事務>を参照。

<事業別コスト>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
報酬	57,819,404	56,155,597	54,423,809
給料	89,085,948	89,152,247	84,031,919
職員手当等	52,390,231	53,928,992	51,371,826
共済費	32,757,141	30,749,830	29,052,380
報償費	2,155,714	1,020,686	20,000
旅費	4,406,610	4,056,100	4,193,826
交際費	26,480	17,020	10,000
需用費	1,306,573	1,866,007	1,455,543
役員費	837,535	914,785	288,906
使用料及び賃借料	157,920	171,310	172,760
負担金、補助及び交付金	120,000	120,000	160,000
コスト計 (a)	241,063,556	238,152,574	225,180,969

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源	241,063,556	238,152,574	225,180,969
計	241,063,556	238,152,574	225,180,969

<指標（暦年単位で記載）>

項目	H26年	H27年	H28年
調整事件の取扱状況			
労働相談	61	61	55
新規申請受付	16	15	9
事務局調査	16	15	9
あっせん	16	19	9
委員合議	21	21	22
小計(b)	130	131	104
労働争議予告通知に係る実情調査件数			
前年からの繰越し	4	6	5
新規通知	9	10	10
小計(c)	13	16	15
不当労働行為事件の取扱状況			
労働相談	48	58	35
新規申立受付	10	6	9
委員・事務局調査	54	34	26
審問	16	14	8
委員合議	131	91	112
小計(d)	259	203	190
不当労働行為事件の命令・決定に係る不服件数			
再審査			
前年からの繰越し	-	1	1
新規申立て	1	-	3
小計(e)	1	1	4
行政不服件数			
前年からの繰越し	3	2	1
訴訟			
新規提起	4	1	-
小計(f)	7	3	1

項目		H26年	H27年	H28年
労働組合の資格審査の 取扱件数	前年からの繰越し	1	1	2
	新規申請	11	18	8
小計(g)		12	19	10
計 (b+c+d+e+f+g)		422	373	324

<指標当たりコスト>

労働争議の調整や不当労働行為の審査等は、労働組合法や労働関係調整法の規定により、当事者からの申請や申立てに基づいて行われるものであるため、事業の指標当たりコストの算定は行わない。

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査の視点

「第1 監査の概要 4 監査の方法 (2) 監査の視点」に記載したとおり、次の視点によって監査を実施した。

(1) 雇用労働施策に関する財務事務の執行の適切性

雇用労働施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。

- ・ 財務事務を行う根拠となる規則、要綱等（以下「規則等」という。）は整備されているか。
- ・ 規則等が、現在の雇用労働施策を取り巻く環境に対応したものとなっているか。
- ・ 報酬、賃金等の支払いは、適切に行われているか。
- ・ 業務委託等の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 所管する財政的援助団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ・ 所管する財政的援助団体における財務事務は、適切に行われているか。
- ・ 所管する公共職業能力開発施設における訓練生預り金は、公金に準じて、適切に管理されているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は適切に管理されているか。

(2) 雇用労働施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している雇用労働施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- ・ 施策の立案及び実施に当たって、その必要性は十分に検討されているか。
- ・ 施策の実施に当たって、対象者に対し、効果的な広報等が実施されているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は、その目的に対し有効に活用されているか。
- ・ 計画と実績の対比等により、実施した事業に対するモニタリングは適切に行われているか。
- ・ 施策に係る財務事務に非効率な点はないか。
- ・ 施策実施に係る組織体制は、県民ニーズに対応したものとなっているか。
- ・ 国、市町村、関係団体、企業等との協働や連携は適切に図られているか。
- ・ 施策に係る費用及び効果は適切に把握されているか。また、その費用対効果を踏まえた検討がなされているか。

(3) その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応

過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

- ・ 過去の発見事項と同様の事項はないか。
- ・ 過去の発見事項を踏まえた措置等は適切に実施されているか。

2 実施した監査手続

「1 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

(1) 概要の把握

公表されている雇用労働施策に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

また、雇用労働施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、雇用労働施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

(2) 監査対象とした各所管部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした雇用労働施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査要点について検討した。

(3) 監査対象とした出先機関等への現地調査並びに文書等の査閲及び担当者への質問

監査対象とした各労働者支援事務所（4か所）、公共職業能力開発施設（4か所）については、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

(4) 財政的援助団体及び関係人に対する調査

地方自治法第252条の37第4項及び福岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき財政的援助団体である「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会」について文書の査閲等を実施した。

また、地方自治法第252条の38第1項に基づき、監査のため必要があると認め、監査委員と協議の上、関係人について調査を行った。

(5) 事業別施設別のコスト等に関する調査

県の雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等を把握するため、各所管部署に対し調査票を配付し、平成26年度から平成28年度までにおけるコスト、財源及び指標情報を入手した。

調査対象は、福祉労働部労働局各課の全ての事業、各労働者支援事務所（4か所）、各高等技術専門学校（7校）及び福岡障害者職業能力開発校（1校）に加え労働委員会事務局としている。入手した情報を基に指標当たりコストを算出し、事業の効率性等を把握している。

なお、調査方法及び調査対象等の詳細については、「第2 監査対象の概要 3 雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等に関する調査結果」に記載しており、巻末の参考資料に調査票を掲載している。

3 監査の実施状況

「2 実施した監査手続」について、次のとおり実施している。

<監査の実施状況>

実施期日	項目	対象部署等
7月11日	概要の把握	職業能力開発課、労働委員会事務局
7月20日	概要の把握	労働政策課、新雇用開発課
8月1日～9日	所管部署調査	労働政策課、新雇用開発課、職業能力開発課、労働委員会事務局
8月21日	出先機関調査	福岡障害者職業能力開発校
8月22日	出先機関調査	戸畑高等技術専門学校
8月23日	出先機関調査	小竹高等技術専門学校
8月24日	出先機関調査	田川高等技術専門学校
8月29日	出先機関調査	筑豊労働者支援事務所
8月30日	出先機関調査	福岡労働者支援事務所
8月31日	出先機関調査	北九州労働者支援事務所
9月1日	出先機関調査	筑後労働者支援事務所
9月25日～26日	関係人調査	下記表参照
9月27日	財政的援助団体調査	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会

<関係人調査の対象関係人及び対象事業>

関係人	対象事業
公益社団法人 福岡県雇用対策協会	福岡県若者しごとサポートセンター／福岡県30代チャレンジ応援センター 事業総括・コーディネート等業務
	福岡県正規雇用促進企業支援センター事業業務委託
	福岡県中高年就職支援センター事業総括・コーディネート等業務委託
	福岡県70歳現役応援センター事業業務
	福岡県若者しごとサポートセンター事業個別就職相談等業務委託
株式会社ACR	福岡県30代チャレンジ応援センター事業個別就職相談等業務委託
	福岡県70歳現役応援センター事業（就業・社会参加支援事業）
株式会社ヒューリス アカデミー	福岡県70歳現役応援センター事業（70歳現役職域発掘・創造事業）
	福岡県30代チャレンジ応援センター事業デジタルコンテンツクリエイター 育成業務
特定非営利活動法人 JACFA	若者自立支援事業（福岡県若者サポートステーション及び筑後サポートステーション事業）業務のうち福岡県若者サポートステーションに関する部分
テンプスタッフキヤ リアコンサルティン グ株式会社	福岡県中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務委託
公益社団法人 福岡県シルバー人材 センター連合会	福岡県70歳現役応援センター事業（介護を学ぶセミナー）

4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

「1 監査の視点」に基づいて実施した監査の結果（指摘）及び意見の概要は、次のとおりである。

なお、詳細については、次の「5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。

「監査の結果」は、主として合規性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から、監査人が必要と認め述べる見解である。

(1) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

監査の結果及び意見の内容は、次のとおりである。

<所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の件数>

対象部署	結果（指摘）	意見
労働政策課	1件	13件
新雇用開発課	－	1件
職業能力開発課	3件	7件
労働委員会事務局	－	－
	4件	21件

(2) 所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

監査の結果及び意見の内容は、次のとおりである。

<所管部署別の監査の結果（指摘）及び意見の項目>

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
(1) 労働政策課		
ア	補助金関係（福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会を除く）	
	(ア) (意見) 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の見直し検討について	91
イ	就業支援及びそれに関する業務委託関係	
	(イ) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について	93
	(ロ) (意見) 個別就職相談等業務における現地確認時の記録保存について	95
	(ハ) (意見) 30代チャレンジ応援センター事業における成果指標の見直しについて	97
ウ	労働者福祉関係	
	(ウ) (意見) 北九州勤労青少年文化センターの在り方の見直し検討について	101
エ	労働相談及び労働者支援事務所関係	
	(エ) (意見) 労働相談業務における継続的な専門性の確保及び相談メニューの拡充検討について	108
	(イ) (意見) 出張相談における事前予約がない場合の対応の再検討について	112
	(ロ) (意見) 福岡労働者支援事務所における個別労働相談室の確保について	115
	(ハ) (意見) 筑豊労働者支援事務所の利便性改善について	117

所管部署、結果及び意見の項目		ページ
オ	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会補助金関係	
	(ア) (結果) 協議会における有期雇用契約職員の勤怠管理について	118
	(イ) (意見) プロジェクトにおけるPDCAサイクルの強化について	121
	(ウ) (意見) UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について	123
	(エ) (意見) 協議会が行う助成金支給に関する具体的な判断基準等の文書化について	126
	(オ) (意見) 協議会における契約に関する規定等の整備について	130
(2)	新雇用開発課	
ア	業務委託関係	
	(ア) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について	132
(3)	職業能力開発課	
ア	補助金関係	
	(ア) (結果) 職業訓練協会に対する補助金の適切な審査について	134
	(イ) (結果) 職業能力開発協会に対する補助金の適切な審査について	136
	(ウ) (結果) 技能士会連合会に対する補助金の適切な審査について	139
イ	委員謝金関係	
	(ア) (意見) 福岡県技能評価認定審査会の委員謝金に係る源泉所得税の取扱いについて	143
ウ	子育て女性就職促進事業関係	
	(ア) (意見) 訓練受講者の受講要件確認方法の見直しについて	148
エ	公共職業能力開発施設及び委託職業訓練関係	
	(ア) (意見) 職業訓練委託に係る訓練実施報告書の適切な検査の実施について	152
	(イ) (意見) 公共職業能力開発施設における訓練生からの預り金に係る運用の改善について	155
	(ウ) (意見) 公共職業能力開発施設へのアクセス改善の検討について	157
	(エ) (意見) 福岡障害者職業能力開発校における寮の有効活用の検討について	158
	(オ) (意見) 未利用地の利活用方法の検討について	159
(4)	労働委員会事務局調整課、審査課	
	該当なし	161

5 所管部署別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 労働政策課

ア 補助金関係（福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会を除く）

(7) (意見) 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の見直し検討について

【現状】

県は、労働安全衛生対策の推進を図るため、公益社団法人福岡県労働基準協会連合会（以下「本連合会」という。）に対し、労働災害防止事業の実施に要する経費について福岡県労働災害防止事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。

本補助金の概要は次のとおりであり、近年は毎年度450,000円の補助金が交付されている。

<福岡県労働災害防止事業費補助金の概要>

補助金名	福岡県労働災害防止事業費補助金
交付の目的	労働災害防止事業を行っている団体に対し、その事業の実施に要する経費について補助金を交付することにより、労働安全衛生対策の推進を図ることを目的とする。
補助対象経費	研修会・会議・懇親会・大会、表彰、調査、研究、広報、機関紙・資料等の作成、その他労働災害の防止のために実施する事業に必要な経費。
補助金の算定方法	補助対象経費の2分の1を上限として、予算の範囲内で交付する。

※出所：「福岡県労働災害防止事業費補助金交付要綱」を基に監査人作成

本連合会の過去5年間の財務状況の推移をみると、次のとおり、正味財産比率は90%を超え、経常比率も100%を上回っており、良好な財政状態といえる。

<福岡県労働基準協会連合会の財務指標の推移>

（単位：千円）

項目	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総資産		132,899	137,595	143,616	150,625	456,753
正味財産		127,840	132,358	135,922	141,099	427,275
経常収益		146,757	130,364	140,817	147,124	144,759
経常費用		143,070	125,846	137,254	141,945	142,578
当期経常増減額		3,686	4,517	3,563	5,178	2,181

<指標>

正味財産比率	96.1%	96.1%	94.6%	93.6%	93.5%
正味財産					
総資産					
経常比率	102.5%	103.5%	102.5%	103.6%	101.5%
経常収益					
経常費用					

注：平成28年度は、土地、建物等の寄附を受け、資産に計上したことにより、総資産、正味財産が前年度から大きく増加している。

※出所：「福岡県労働基準協会連合会の決算書」を基に監査人作成

本補助金の補助対象事業は、労働災害防止対策に関する広報紙発行や表彰等であり、事業自体に一定の公益性はあると考えられる。しかし、財政支援の必要性からみると、毎年度補助金額を上回る当期経常増減額（収支差額）があることから、本補助金がなくても本連合会の他の収入により事業は実施可能であるといえる。

本補助金の必要性に関する県の見解は次のとおりである。

＜県労働基準協会連合会補助金の必要性について＞

当該補助金は、運営費補助ではなく、公益・普及啓発事業に対する補助であり、具体的には表彰等に要する経費に対して補助を行うものである。補助事業に要する経費は136万円、これに対する補助金の額は45万円（33%）であり、補助事業に要する経費の1/2以内となっている。

なお、補助金の書面審査を毎年実施、3年に一度は現地調査を行い、団体への補助金が適正に執行されているか確認を行い、毎年、必要性の検証を行っている。

※出所：県からの回答

上記の県の見解について、補助事業単位で、事業に要する経費は136万円であり、これに対する補助金の額は45万円であるとしている。

しかし、実績報告書に添付されている本連合会の事業報告書及び収支決算書をみると、補助対象としている事業のうち、表彰（産業安全功労者賞、労働衛生功労者賞、倉田賞）は、福岡県産業安全衛生大会において実施されており、この大会に関する収支をみると、次のとおりである。

＜本連合会における福岡県産業安全衛生大会に関する収支＞（単位：円）

収入		支出	
大会収入	5,021,001	表彰奨励費	67,608
		倉田賞	170,881
		大会費	3,854,212
計	5,021,001	計	4,092,701

※出所：「実績報告書添付の事業報告書」及び「収支決算書」を基に監査人作成

すなわち、県は、事業に係る経費のみ着目し、事業に関する収入については考慮していない。また、倉田賞に関しては、倉田賞引当資産として3,000,000円が貸借対照表に計上されているが、これに関しても考慮されていない。結果として、単年度で約100万円のプラスの収支差額を発生させている事業に関し本補助金を交付している。

もう一つの補助対象事業である普及啓発事業の内容は、年4回の機関紙の発行である。これは、年4回、7,000部から7,500部の機関紙を作成し発行しているものである。本連合会は、県内各地の労働基準協会の連合体であり、機関紙は各労働基準協会を通じてその会員に配布されるものであり、この事業は公益性を有しているといえるか疑問である。

さらに、前述のとおり、この5年間毎年200万円以上の経常増減額を計上し、平成27年度まで毎年度末1億円を超える正味財産（純資産）を有する団体に対し、年間45万円の補助金を県は交付している。

【意見】

県は、行政として限られた予算の中で補助金の交付が行われていることを踏まえ、団体の財政状況等を勘案して補助金の交付の是非について検討し、財政状況が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担を軽減することも検討することが望まれる。

また、補助金の交付を継続するのであれば、団体の裁量で対象経費を選択できないよう、対象経費を具体的に限定するとともに、経費に係る収入は補助対象経費から控除し、補助率を適用して補助金額を計算し、その内容についても厳格に審査することが望まれる。

イ 就業支援及びそれに関する業務委託関係

(7) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について

【現状】

県は、各種センターの運営やセンターにおける業務実施に関して、次のとおり、毎年度4月1日から翌年3月31日までに契約期間として、業務を委託している（以下「通年型委託契約」という。）。
 <労働政策課所管の通年型委託契約>（ただし、特命随意契約による委託業務は除く）

実施場所等	契約名	委託内容
中高年就職支援センター	個別就職相談等業務	中高年求職者を対象に個別相談、出前相談、各種セミナーを通じた就職活動に関する基礎知識の付与の実施等により、求職者の応募機会の確保、早期再就職の実現を目指す
若者しごとサポートセンター	個別就職相談等業務	センターで個別相談・各種セミナー等により就職の促進を図る
30代チャレンジ応援センター	個別就職相談等業務	センターで個別相談・研修等により、就職の促進を図る

※出所：「監査調書」を基に監査人作成

これら通年型委託契約については、企画提案公募により委託候補事業者が選定され、概ね次のスケジュールで契約手続等がなされている。

<業務委託に係るスケジュール>

時期	平成27年度事業分	平成28年度事業分	平成29年度事業分
平成27年11月頃		予算要求	
平成28年2月		契約に係る事前伺い 公募開始、公募説明会の開催	
3月	成果物の受付、検査、委託料の精算	審査委員会の設置、企画書の提出締切、プレゼンテーションの実施、審査委員会の開催、委託候補事業者の選定	
4月		予算成立 契約の締結、業務開始	
11月		四半期ごとに概算払、年度中の各種報告の受付等	予算要求
平成29年2月			契約に係る事前伺い、公募開始、公募説明会の開催
3月		成果物受付、検査、委託料の精算	審査委員会の設置、企画書の提出締切、プレゼンテーションの実施、審査委員会の開催、委託候補事業者の選定

※出所：「伺い」等を基に監査人作成

現在の契約手続等については、次のような課題がある。

＜単年度契約に関する課題＞

関係者	課題内容
利用者	就職相談や支援等については、相手方との信頼関係の構築が重要である。年度をまたぐ相談やあっせん等において、相談相手が変更される可能性があり、引継ぎ等はあっても、信頼関係の構築に時間を要する場合がある。
事業者	利用者との信頼関係構築には時間を要する場合があり、単年度契約の場合、従事者を継続的に確保することが困難になる可能性がある。毎年、業者選定手続があり、その準備等に時間と労力を要する。
県	毎年、業者選定手続が必要であり、その手続に時間と労力を要する。単年度での実績評価となり、中長期的な評価が困難（特に受託者が交代する場合）。

【意見】

通年型委託契約について、県は、上記のような単年度契約に関する課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。

例えば3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。

(イ) (意見) 個別就職相談等業務における現地確認時の記録保存について

【現状】

県は、個別就職相談等業務について、専門的な知識と経験及び必要な許可等を保有している業者に業務を委託している。

これら県が委託する業務のうち、次の委託業務（以下「個別就職相談等業務」という。）については、就職支援を実施する専門員（相談業務を行うアドバイザーや求人開拓・就職あっせんを行うコーディネーター等）や受付等（以下「専門員等」という。）の配置数がそれぞれ別の業務委託仕様書に定められている。

県は、委託先が提出する実績報告書に基づいて履行確認を行っており、仕様書どおり専門員等を配置しているかについても、当該報告書にて確認している。

また、実際に専門員等を配置していたかについて、県自らが現地で確認を実施したか質問したところ、「正式な実地調査という形では実施していないが、委託先との打合せやセミナー見学等で県職員が現地に赴く機会は多く、その際に専門員等が配置されているか確認している」という回答を得た。ただし、確認に関する記録は書面で残されていないかった。

＜平成28年度個別就職相談等業務の内容と専門員等の配置数＞

委託業務名	委託業務の概要	配置数
中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務	中高年求職者を対象に個別相談、出前相談、各種セミナーを通じた就職活動に関する基礎知識の付与の実施等により、求職者の応募機会の確保、早期再就職の実現を目指す。	就職支援専門員（個別就職相談）3名、就職支援専門員（出前相談）5名
若者ごととサポーター事業個別就職相談等業務	若者ごととサポーターセンターで、個別相談・各種セミナー等により就職の促進を図る。	責任者1名、就職支援専門員6名（福岡3名、北九州1名、筑豊1名、筑後1名）、受付1名、総合案内1名、大学等担当就職支援専門員3名
30代チャレンジ応援センター事業個別就職相談等業務	30代チャレンジ応援センターで、個別相談・研修等により就職の促進を図る。	業務責任者1名、就職支援専門員2名、受付1名、総合案内1名
子育て女性職業紹介事業	子育て中の女性等を対象とした就職あっせん等による就職支援。	コーディネーター5名（福岡2名、北九州1名、筑後1名、筑豊1名）
中小企業障害者雇用拡大事業	求人開拓を行うとともに、就職相談から個別指導、職業紹介、就職後の定着まで一貫した支援を実施。	管理責任者1名、コーディネーター2名、職場定着支援員3名、障害者雇用支援アドバイザー2名
70歳現役応援センター事業（就業・社会参加支援事業）	70歳現役応援センターの各オフィスにおける①就業、社会参加に関する個別相談業務、②マッチング支援、③合同会社説明会業務、④事業管理業務等。	専門相談員7名（福岡2名、北九州2名、久留米2名、飯塚1名）、コーディネーター7名（福岡3名、北九州2名、久留米1名、飯塚1名）

※出所：「定期監査調査書」及び各「業務委託契約書」を基に監査人作成

【意見】

現地確認時の状況が書面で記録されていない場合、確認結果について担当職員だけが把握することとなり、仕様書どおりに業務が履行されているか、他の職員を含む第三者によって事後の確認ができず、委託先に対するモニタリングが適切に行われたい可能性がある。また、記録がないことは、説明責任の観点から、県がモニタリングを適切に実施していることを対外的に示すことができないう可能性もある。

以上の点に関連して、総務省が民間委託等の推進を図ることを目的として、平成17年度に設置した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の報告書においても、モニタリングの重要性が強調されているところである。

＜モニタリングの目的＞

地方公共団体は、公共サービスの提供に関し、これを安全かつ適正に行うとともに、その結果について住民に説明をする責任を有している。また、多様化する住民ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを効率的・効果的に提供していくことも求められている。

そのため、民間委託等の推進にあたっては、委託先等との間で合意されたサービスが安かっ適正な水準で確実に履行されていることを定期的ないしは随時に確認し、不履行がある場合には是正等の措置を講じるとともに、当該結果について住民に説明をすることが必要である。

※出所：「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 報告書」

特に個別就職相談等業務については、委託金額の大部分を専門員等の人件費が占めており、年間を通じて行われる業務であることから、金額も大きくやすい。実際、【現状】に記載した業務委託契約についても、契約金額はいずれも3,000万円を超えており、うち人件費が概ね6割から8割を占めている。

＜個別就職相談等業務の委託料と、委託料に占める人件費の割合＞（単位：千円）

委託業務名	H28年度委託料 (税抜) (A)	委託料のうち 人件費部分(B)	人件費割合 (C=B/A)
中高年就職支援センター事業 個別就職相談等業務	37,737	32,299	85.6%
若者しごとサポートセンター事業 個別就職相談等業務	64,523	55,078	85.4%
30代チャレンジ応援センター事業 個別就職相談等業務	45,564	34,695	76.1%
子育て女性職業紹介事業	33,186	22,300	67.2%
中小企業障害者雇用拡大事業	33,171	19,015	57.3%
70歳現役応援センター事業 (就業・社会参加支援事業)	63,650	54,629	85.8%

※出所：各「収支精算書」を基に監査人作成

したがって、専門員等の配置数の確認については、事後検証を可能とするため、確認した日時、確認を実施した職員名及び相手方名、確認内容、確認時の気づき事項及びその他関係資料等を記録として保存することが望まれる。

(ウ) (意見) 30代チャレンジ応援センター事業における成果指標の見直しについて

【現状】

県は、施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図ることを主たる目的として、平成12年度から毎年度行政評価を実施している。その概要は次のとおりである。

＜県の行政評価の概要＞

1 目的

本県においては、施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図るため、平成12年度から行政評価を実施しています。

2 対象事業

予算を重点的に配分する事業（以下「重点事業」という。）を対象としています。ただし、次に該当するものは除きます。

- ① 管理運営経費など経常的なもの
- ② 法令の規定に従い実施する経費など県に裁量の余地がないもの
- ③ 国等からの受託事業
- ④ 定例的な全国・プロックのイベントなどの事業費（負担金、補助金を含む。）
- ⑤ 道路建設などの公共事業（別途「公共事業再評価」として評価を行っています。）
- ⑥ 研究開発事業（別途「研究開発事業評価」として評価を行っています。）
- ⑦ 単年度事業

3 評価の種類

《事務事業評価》

既存の重点事業（事業開始後1年未満のものを除く）について、事業の実績を確認・検証するとともに、次年度以降も事業を継続するか、終了するか、今後の事業の方向性を検討します。

《政策事前評価》

新規の重点事業を実施する場合に、現状と課題を踏まえた事業のねらい・目的は何か、どのような状態にしたいのか（目標設定）、実施方法は目標達成に役立つものとなっているかなどを検証します。

4 外部評価

事務事業評価のうち、一部の事業については、事業の評価過程における一層の透明性や客観性を確保するとともに、各事業の改善を図るため、福岡県行政改革審議会による外部評価を行います。

外部評価における意見は、これを今後の事業展開に反映させることができるよう各事業部局において検討します。

※出所：「平成28年度 行政評価レポート」

本包括外部監査の監査対象となっている事業のうち、平成28年度行政評価において、事務事業評価の対象となった事業は次のとおりである。

＜平成28年度事務事業評価の対象となった事業＞

事業名	所管部署
若者しごとサポートセンター事業	福祉労働部労働局労働政策課
若者自立支援事業	
30代チャレンジ応援センター事業	
正規雇用促進特別対策事業	
中高年就職支援センター事業	

事業名	所管部署
子育て女性就職支援センター事業	福祉労働部労働局新雇用開発課
子育て応援宣言企業推進事業	
70歳現役社会推進事業	
障害者就業・生活支援事業	

※出所：「平成28年度 行政評価レポート」を基に監査人作成

上記の事業のうち、「30代チャレンジ応援センター事業」の事務事業評価では、次のとおり、「3事業目標等」において、成果指標の一つとして「利用者数（延べ）」（以下「延べ利用者数」という。）を挙げている。

平成23年度から平成27年度までの延べ利用者数は、目標値4,500人に対し、いずれの年度も実績値10,000人超えと目標値を大幅に上回る水準で推移している。平成28年度についても、目標値4,500人に対し、平成28年10月末時点で既に5,000人を上回っている。県によれば、平成28年度の実績は9,100人とのこととあり、目標値を大幅に上回っている。

＜30代チャレンジ応援センター事業に係る平成28年度事務事業評価書＞

(様式1号) H28年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	30代チャレンジ応援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業開始年度	H21
総計	1 活カにあらわれ成長力に乏しむる若者が経済と雇用の創出 2 安心して子育てができること	中項目	5	雇用促進を促進し、いきいきと働ける環境を作る 安心して子どもを育てることができる社会をつくる	
小項目	1 求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進	施策	1	若者の就職支援 (再掲)	

1 事業のねらい・目的
 学校卒業時が就職氷河期であったことなどを背景に、パート・アルバイトでの就業期間が長期化した30代求職者に対して、正社員としての就職を支援

2 事業概要

- 個別相談
 求職者の経歴や経歴、個性を踏まえた就職支援専門員（アドバイザー）による就職相談等を実施
- 研修
 ・基礎研修…正社員に求められる基本ビジネススキル等の習得
 ・専門研修…正社員としての求人が多い分野・職種等に係る知識・技術の習得
- 合同会社説明会・面談会
 ・30代求職者と企業のマッチングを促進するために合同会社説明会・面談会を実施
 参加企業 100社（予定）
 開催地等 福岡地区2回、北九州地区2回、筑豊地区1回、筑後地区1回

【事業スキーム図】

3 事業目標等

成果指標		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者（延べ）	目標	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	実績	13,027	10,783	11,735	12,367	10,167	5,393	
就職者数（総合計画）	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000
	実績	1,122	777	966	1,340	913	423	

※総合計画（2017）に目標値を設定 ※H28年度は10月末時点

【指標の考え方】

- ・より多くの30代求職者に対する支援とそれによる就職促進のため、事業の指標を「利用者数（延べ）」及び事業利用者のうち「就職者数」とする。
- ・利用者数は個別相談、研修、デジタルコンテンツクリエイター育成研修、合同会社説明会・面談会の各事業（それぞれ2,000人、1,400人、100人、1,000人）を合計し、4,500人とする。
- ・就職者数は研修受講者、デジタルコンテンツクリエイター育成研修受講者、合同会社説明会・面談会等参加者の各事業（それぞれ800人、100人、100人）を合計し、1,000人とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・利用者数については目標達成。
- ・就職者数については、目標1,000人に対し実績332人（9月末現在）であり、目標の達成に向けて、更なる取組みの推進が必要。求職者の雇用環境が改善している中で、新規登録者が減少していることなどが要因と考えられる。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・センターを開設したことで、30代求職者に対するきめ細かな就職支援を行えるようになった。
- ・土日祝日にも開館することで、平日は仕事をしている求職者に対しても支援を行えるようになるなど、求職者の利便性が向上した。

【事業の効率性】

- ・求職者の職歴等を踏まえた個別相談に加え、研修及び合同会社説明会・面談会を実施することにより、より早期の就職を支援

5 事業費（千円）

	H27決算	H28当初	H29当初	人件費	H27	H28	H29
歳出	22,740	62,925	60,427	時間	2,906	2,906	2,906
（うち一般財源）	22,740	62,925	57,569	人件費（千円）	11,938	11,938	11,938

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）

終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【見直し理由】

- ・雇用環境は着実に改善しているものの、職務経験に乏しい30代求職者の正社員就職は依然厳しい状況にあることから、引き続き支援が必要
- ・一方で、研修利用者数が減少傾向にあることから、事業を一部縮小して継続
- ・また、本県の生産年齢人口の減少に対しても対策を講じていく必要がある。

【見直し内容】

- ・自己分析・書綴作成等の基礎研修を廃止し、若者ごとサポートセンターの基礎研修へ誘導
- ・関西圏在住の既卒者に向けたUI・Jターン就職を促進することにより、30代求職者の県内への人材選流を促進

※出所：「平成28年度 行政評価レポート」

この点に関し、目標値と実績値に大幅な差が生じている理由に関する県の見解は次のとおりである。

＜目標値と実績値に大幅な差が生じていることに関する県の見解＞

目標値は、個別就職相談をはじめとした30代チャレンジ応援センター事業の支援メニュー利用者の人数であるのに対し、実績値は当該人数のほか、就職情報収集等のために来所した人数を全て集計しているため、実績値が目標値を大幅に上回っている。

※出所：県からの回答

【意見】

県の事務事業評価において、成果指標を設定し、目標値と実績値を比較する趣旨は、各事業の改善及び説明責任の確保にある。

すなわち、県は、各事業の内容、実施方法や結果等を定量的に評価し、目標値を達成できなかった場合にはその要因を分析し、達成した場合には更に高い目標値を設定できないかどうかを検討することにより、各事業の有効性及び効率性を改善していくことができる。

また、県は、設定した成果指標、成果指標の考え方、目標値及び実績値等を公表することによって、県民に対して、各事業の目標達成状況を客観的かつ分かりやすく示すことができる。

このような趣旨からすれば、目標値と実績値の集計方法が異なるにもかかわらず、両者を対比し、事務事業評価書の「目標達成状況、未達成のときはその理由」欄において「利用者数については目標達成」と記載することは、成果指標の形骸化につながるといえる。すなわち、県は事業の有効性及び効率性の改善を目的とした目標値と実績値の比較分析を行うことができず、また、県民に対して県が何を目標としているのか、どの程度当該目標を達成しているのかを示していない。

したがって、県は、目標値と実績値の集計方法を統一し、両者を正確に対比することが望まれる。

なお、県に対し、30代チャレンジ応援センター事業の支援メニュー利用者の実績値を質問したところ、次の回答を得た。

＜30代チャレンジ応援センター事業の延べ利用者数及び就職者数＞（単位：人）

成果指標		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
延べ利用者数	目標	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	実績	4,353	5,320	5,172	6,856	5,204	4,768
就職者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,000
	実績	1,122	777	966	1,340	913	780

※出所：県からの回答に基づき監査人作成

30代チャレンジ応援センター事業の成果指標において、延べ利用者数（アウトプット指標）の実績値は目標値を上回っている一方、就職者数（アウトカム指標）の実績値は目標値未達成の状況が続いている。当該状況に関して、延べ利用者数の目標値が低いという可能性のほか、そもそも延べ利用者数の増加が必ずしも就職者数の増加につながっていない可能性がある。

30代チャレンジ応援センター事業に係る平成28年度事務事業評価書の「指標の考え方」によれば、より多くの30代求職者に対する支援の達成状況を測定するアウトプット指標として「延べ利用者数」が設定されており、支援の結果、いかに就職が促進されたかを測定するアウトカム指標として「就職者数」が設定されている。しかし、延べ利用者数は、一人当たりの利用回数の増減によっても影響を受けるため、「いかに多くの30代求職者を支援したか」を測定するのであれば、延べ利用者数よりも、実人数や新規利用者数の方が、アウトプット指標として望ましいと考えられる。

県は、過年度実績の推移も踏まえ、就職者数の増加に向けたアウトプット指標や目標値の設定について再検討することが望まれる。

ウ 労働者福祉関係

(7) (意見) 北九州勤労青少年文化センターの在り方の見直し検討について

【現状】

県は、昭和57年に勤労青少年の福祉を増進するため、勤労青少年に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供することを目的として、福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「北九州パレス」という。）を北九州市に開設し、運営している。

その概要は次のとおりである。

＜北九州パレスの概要＞

施設名称	福岡県立北九州勤労青少年文化センター（愛称：北九州パレス）	
所在地	北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号	
所管部署	福祉労働部労働政策課労働福祉係	
開設年月日	昭和57年10月1日	
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有） （平成28年度指定管理者：JR九州メンテナンス・岡崎建工・日本施設協会 共同企業体）	
根拠条例等	福岡県立勤労青少年文化センター条例 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則	
設置目的	勤労青少年の福祉を増進するため、勤労青少年に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供するため。 （福岡県立勤労青少年文化センター条例第1条）	
施設情報	開館時間	午前9時～午後9時
	休館日	毎週月曜日（月曜日が祝日のときはその翌日） 年末・年始（12月29日～1月3日）
	面積	敷地面積：18,563㎡、建築面積：3,999㎡、延床面積：5,477㎡
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・本館施設： 会議室・研修室、展示ホール、小ホール、美術室、写真室、音楽室、和室・茶室 ・体育施設： テニスコート、競技場、卓球場、柔道場、剣道場、プール ・付属施設： 駐車場、身障者用エレベーター、身障者トイレ、温水シャワー、レストラン

※出所：北九州パレスのホームページを基に監査人作成

北九州パレスのような勤労青少年の福祉増進を目的とした施設は、勤労青少年福祉法に基づき全国に設置されている。

平成27年にその勤労青少年福祉法が改正され、新たに「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下「青少年雇用促進法」という。）と法律名が変更されている。

この改正に合わせ、改正前の勤労青少年福祉法に規定する勤労青少年ホーム（同法第15条）等の勤労青少年福祉対策に関する規定は削除されている。

併せて、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準（昭和48年労働省告示第36号）等は廃止されている。なお、法改正に伴う国の通知によると、次のとおり、地域の実情に応じ、引き続き勤労青少年ホームの設置等を行うことは妨げられないとされている。

＜勤労青少年福祉法の一部を改正する法律等の施行について＞

第1 改正法の背景、趣旨等

働く青少年に対する支援の法的枠組みとして、勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の制定以来、福祉施設の設定や余暇活動の振興等が推進されてきたところであるが、同法が制定された高度経済成長期から今日までの間に、青少年を取り巻く社会経済状況は大きく変化する。

現状において、少子高齢化がさらに進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、次代を担うべき存在として青少年が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができた社会を築くことが、我が国の経済社会の発展を図る観点からも重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、改正法による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）を、青少年雇用対策に総合的かつ体系的に取り組みするための法律として新たに位置付け、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることとした。＜中略＞

第2 勤労青少年福祉法の一部改正（改正法第1条）

＜中略＞

18 現行の勤労青少年福祉対策に関する規定について

本改正に伴い、改正法による改正前の勤労青少年福祉法に規定する都道府県勤労青少年福祉事業計画（同法第7条）、勤労青少年福祉推進者（同法第13条）、勤労青少年ホーム及び勤労青少年ホーム指導員（同法第15条及び第16条）等の勤労青少年福祉対策に関する規定は削除するものとする。

併せて、勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和46年労働省令第14号）、勤労青少年ホーム指導員の資格を定める件（昭和46年労働省告示第32号）及び勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準（昭和48年労働省告示第36号）は廃止するものとする。

なお、引き続き、地域の実状に応じて、勤労青少年ホームの設置や勤労青少年ホーム指導員の選任を行うことが妨げられるものではないこと。

※出所：厚生労働省職業安定局長及び職業能力開発局長から各都道府県労働局長あて通知「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等の施行について」

この青少年雇用促進法の制定を受け国が策定した「青少年雇用対策基本方針」によると、「青少年」の対象年齢は「35歳未満」とされ、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても対象とすることを妨げないとされている。

＜国の青少年雇用対策基本方針における青少年の定義＞

青少年の対象年齢については、第9次方針において「35歳未満」としていたことを踏まえ、引き続き、「35歳未満」とする。

ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第2条及び第3条の規定にあるように、青少年雇用対策は、青少年の意欲や能力に応じて、青少年が有為な職業人として成長するよう、就職支援、職業生活における自立促進等の必要な支援を行うこととしている。なお、法第3条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれるものである。

※出所：「青少年雇用対策基本方針」（平成28年厚生労働省告示第4号）

なお、北九州パレスに関し、「勤労青少年」は次のとおり定義されている。

＜北九州パレスにおける勤労青少年の定義（下線は監査人が付加）＞

○福岡県立勤労青少年文化センター条例

第6条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

＜第4項以降省略＞

別表（第6条関係）の備考

1～6 省略

7 「小学生」とは小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する児童を、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒を、「高校生」とは高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小学生、中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生及び高校生をいう。

○福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則

第7条 条例別表備考7の規則で定める証明は、次のとおりとする。

- (1) 雇用主が、15歳以上25歳未満の者に発行する雇用証明
- (2) 勤労青少年ホーム利用証

※出所：「福岡県立勤労青少年文化センター条例」及び「同条例施行規則」

県は、北九州パレスの管理運営について指定管理者制度を導入しており、指定管理者は、主に指定管理料収入及び北九州パレス利用料収入を財源として、北九州パレス内の本館施設及び体育施設の利用許可業務や施設の維持及び保守に関する業務を行っている。

＜指定管理者の業務内容＞

（管理業務の内容）

第4条 乙は、条例第3条の規定に基づき次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの施設・設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

※出所：「福岡県立勤労青少年文化センターの管理運営に関する協定書（基本協定）」

加えて、指定管理者は、勤労青少年の福祉増進を目的とした事業を中心に自主事業を実施しており、年間を通じて様々な講座・教室（以下「講座等」という。）を開設している。

<指定管理者の自主事業>

事業名	内容
職業的自立支援 キャリアアップ事業	勤労青少年を中心に就職支援や資格取得、キャリアアップをテーマとした事業を実施し、施設の設定目的の実現につなげます。(社会保険労務士講座、行政書士試験対策講座等)
キャリアカウンセリング事業	産業カウンセラーにより、ニート・フリーターなど若年求職者が抱える仕事に対する不安、悩みや就職に関するアドバイスなどを、本人をはじめその家族までを対象としたキャリアカウンセリングを実施します。(若者ごとと将来なんでも相談室の設置等)
キャリア・就職情報提供事業	情報コーナーを設置して、求人情報、就職斡旋機関及び職業能力開発支援機関などの情報提供を行います。(就職情報コーナーの設置等)
インターンシップ支援事業	体験的職業能力開発を推進するため職場実習を希望する学生を積極的に受け入れます。(インターンシップの実施等)
文化教養事業	勤労者の余暇を活用し、文化教養事業を通じた生涯学習を行い、ワーク・ライフ・バランス推進に寄与する事業を実施します。(書道講座・茶道講座等)
健康増進事業	勤労者の健康増進を活用し、健康増進事業を通じた健康増進を行い、ワーク・ライフ・バランス推進に寄与する事業を実施します。(書道(合気道教室、太極拳教室等)
成果発表事業	生涯学習・スポーツ教室などの受講生並びに一般県民を対象とした発表会やスポーツ大会などを通じて交流と親睦を図る事業を実施します。(講座発表会、卓球大会等)
勤労青少年団体活動支援事業	勤労青少年団体等の活動支援及び成果発表など勤労青少年の健全育成に寄与する事業を実施します。(ファミリーコンサート等)
地域・企業連携事業	構成団体を含め、地域・企業等と連携した事業を展開することで魅力ある施設づくりを実施します。(朝採れ野菜市、鉄道関係資料展示会等)
その他事業支援	県民の福祉増進につながる事業を実施します。(囲碁大会等)

※出所：「平成28年度福岡県立勤労青少年文化センター管理運営事業計画書」

直近の年度における、本館施設及び体育施設の利用状況や、指定管理者の自主事業として開設された講座等の参加状況は次のとおりである。

<本館施設及び体育施設の利用実績>

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
本館施設			
a. 延べ利用人員数	215,190人	217,802人	219,177人
b. うち、勤労青少年の利用人員数	45,610人	45,268人	37,030人
c. 勤労青少年の割合 (=b/a)	21.2%	20.8%	16.9%
体育施設			
a. 延べ利用人員数	94,295人	96,077人	103,710人
b. うち、勤労青少年の利用人員数	28,405人	29,919人	32,242人
c. 勤労青少年の割合 (=b/a)	30.1%	31.1%	31.1%

＜自主事業における講座等の参加実績（対象者が小中高校生の講座等を除く）＞

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キャリアアップ事業における講座等（単発講座）			
a. 講座延べ定員数	450人	362人	300人
b. 講座延べ参加人数	314人	281人	270人
c. うち、35歳未満	42人	20人	27人
d. 35歳未満の割合（=c/b）	13.4%	7.1%	10.0%
文化教養事業・健康増進事業における講座等（複数回講座・教室）			
a. 講座延べ定員数	3,398人	3,346人	3,400人
b. 講座延べ参加人数	2,227人	2,250人	2,329人
c. うち、35歳未満	192人	208人	211人
d. 35歳未満の割合（=c/b）	8.6%	9.2%	9.1%
文化教養事業・健康増進事業における講座等（単発講座・教室）			
a. 講座延べ定員数	35人	20人	250人
b. 講座延べ参加人数	19人	16人	138人
c. うち、35歳未満	1人	6人	21人
d. 35歳未満の割合（=c/b）	5.3%	37.5%	15.2%

※出所：「福岡県立勤労青少年文化センター運営管理に関する報告書」を基に監査人作成

【意見】

北九州パレスは、条例において「勤労青少年の福祉増進を目的」とされているが、勤労青少年の施設利用実績、特に本館施設の平成28年度の利用実績をみると、全体の利用人数に占める割合は16.9%となっている。

また、条例及び施行規則の規定により、体育施設の利用料金については65歳以上の利用者は全額免除となっている。この規定は県の他の公共施設と同様のものであるが、本施設が「勤労青少年の福祉増進」とされていることから考えると、整合しない部分があると考えられる。

＜利用料金の減免に関する規定＞

○福岡県立勤労青少年文化センター条例

- 第6条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。
- 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
 - 知事は、第2項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。
 - 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。
 - 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。
 - 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

○福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則

第9条 条例第6条第7項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

- (1) 指定管理者がセンターの設置目的を達成する行事に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 2箇月に1回以上定期的に小ホールにおける催物で入場料に相当する金額が1,000千円未満の場合及び小ホールにおける催物で入場料に相当する額
- (3) 条例別表備考一に定める額の三分の一に相当する額
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童又は生徒その他これらに準ずると知事が認めた者が土曜日にホールを利用する場合 利用料金の全額
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額(附属設備等利用料金を除く。)
- (6) 療育手帳の交付を受けている者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額(附属設備等利用料金を除く。)
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額(附属設備等利用料金を除く。)
- (8) 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年福岡県規則第55号)第9条第5号に規定する身体障害者、第5号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額(附属設備等利用料金を除く。)
- (9) 65歳以上の者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額(附属設備等利用料金を除く。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

※出所：「福岡県立勤労青少年文化センター条例」及び「同条例施行規則」

自主事業で開設されている講座等の参加実績においても、青少年の参加割合は低い状況にある。指定管理者が作成した管理運営事業計画書において、講座等の対象者は勤労青少年及びその他一般県民となつているが、勤労青少年の参加が難しいと考えられる平日朝及び昼開催の講座等も多い。また、平成28年度の文化教養事業・健康増進事業における講座等(複数回講座・教室)の開催状況は次のとおりであり、35歳未満の参加割合は9.1%である。

＜文化教養事業・健康増進事業における講座等(複数回講座・教室)の開催状況＞

項目	平日		土日祝日		合計
	朝・昼	夜	朝・昼	夜	
a. 講座延べ定員数	1,037	1,815	428	120	3,400人
b. 講座延べ参加人数	848	1,090	325	66	2,329人
c. うち、35歳未満	19	144	22	26	211人
d. 35歳未満の割合 (=c/b)	2.2%	13.2%	6.8%	39.4%	9.1%
※講座等の内容	書道、社交ダンス、韓国語、英会話、ペン習字、中国語、囲碁、カラオケ、絵画、琴、ギター、茶道、陶芸、華道、合気道、太極拳、ヨガ、日本舞踊、気功、パドミントン、エアロビクス、八極拳、テニス、フラダンス、卓球等				

※出所：「福岡県立勤労青少年文化センター運営管理に関する報告書」を基に監査人作成

このように、現状においては、北九州パレスは現在の福岡県立勤労青少年文化センター条例に定める「勤労青少年の福祉増進」を主な目的として利用されているとはいえない、世代を問わず利用されている施設であると考えられる。

県によれば、北九州パレスは昭和57年の開設から既に35年以上経過し、施設や設備の老朽化に伴い、維持及び修繕に係る費用が多額になっているとのことである。

県では、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の再配置や長寿命化等に取り組む方針を打ち出している。

利用者は、現時点でも30万人を超えていることから利用ニーズはあると考えられるが、今後、施設の更新時期を迎えるに当たり、全庁的な視点から同種施設の再配置等を検討することが必要と考える。その際、世代を問わず利用されている、文化施設及び体育施設として同種の施設と一緒に検討されることが望まれる。

過去、福岡県立の勤労青少年文化センターは、もう1か所福岡市内に設置されていたが、現在は、体育施設は福岡市に譲渡され、文化施設は、県文化振興課が所管し、広く世代を問わず利用される施設となっている。

今回の勤労青少年福祉法の改正を受け、勤労青少年ホームの法的な設置根拠が廃止されたことも踏まえ、北九州パレスについて、施設の老朽化への対応や同種施設の再配置等の観点から、その設置目的について再検討し、北九州市への譲渡や所管部署の見直し等も含めた施設の在り方について、今後、検討することが望まれる。

工 労働相談及び労働者支援事務所関係

(7) (意見) 労働相談業務における継続的な専門性の確保及び相談メニューの拡充検討について【現状】

県は、県内4か所に労働者支援事務所を設置しており、その業務の一つに労働相談業務がある。この労働相談業務では、使用者と労働者双方からの労働問題に関する各種個別相談に応じ、助言、指導及び情報提供等による個別労使紛争の自主的な解決の支援を行っている。相談に際しては、労働者支援事務所の担当職員が対応するほか、労働問題に精通した「中小企業労働相談員（嘱託職員）」を配置し、指導及び助言を行っている。

また、複雑かつ高度化する労働相談に対応するため、必要に応じて「特別労働相談員（平成28年度は弁護士）」に指導及び助言を受ける体制をとっている。

平成28年度における主に労働相談業務を担当する職員（所長及び次長は除く。以下「労働相談業務担当職員」という。）、中小企業労働相談員及び特別労働相談員の配置状況は次のとおりである。

<労働者支援事務所における労働相談体制（平成29年3月31日現在）>

	労働相談業務担当職員※1	中小企業労働相談員	特別労働相談員	計
福岡	7名 (再任用3名含む) ※4	1名 (民間出身)	1名 (弁護士)	9名
北九州	4名 (再任用1名含む)	2名 (元県職員)	1名 (弁護士)	7名
筑後	4名 (再任用1名含む)	1名 (民間出身)	— ※2	5名
筑豊	3名 (再任用1名含む)	1名 (元県職員)	— ※3	4名
計	18名 (再任用6名含む)	5名	2名	25名

※1：担当する業務のうち主に労働相談業務に従事する職員を集計している。

※2：福岡労働者支援事務所の特別労働相談員が対応する。

※3：北九州労働者支援事務所の特別労働相談員が対応する。

※4：再任用（短時間勤務）職員2名を含む。

※出所：「監査調書」、「事務分担表」及び「業務概要」を基に監査人作成

労働相談業務担当職員18名のうち、過去に労働行政に従事し労働相談業務の経験のある者を中心に6名再任用している。これは、労働相談業務における専門性を確保する狙いがある。

また、民間企業で人事業務経験のある者や県で労働行政に従事したことのある者を中小企業労働相談員（嘱託職員）として任用している。これも、労働問題に精通した者を配置することで、労働相談業務における専門性を高めることを趣旨としている。

さらに、特別労働相談員（平成28年度は弁護士）を嘱託職員として任用している。労働相談の高度化、複雑化や多様化に対応し、的確に労働相談を行うことを趣旨としている。

このように、県は労働相談業務における専門性の確保のため、労働行政等の経験者の再任用、中小企業労働相談員として労働行政に精通した民間出身者や元県職員の配置、特別労働相談員として弁護士の配置といった、人的配置を行っている。

労働相談業務については労働基準法を始めとする労働関係法令の知識が必要であるが、県職員は地方公務員法が適用され、労働基準法等は一部しか適用されない。また、労働関係法令は、頻繁に改正されており、その都度新たな知識の習得が必要となる。さらに、国は、働き方改革を推進しており、これに関連して更なる法令改正も見込まれている。

労働相談業務担当職員は、定期的な人事異動によって数年で他部署へ異動するため、労働者支援事務所における労働相談業務に対する知識及び経験の蓄積が課題となっている。他道府県との状況を見ると、相談窓口において、弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラー及び臨床心理士等の専門職による対応を行っている県や、関係団体に委託している県もある。

＜相談業務を委託している事例＞

都道府県名	内容	委託先
福岡県	労使相談センターの相談業務を委託	福岡県労働者福祉協議会
奈良県	中小企業労働相談所の相談業務を委託	奈良県社会保険労務士会
沖縄県	女性就業・労働相談センターの運営業務を委託	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会

※出所：各道府県のホームページを基に監査人作成

また、労働に関する相談窓口は、国（労働局、労働基準監督署等）、市町村、労働団体（労働組合、労働者支援団体等）、商工団体（商工会、商工会議所等）及び専門職団体（弁護士会、社会保険労務士会等）などが開設している。

＜労働に関する相談窓口を設置している団体等の事例（県内を中心に）＞

設置団体等	窓口名称	内容
福岡労働局 各労働基準 監督署	総合労働相談コーナー	個別労働関係紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づくものもみられます。そのため、関連情報入手したり相談することにより、紛争を未然に防止する、あるいは早期に解決することができます。このため、福岡労働局では「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。
福岡市	福岡市雇用労働相談センター	福岡市雇用労働相談センター(FECC)は、国家戦略特区である福岡市において、スタートアップやグローバル企業等における雇用環境の整備をサポートするために、2014年11月にスタート。 FECCには、雇用や労働に詳しい、福岡市で活動する弁護士や社会保険労務士といった専門家が窓口に常駐しています。労働者や経営者、人事担当者の方々が、これらの専門家に雇用ルールについて無料でお気軽に相談できるサービスをご用意しています。あなたの会社にも見えない雇用リスクがあるかもしれません。労使双方にとって、しっかりと雇用環境を整え、問題の発生を未然に防ぐことはとても重要です。雇用契約や就業規則の見直しはもちろん、雇用を考え始めた時も相談時です。FECCがリスクの発見から対策までお手伝いします。
福岡県労働組合総連合	福岡県労働相談センター	はたらくことでの悩み、ご相談ください 突然のリストラや賃下げ、労災、サービス残業、働く上でのさまざまな困難は仕方のないことなのでしょうか？「会社が苦しいからやめてくれ」で納得できますか？一所懸命働いてきて、会社の都合で使い捨てはゴメンです。私たち労働者には、こういった会社の身勝手から働く人の身を守る方法が用意されています。あなたの仕事や生活を守るために、わたしたちにご相談ください。

設置団体等	窓口名称	内容
福岡県弁護士会	労働者側の労働相談	「会社から突然解雇（雇止め）を告げられた。」「残業代を払ってくれない。」「セクハラ・パワハラなど職場でのいじめに耐えられない。」など労働問題をめぐるトラブルが近年急増しています。 「ブラック企業」が流行語にノミネートされるなど、雇用情勢の悪化を逆手にとつて、労働者の権利を守るためのルール（法律）を無視した企業が増えているのが原因です。 福岡県弁護士会では、働く者の正当な権利を守り、泣き寝入りを許さないために、労働者側からの相談限定で「労働問題の無料法律相談」を実施しています。
福岡県社会保険労務士会	総合労働相談室	（電話相談） 解雇、賃金、人事、配置転換、労働契約など労使双方からのご相談に無料でお答えします。相談を受けるのは実務経験豊富な社会保険労務士です。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守します。 （対面相談） 社会保険労務士会が開設する「総合労働相談室」では、対面相談を行っています。

※出所：各団体等のホームページを基に監査人作成

さらに、多様化する労働相談への対応として、次のとおり、神奈川県や埼玉県においては、相談メニユーの多様化等に取り組んでいる事例もある。

<神奈川県における労働相談センターにおける労働相談>

相談メニユー	内容
一般労働相談	労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向け、かながわ労働センター職員がアドバイスします。
出張労働相談	本所・各支所の通常の窓口に加えて、最寄りの場所においても曜日を特定して、職員による出張労働相談を実施しています。
日曜労働相談	毎週日曜日、かながわ労働センターでは、本所において職員による労働相談を実施しています。
夜間労働相談	かながわ労働センター（本所）では、日中の相談が困難な方に、毎週火曜日は、労働相談時間を延長して相談に応じます。
女性のための労働相談	働く女性が職場で直面するさまざまな労働のトラブルや疑問に女性相談員がお応えします。女性弁護士による相談もあります。
外国人労働相談	外国人労働者の方々の賃金や労働条件など、働く上でのトラブルについて、大学教員、弁護士等の専門相談員と通訳が対応します。中国語やスペイン語、ポルトガル語での相談をお受けしています。
	労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。
	職場の悩みや心身の不調について、専門のカウンセラーが相談に応じます。
街頭労働相談会	駅前広場等で、職員等による労働相談等を実施しています。
メール労働相談	神奈川県内在勤又は在住で、来所・電話での相談が困難な方を対象に、職員がメールでの労働相談にお応えしています。

※：太枠部分は専門性を有する者による相談メニユーである。

※出所：神奈川県のホームページを基に監査人作成

＜埼玉県の事例（若者労働ほっとライン）＞

内容	利用方法	相談日・時間
長時間労働や残業代の未払いなど、若者の使い捨てが疑われる企業等に対応する労働相談を、労働諸法令の専門家である社会保険労務士が電話で相談に対応します。 なお、ほっとラインに寄せられた相談は埼玉県労働相談センターが引き継ぎ、必要により弁護士による法律相談や産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談等を活用し、解決に向けた支援を行います。	電話による相談です。 若者だけでなく、家族や知人などからの相談や、利用者からの相談にも対応します。	第2、第4土曜日 (年末年始・祝日は除く) 10時00分～16時00分

※出所：埼玉県のホームページを基に監査人作成

【意見】

労働相談体制に関して継続的な専門性の確保を図るため、人事異動を含めて様々な観点から職員配置のあり方を検討することが望まれる。職員配置のあり方の検討に際しては、県庁内部での人事異動や研修の継続的な実施はもちろんであるが、例えば弁護士、社会保険労務士又は労働実務経験者など、労働行政及び労働関係法規等に精通した者の任期付職員としての任用又は業務の委託等についても検討するなど、柔軟な検討が望まれる。

また、既存の労働相談体制の活用又は外部の専門性を有する者の活用によって、例えば労働相談のメニューを増やすことも検討するなど、多種多様な労働相談に対応することで、より労働相談を受けやすい環境づくりをすることが望まれる。

さらに、引き続き、労働に関する相談窓口を設置している他の機関との情報交換を密に行うとともに、相談者の相談内容によっては各団体の特色や専門分野に応じて相談者を紹介するなど、他機関の相談窓口との連携強化を図ることが望まれる。

(イ) (意見) 出張相談における事前予約がない場合の対応の再検討について

【現状】

県は、県内に福岡、北九州、筑後、筑豊の4か所の労働者支援事務所を設置しており、各労働者支援事務所では、所管地域に居住する労働者に対し、労働条件に関することや賃金の未払いに関すること等、様々な労働相談を受け付けている。

＜各労働者支援事務所の所在地及び所管地域＞

事務所名	所在地	所管地域
福岡労働者支援事務所	福岡市	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡
	北九州市小倉北区	
北九州労働者支援事務所	北九州市	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都市、築上郡
筑後労働者支援事務所	久留米市	大牟田市、久留米市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潨郡、八女郡
	飯塚市	
筑豊労働者支援事務所	飯塚市	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

※出所：「福岡県労働者支援事務所設置条例」

各労働者支援事務所は、事務所内で労働相談を実施しているほか、管轄内の地域に赴いて労働相談を行う「出張相談」も定期的に行っており、その実施頻度や実施方法は次のとおり事務所ごとに異なっている。

＜平成28年度出張相談の概要＞

事務所名	実施場所	実施頻度	実施方法
福岡	大野城市	毎月1回	事前予約制。 予約がない場合は実施しない。
	糸島市		
	福津市		
	筑紫野市		
北九州	行橋市	毎月1回	事前予約は受け付けるが、予約がない場合も実施する。
	遠賀・中間地区		
	大牟田市		
	柳川市		
筑後	久留米市	10月に1回	事前予約は受け付けるが、予約がない場合も実施する。
	朝倉市		
	八女市		
	大川市		
	みやま市		
	直方市		
筑豊	田川市	毎月1回	事前予約は受け付けるが、予約がない場合も実施する。
	飯塚市		
	飯塚市		
	飯塚市		

※出所：各「労働者支援事務所の業務概要資料」を基に監査人作成

また、平成28年度における出張相談の実績は次のとおりである。

＜平成28年度出張相談の相談件数＞ (単位:件)

事務所名 実施場所	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
福岡													
大野城市	-	2	2	-	-	-	-	-	4	-	6	5	19
糸島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福津市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
筑紫野市	-	-	-	-	-	-	2	-	-	7	-	-	9
計	-	2	2	-	-	-	2	-	4	7	6	5	28
北九州													
行橋市	-	4	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	6
遠賀・ 中間地区	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
計	-	4	-	-	-	-	2	-	4	-	-	-	10
筑後													
大牟田市	12	-	6	3	-	-	-	-	-	4	-	3	28
柳川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久留米市	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	11
朝倉市	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6
八女市	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	-	-	30
大川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3
みやま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	15
計	12	-	6	3	-	-	11	-	36	22	-	3	93
筑豊													
直方市	-	-	-	1	-	-	4	-	4	-	4	4	17
田川市	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	5
飯塚市	7	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	11
計	8	-	2	1	3	1	6	-	4	-	4	4	33

※出所：「平成28年度 労働者支援事務所 相談件数内訳」を基に監査人作成

出張相談のうち、北九州労働者支援事務所において、行橋市で実施する出張相談、筑豊労働者支援事務所において、直方市及び田川市で実施する出張相談について、事前予約の有無にかかわらず、県職員が毎月現地に赴いて実施している。しかし、相談件数の実績は、月によって差はあるものの、毎月数件程度であり、0件の月も存在する。一方、福岡労働者支援事務所は、事前予約がなかった場合は実施していない。

県によると、事前予約がない場合にも出張相談を実施するかについては、各労働者支援事務所の判断に委ねており、また、事前予約の有無にかかわらず出張相談の実施をすることとは、県民にとって、いつでも気軽に相談に行くことができるというメリットがある、とのことである。

しかし、「気軽に相談できる」という観点でいえば、各労働者支援事務所は、電話相談やメール相談も受付けている。相談件数が少なく、月によっては相談者がいないにもかかわらず出張相談を続けることは、費用対効果の面から非効率が生じている可能性があると考えられる。

【意見】

出張相談の件数が少ないのであれば、県は、事前予約の有無にかかわらず出張相談を実施するよりも、まずは電話相談やメール相談に対応したうえで、相談者の要望に応じて出張相談の事前予約を案内する又は予約があれば出張相談を実施するという形の方が、効果的かつ効率的である可能性がある。

県は、出張相談件数の状況を踏まえ、事前予約がない場合の労働者支援事務所の出張相談の対応方法について再検討することが望まれる。

(ウ) (意見) 福岡労働者支援事務所における個別労働相談室の確保について

【現状】

県は、労働者支援事務所において、健全な労使関係の確立を目的とし、県内の労働者、使用者に対して各種の労働問題（労働条件・解雇・職場の人間関係・セクハラ等）に関する相談を受け付け、労働関係諸法令を根拠とした助言や指導を行うことによって紛争の自主的解決に向けた支援を行っている。

福岡地区を管轄する福岡労働者支援事務所における通常の労働相談業務の受付体制は、次のとおりである。

<労働相談業務の受付体制>

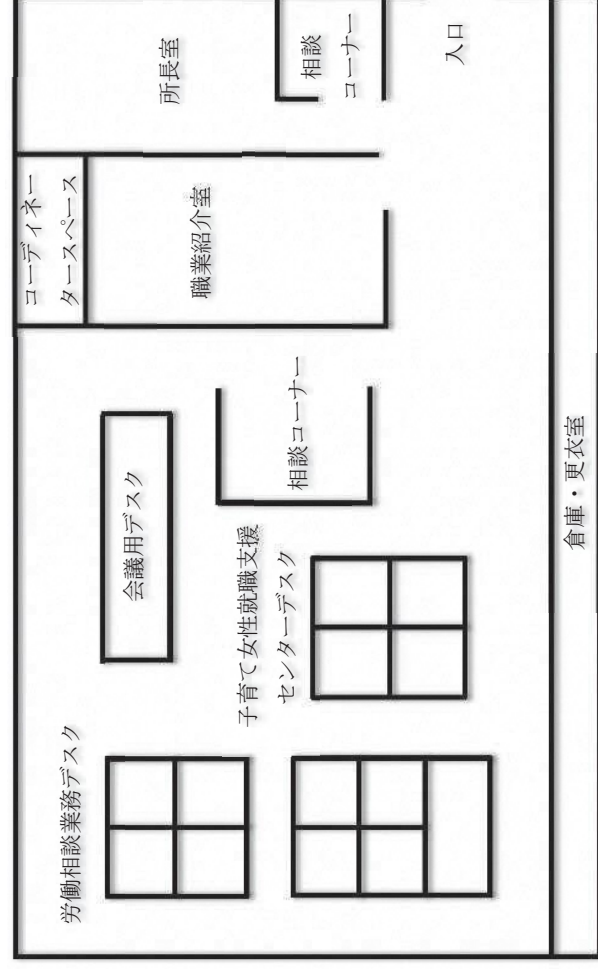
種別	受付日時	場所
通常相談（電話・来所）	平日 8:00～17:15	福岡労働者支援事務所相談室
夜間電話相談	水曜日 17:15～20:00	4労働者支援事務所で持ち回り
メールによる相談受付	24時間受付 回答は通常相談の時間内に 電話で行う。	福岡労働者支援事務所

※出所：「所管事務の概要 平成29年8月（福岡県福岡労働者支援事務所）」

相談者の来所による通常相談業務の場合、相談室において相談を受け付けることになっている。労働相談業務では、相談者のプライバシーの保護に配慮した対応が必要となる。福岡労働者支援事務所の配置図は次のとおりであり、施設に余裕がないという理由で専用の個別相談室が設けられていない。

なお、「3 監査の実施状況」に記載しているとおり、平成29年8月30日に現地調査を行い、次のとおりであることを確認している。

<福岡労働者支援事務所配置図>



※出所：県作成資料を基に監査人作成

県によると、相談者が来所した場合は、機密性を備えた所長室が優先的に使用されており、その際、所長室へ入室する相談者の戸惑いの大きさを考慮し、所長は極力退出しているとのことである。その結果、各種決裁業務、所長宛の電話対応や来客対応など所の総括に関する業務が困難となっており、本来の所長業務の遂行に支障が生じているとのことである。

また、所長室内には労働相談簿等個人情報を含む文書が決裁文書として置かれていることも多く、所長室内に外部からの来所者を案内することによって機密性の高い情報や個人情報が増え、漏れてしまうというリスクも考えられ、管理上も問題がある。

なお、平成28年度の来所による労働相談件数は延べ1,350件である。

【意見】

フロアに余裕スペースがないとはいえ、現状のように所長室を利用して相談業務に対応することは管理上も所長業務遂行上も支障が生じているため、プライバシー等に配慮した相談室を確保することが望まれる。

なお、相談室の確保に関しては、例えば次のような案が考えられる。

＜相談室の確保（案）＞

- 現状の所長室を仕切り等によって分割し、専用の労働相談室を新たに確保する。
- 現状の所長室を専用の労働相談室に変更し、所長席は他の職員と共同スペースに移す。労働相談以外の来客がある場合は、当該労働相談室を一時的に利用することや庁舎内の会議室等を利用することで対応する。
- 福岡労働者支援事務所は県福岡西総合庁舎の5階フロアに入居しており、他の入居者は県税事務所及び農林事務所などの県の機関である。庁舎の調整により、労働相談室を確保できるよう調整する。

(エ) (意見) 筑豊労働者支援事務所の利便性改善について

【現状】

筑豊労働者支援事務所は、福岡県飯塚総合庁舎別館2階に設置されている。利用者の中には障がい者や小さい子どもと一緒に来所する女性もいるが、2階までのエレベーターはなく、階段を利用している状況にあり、バリアフリー化されていない。

県にバリアフリー化への取組状況について質問したところ、次の回答を得た。

＜筑豊労働者支援事務所におけるバリアフリー化に対する県の見解＞

1階若しくはエレベーター付きの建物に入居していることが小さい子どもさんを連れた利用者や障がいのある方の利用者にとって利便性のある事務所であるが、来所者の駐車場の確保や公共交通利用者の利便性、経費等の問題もあって、飯塚商工会議所ビルから総合庁舎敷地内の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所別館の空きスペースに移転(H18年度)してきた経緯がある。

再度、それらの問題を解決して移転する適当な既存施設はないのが現状である。

また、庁舎管理を所管している財産活用課においては、庁舎が老朽化し、維持補修の緊急度が高いものから工事を行っており、当該庁舎のバリアフリー化工事は実施していない。

※出所：県からの回答

【意見】

県は、施設のバリアフリー化に向けて、飯塚総合庁舎敷地内の1階への移転や他施設への移転等の方策等も含めて検討し、早期に利用者の利便性を改善することが望まれる。

オ 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会補助金関係

(7) (結果) 協議会における有期雇用契約職員の勤怠管理について

【現状】

県は、国の戦略産業雇用創造プロジェクト事業補助金を活用し、県内の先端成長産業分野等における人材の確保・育成や取引機会の拡大及び生産現場における業務改善への支援等を行うため、福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「本協議会」という。）に対し補助金を交付している。

このプロジェクトは、県、両政令市のほか、産学官連携組織、支援機関及び金融機関等から構成される本協議会を推進機関として実施しており、本協議会に対して補助金を交付することによって事業の効率的な実施を図っている。

平成28年度は、本協議会に対し、182,829,040円の補助金が交付されている。

＜福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト事業費補助金の概要＞

補助金名	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト事業費補助金
交付の目的	戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して実施する、先端成長産業分野等における人材の確保・育成や取引機会の拡大、生産現場における業務改善への支援等に要する経費の支援を行うことにより、生産性の向上と経営環境、労働環境の改善を図ることで、先端成長産業分野等における持続的な発展と良質な雇用の創出を図ることを目的とする。
補助対象経費	<p>(1) 地域の関係者が一体となって雇用創造に取り組むための土壌の構築、その他事業主の雇用拡大や求職者の人材育成を実施するために必要な事業</p> <p>(2) 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用機会の拡大及び生産現場の改善に向けた事業</p> <p>(3) 求職者を対象とする、先端成長産業分野において求められる人材を育成する事業</p> <p>※ (1)～(3)に掲げる事業に係る補助対象経費は、人材の確保・育成に関する人件費とする。なお、これに付随する人件費以外の事業経費は事業費全体の50%までとする。</p>
補助金の算定方法	国及び県の予算の範囲内で交付する。

※出所：「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト事業費補助金交付要綱」

補助対象事業のうち、「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用機会の拡大及び生産現場の改善に向けた事業」の一環として、事業拡大等を目指して生産性向上、品質向上などのカイゼンを希望する企業に対し、本協議会では、アドバイザーを派遣してカイゼンの支援を行っている。

このアドバイザーは、本協議会と有期雇用契約を締結しているが、当該アドバイザーに関する平成28年度の勤怠管理関係書類を閲覧したところ、アドバイザーの1人であるA氏に関して、就業規則に抵触する事項が見受けられた。

年次有給休暇については、次のとおり、労働基準法第39条第4項において、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数代表者と労使協定を締結した場合は、年間5日を上限として、時間単位で年次有給休暇を与えることができるとされている。

<時間単位年次有給休暇の付与について>

○労働基準法

第39条 第1項～第3項 省略

4 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第1号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前3項の規定による有給休暇の日数のうち第2号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。

- (1) 時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
- (2) 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数（5日以内に限る。）
- (3) その他厚生労働省令で定める事項

○労働基準法施行規則

第24条の4（上記法第39条第4項第3号における厚生労働省令）

第39条第4項第3号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇一日の時間数（一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数。次号において同じ。）を下回らないものとする。）
- (2) 一時間以外の時間を単位として有給休暇を与えることとする場合には、その時間数（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）

※出所：「労働基準法」及び「労働基準法施行規則」

本協議会においても、次のとおり、有期雇用契約職員について就業規則の作成及び労働協定の締結を行い、年間で5日間を上限とする時間単位年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を導入している。

<時間単位年次有給休暇に関する就業規則の規定>

第21条第3項

年次有給休暇の取得の単位は1日とする。ただし、本人が申し出て事務局長が認めた場合は、半日とすることができる。なお、職員代表との協定により年間5日間を限度として、1時間単位で取得することができる。

※出所：「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創出地域協議会有期雇用契約職員就業規則」

<時間単位年次有給休暇に関する労使協定の内容>

（日数の上限）

第2条

年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、年間5日を限度とする。

（1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第3条

年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

（取得単位）

第4条

年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

※出所：「時間単位年休に関する労使協定書」

平成28年度のA氏の勤怠管理関係書類を閲覧したところ、時間単位で取得されている年次有給休暇が63時間あった。

63時間について、労使協定に定められている1日分の年次有給休暇に相当する時間数である8時間で換算すると、7.785日分となり、上限である5日を超えている。

【指摘事項】

時間単位年休の制度は、職員にとって有給休暇を効果的に利用することができ、時間活用の幅が広がる制度である。また、使用者にとっても、従業員の満足度を高めることができ、ひいては実施事業の推進にも好影響を与えることができるというメリットがある。一方で、時間単位年休を必要以上に認めることによって、職場の秩序を乱してしまうリスクや有給休暇の管理や給与計算が煩雑になるというデメリットを生じることになる。

県は、就業規則で定められた時間単位年休の上限を超えることがないように適切な勤怠管理を行う必要がある。

(イ) (意見) プロジェクトにおけるPDCAサイクルの強化について

【現状】

県は、「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を推進するため、推進機関として「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「本協議会」という。）」を設置している。

本協議会は、県労働政策課内に事務局を設け、次のようなメンバーで構成されている。

＜本協議会の構成員＞

種別	構成員
地方公共団体	福岡県、北九州市、福岡市
経済団体	福岡県経済同友会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会
産学連携組織	グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会、北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議、福岡水素エネルギー戦略会議、福岡ロボット・システム産業振興会議、福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議、ふくおか医療福祉関連機器・開発実証ネットワーク、福岡県航空機産業振興会議、福岡県立地企業振興会
金融機関	株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行福岡支店、株式会社福岡銀行、株式会社筑邦銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社北九州銀行、福岡ひびき信用金庫、筑後信用金庫、株式会社商工組合中央金庫
支援機関	公益財団法人福岡県中小企業振興センター、公益社団法人福岡県雇用対策協会、福岡県正規雇用促進企業支援センター、公益財団法人飯塚研究開発機構
国機関	厚生労働省福岡労働局、経済産業省九州経済産業局（オプザバーバー）

※出所：福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクトのホームページに
基に監査人作成

本協議会の基本的な事項は規約に定められており、次のとおり、本協議会の事業及び運営に関する基本的事項については、総会で審議、決定することとされている。

＜規約＞

(総会)

第10条 総会は、構成員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第11条 総会は、本規約で定めるもののほか、協議会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

※出所：「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会規約」

本協議会における平成28年度の事業報告及び決算については、平成29年7月3日に開催された総会に報告等がなされている。

総会資料を閲覧したところ、活動実績についての記載はあったが、平成28年度の事業計画に対する達成状況及びその分析等について記載されていないかった。

また、議事録を見ても、目標と実績との比較分析に関して議論されている記録はなかった。

実際には、次の「(意見) UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について」に記載しているとおり、計画と実績が大きくかい離している事業が見受けられた。

なお、県が平成27年12月18日付で国に提出した「戦略産業雇用創造プロジェクト事業構想提案書」には、「5 事業実施体制」の項目において、次のとおり、本協議会が事業の進捗管理や事業推進に係る意思決定をすることとされており、協議会参加機関は、意思決定に資する意見を述べることとされている。

＜地域協議会の役割＞（下線部分は監査人が付加）

【地域協議会】

地域協議会は、県、両政令市のほか、産学官連携組織、支援機関、国、金融機関等から構成し、本プロジェクト（注：福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト）の推進機関として、事業計画の企画立案、事業の進捗管理、支援対象企業の指定等、事業推進にかかわる意思決定をする。

協議会参加機関は、本プロジェクトが最大の効果を発揮するよう、各々の立場から協議会の意思決定に資する意見を述べるとともに、協議会に対し、企業の関連分野における事業拡大、人材育成・雇用創造に資する情報を提供する。

また、会員企業に対し、プロジェクトの情報を提供し、事業の有効活用を図る。

※出所：「戦略産業雇用創造プロジェクト 事業構想提案書（平成27年12月18日）」

【意見】

本プロジェクトについては、あらかじめ、国に対し、その目的、目標及び事業計画等を事業構想提案書として提出し、承認を得たうえで実行されているものであり、その計画にはアウトカム指標も記載されている。

本協議会においては、定期的に運営会議等を開催し、事業の進捗状況等も確認され、事業実施方針等の検討がなされていることであるが、本協議会の構成員が一堂に会する総会の場において、各事業の目標、実績、達成状況及びその理由等について、記載された事業報告及びその内容を議論し、次期の取組に活かすことは、本プロジェクトの目標達成に資するものと考ええる。

総会においては、前年度の計画を配付し意見交換の際の参考としていていることであるが、総会に提出される事業報告書に目標の達成状況等の評価を記載し、各構成員が議論しやすい記載とするなど、本プロジェクトのPDCAサイクルをより強化することが望まれる。

(ウ) (意見) UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について

【現状】

福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創出地域協議会（以下「本協議会」という。）において、経営や生産技術の知識を有する専門人材とのマッチングを支援するため、UIJターン転職を希望する人材の短期体験訪問を受け入れる企業に対し、必要経費を助成する事業を行っている。その概要は次のとおりである。

＜UIJターン体験訪問助成金の概要＞

項目	概要
対象事業者	<p>福岡県内に事業所を有する中小企業又はみなし大企業であって、次の各号のいずれにも該当する事業者</p> <p>(1) 事業者が実施する事業が、プロジェクト対象事業に合致すると認められること</p> <p>(2) 事業者が次の組織のいずれかの構成員であること又は構成員になることを希望する旨の届出をしていること、もしくは再生可能エネルギー関連産業分野において県がプロジェクト参加企業として指定する事業者であること</p> <p>① 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議 ② 福岡水素エネルギー戦略会議 ③ 福岡ロボット・システム産業振興会議 ④ 福岡県Ruby・コンテナツビビジネス振興会議 ⑤ グリーニアジア国際戦略総合特区地域協議会 ⑥ ふくおか医療福祉関連機器・開発実証ネットワーク ⑦ 福岡県航空機産業振興会議 ⑧ 福岡県立地企業振興会 ⑨ 福岡県ものづくり中小企業推進会議</p> <p>(3) この助成金の交付の申請の日から平成31年3月31日までの間に1人以上の雇用を増加させることを協議会に誓約していること</p> <p>(4) 企業体験訪問計画が適正であると認められること</p> <p>(5) 次のいずれにも該当する事業者であること</p> <p>① 雇用保険適用事業所の事業者であること ② 助成金の交付等に係る審査に協力する事業者であること ③ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は支給申請日後支給決定日までの間に不正受給をした事業者でないこと</p> <p>④ 労働保険料を滞納している事業者でないこと（交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）</p> <p>⑤ 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること</p> <p>⑥ 性風俗関連営業、接待等を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと</p> <p>⑦ 交付申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業者でないこと</p>
対象経費	企業訪問者の居住地（県外に限る）から利用者の事業所までの旅費（交通費、宿泊費の実費相当分）
基準額	企業訪問者1人当たり10万円を上限とする。 ※助成制度利用者

	<p>1社当たり2人まで</p> <p>※旅費の算定については福岡県旅費規定に準ずるものとし、往路・復路を対象とする。</p> <p>※宿泊費は1泊当たり10,900円を上限とする。</p> <p>※食費は助成の対象外とする。</p> <p>※以下の企業体験訪問に係る経費は、助成対象経費としない。</p> <p>① 子会社・関連会社間の企業体験訪問に係るもの</p> <p>② 福岡県内在住者の企業体験訪問に係るもの</p>
助成率	10/10、ただし、助成金の交付額は基準額を超えないものとする。

用語の定義等について

用語	定義
UIJターンの企業体験訪問	福岡県外在住者が、福岡県内の事業所に就業すること プロジェクト対象産業分野に関する製品の製造、研究開発、販売等の事業を実施する事業者、研究機関その他の団体の団体であって、プロジェクト対象事業を実施する事業者が自社及び親会社・子会社・関連会社以外の者で福岡県外在住者を当該団体に招へいし、製造現場の見学等をさせることにより、福岡県における新規雇用に資するものとして協議会が認めるもの
プロジェクト対象事業	次の産業分野のいずれかに関する事業であって、指定主要業種又は指定関連業種に属するもの ア 自動車関連産業分野、イ 水素・燃料電池関連産業分野、ウ ロボット関連産業分野、エ パワー半導体関連産業分野、オ 軽量Rubyによる組込みソフトウェア開発関連産業分野、カ 有機EL関連産業分野、キ 再生可能エネルギー関連産業分野、ク 医療福祉機器関連産業分野、ケ 航空機関連産業分野、コ 食品製造関連産業分野

※出所：「平成28年度UIJターンの体験訪問助成金交付要綱」を基に監査人作成

このUIJターンの体験訪問助成金（以下「本助成金」という。）について、計画と実績は次のとおりであり、平成28年度の利用実績は1社（2人）のみであり、計画（予算）を大きく下回っている。

＜平成28年度におけるUIJターンの体験訪問助成金の計画及び実績＞

平成28年度計画（予算）	平成28年度実績（決算）
100,000円×2人×3回×15社 ＝9,000,000円	77,178円（1社、2人） なお、2人とも新規雇用につながっている。
9,000,000円×0.85＝7,650,000円	

※出所：「平成28年度福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト事業費補助金交付申請」及び「実績報告」を基に監査人作成

県によると、利用実績が計画を大きく下回った理由は次のとおりである。

<利用実績が計画を大きく下回った理由に関する県の見解>

利用企業の多くは人手不足に悩んでいるところであるが、

- ①中小企業は特に、できれば地元の人材がほしい、というニーズが依然として強く、U I J ターンでの人材確保に取り組みとするとする企業がまだ少ない
- ②U I J ターンでの人材確保に取り組みとしても、中小企業の多くは知名度が低く、また、自社のことを東京等県外の求職者に知っていただく手段や機会に乏しいことから、なかなか自社に体験のために来ていただく求職者の確保が出来ていないなどの要因から、助成金の利用に至っていないもの。

※出所：県の回答

2015年（平成27年）版の中小企業白書に掲載されている「平成26年度中小企業・小規模事業者の人材確保と育成に関する調査」によると、U I J ターンを伴う転職における課題として「賃金収入の低下・不安定化」（32.4%）が最も多く、「就職先が見つけづらい」（15.3%）、「移住に伴う生活基盤の確立」（12.4%）が高い割合となっている。また、U I J ターンを伴う転職時の就職手段として、「知人・友人（家族を含む）の紹介」（32.1%）といった、個人的なつながりによる転職が最も多くなっている。さらに、U I J ターンを伴う転職時に受けた自治体からの支援について、「特に支援は受けていない」（44.2%）が最も高い割合となっており、「補助金・助成金」（33.2%）と回答した者を上回っている。

これらのことから、U I J ターンに係る助成金のニーズは一定程度あると想定されるが、県の見解のとおり、福岡県内の中小企業の県外での認知度不足に加え、U I J ターンを希望する者に対するアプローチの困難性から、助成実績が少なくないと推察される。

【意見】

現在は、助成対象となる企業中心に利用促進を行っているとのことである。また、本協議会の事業において、県内企業のPR動画を作成している。

今後は、U I J ターン希望者、すなわち、移住希望者に対しても制度の広報等利用促進に向けた取組を直接行うことについて検討することが望まれる。

県においては、企画・地域振興部において移住定住窓口等の設置、商工部においてプロフェッショナル人材の採用支援、その他各部においても移住を伴う産業人材の確保等を行っているところである。これら各関係部局との連携については、国に対して提出した本プロジェクトの構想にも記載されていることから、具体的に連携し、利用促進に向けて広報等のアプローチを検討することが望まれる。

(エ) (意見) 協議会が行う助成金支給に関する具体的な判断基準等の文書化について

【現状】

「福岡先端ものづくりカイゼン人材育成・雇用創造プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)において、県は、特定分野の事業者を対象として福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会(以下「本協議会」という。)を通じた助成を行っている。対象となる事業者は、福岡県内の事業所において、次の対象分野の製品の製造等を行い、新規に人を雇用しようとする事業者である。

＜本協議会の助成対象となる分野＞

(1) 自動車関連産業分野、(2) 水素・燃料電池関連産業分野、(3) ロボット関連産業分野、(4) パワー半導体関連産業分野、(5) 軽量 Ruby による組込みソフトウェア開発関連産業分野、(6) 有機EL関連産業分野、(7) 再生可能エネルギー関連産業分野、(8) 医療福祉機器関連産業分野、(9) 航空機関連産業分野、(10) 食品製造関連産業分野

※出所：本プロジェクトのホームページ

また、助成の内容は次のとおりであり、各助成に助成金交付要綱が定められている。

＜助成の種類及び概要＞

1. 社員レベルアップ研修助成金

対象分野への新規参入や、事業の拡大を目指すために必要な社員のレベルアップ研修にかかると研修開催経費や研修への派遣事業等を助成

2. 新規雇用者育成助成金

対象分野への新規参入や、事業の拡大を目指すために人材を新たに雇用・育成する場合、目的にあった人材を確保するための人件費や育成に係る経費を助成

3. U I J ターン体験訪問助成金

対象分野への新規参入や事業の拡大を目指すために必要な県外に在住する人材を企業に招き、実際の現場を見学・体験してもらうための旅費・宿泊費を助成

※出所：本プロジェクトのホームページ

平成28年度における社員レベルアップ研修助成金交付要綱、新規雇用者育成助成金交付要綱及びU I J ターン体験訪問助成金交付要綱を閲覧したところ、次のような不明確な点が見受けられた。

A) 新規雇用者育成助成金について、対象経費の一部の内容が不明確であること

新規雇用者育成助成金の支給対象となる経費は、下表のとおりである。

このうち、「人材育成に要する経費」として「育成に使用する消耗品の費用」が対象となっているが、具体的にどのような消耗品が該当するのか詳細が不明である。また、「その他事業費」として「人材派遣会社の手数料等」及び「赴任旅費」が挙げられているが、どこまで「その他事業費」として認められるのかについて、助成金交付要綱上は明確ではない。

＜平成28年度新規雇用者育成助成金の支給対象経費＞

区分		対象経費	基準額
対象労働者 (専門人材及び新規学卒者を除く)	人件費	・賃金 ・社会保険料・労働保険料 (事業所負担分)	1人1か月あたり15万円 (育成期間：6か月以内)
	人材育成に要する経費	・育成に使用する消耗品の費用 ・設備機械等の使用料	1人あたり30万円
	その他事業費	・人材派遣会社の手数料等 ・赴任旅費	
専門人材	人件費	・賃金 ・社会保険料・労働保険料 (事業所負担分)	1人1か月あたり30万円 (育成期間：3か月以内)
	その他事業費	・人材派遣会社の手数料等 ・赴任旅費	1人あたり25万円
新規学卒者	人件費	・賃金 ・社会保険料・労働保険料 (事業所負担分)	1人1か月あたり10万円 (育成期間：6か月以内)
	人材育成に要する経費	・育成に使用する消耗品の費用 ・設備機械等の使用料	1人あたり10万円

※出所：「平成28年度新規雇用者育成助成金交付要綱」

※新規雇用者育成助成金交付要綱上の用語について

用語	用語の意味
地域求職者等	福岡県内に居住している求職者又は福岡県外に居住している求職者であって福岡県内の就職先を求めているもの(在職中の者を含む。)をいう。
対象労働者	助成金の交付の対象となる期間(以下「助成対象期間」という。)の終了後に継続して又は新たに雇用することを前提として、事業者が雇用する地域求職者等又は受け入れる派遣労働者をいう。
専門人材	事業者が実施する事業に関する第1号に掲げる産業界での実務経験又は事業者が実施する事業に応用可能な技術に係る実務経験を有し、本人の能力に対して支払われる給与(基本給と職能給の合計)が月額30万円を超える人材をいう。
新規学卒者	次の各号に掲げる者をいう。 一 新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者 卒業年の6月末までに職業紹介を経ている者又は卒業年の6月末までに雇用契約を締結した者をいう。 二 新規大学等卒業者 卒業年の3月末までに職業紹介を経ている者又は卒業年の3月末までに雇用契約を締結した者をいう。

※出所：「平成28年度新規雇用者育成助成金交付要綱」

B) 2種類以上の助成金について、併給可能であるか要綱上不明確であること

社員レベルアップ研修助成金の支給対象となる経費は、下表のとおりである。

例えば事業者が人材を新たに雇用・育成し、当該人材に対してレベルアップを図るための研修を受講させた場合、新規雇用者育成助成金及び社員レベルアップ研修助成金双方の支給対象となる場合がある。県によれば、このような場合、対象経費が重複していない限り、両方の助成金を支給することを認めている（いわゆる併給可能である）とのことであるが、助成金交付要綱上は明確ではない。

<平成28年度社員レベルアップ研修助成金の支給対象経費>

事業名	区分	対象経費		基準額
		人件費	その他事業費	
社内研修 (外部講師)	人件費	・講師等謝金・旅費・宿泊費		参加者1人あたり 10万円 事業者1社あたり 50万円
	その他事業費	・テキスト・教材等消耗品費 ・会場借上料 ・設備機器等使用料		
社外研修	人件費	・参加者旅費・宿泊費		代替要員1人1月あ たり30万円、計180 万円
	その他事業費	・研修・講習会参加費 ・テキスト・教材等消耗品費 ・設備機器等使用料		
他社派遣研修 (1か月以上)	代替要員の 人件費	・賃金 ・社会保険料・労働保険料（事業 所負担分）		派遣従業員 1人あたり50万円
	派遣従業員の 人件費	・旅費（先進企業等までの往路及 び復路に係る交通費）		
	その他事業費	・滞在費（派遣従業員に係る研修 期間中の宿泊料等の滞在費。食 費、光熱水費を除く。） ・先進企業等において使用する設 備機器等使用料 ・研究機関等の研修費、受講料等		

※出所：「平成28年度社員レベルアップ研修助成金交付要綱」

C) 新規雇用者育成助成金の対象労働者の集計方法が不明確であること

新規雇用者育成助成金の支給対象となる労働者は、下記のとおり交付要綱上1事業者当たり3名以内と定められている。

例えば雇用した人材が短期間（育成期間以内）で退職したため、事業者が代替要員として新たに1人雇用した場合、新規雇用者育成助成金支給対象の労働者数集計上、県は合計で2人ではなく、あくまで代替として雇用したという整理をし、1人として集計している。したがって、残り2人まで助成が可能であるが、この集計方法を採用していることについて、助成金交付要綱上明確ではない。

<新規雇用者育成助成金の支給対象となる労働者>

(対象事業、対象経費、助成率等)

第4条 1～4 省略

- 対象労働者は、助成事業の開始日が属する年度において1事業者あたり3名以内とする。
- 中小企業(みなし大企業は除く。)は、前項に規定する人数の範囲内で専門人材及び新規学卒者をそれぞれ1名に限り対象労働者とすることができる。

※出所：「平成28年度新規雇用者育成助成金交付要綱」

以上のA)～C)について、県によれば、週1回程度実施している担当者ミーティングにおいて、助成金支給に係る判断に疑義がある場合は、協議しているとのことである。

しかし、平成28年度に開催された当該協議に関する議事録等は保存されていなかった。

【意見】

助成金支給の判断に関する記録が保存されていないことは、結果として担当者の記憶に依存することとなり、担当者や判断時期等によって判断が異なる可能性がある。

したがって、県は、助成金支給の判断に関する記録を保存・整理し、判断に疑義が生じた場合は必要に応じて参照することが望まれる。

なお、以上の課題を受けて、平成29年4月から担当者ミーティングの議事録を作成・保存しており、一定程度の改善がみられる。

県は、今後も引き続き、ミーティングの実施や議事録の保存を通じた情報の共有を図るとともに、過年度議論となった分も含め、判断の相違が生じやすいと考えられる点について、次年度の助成金交付要綱の更新やQ&A集の作成等も検討しながら、判断基準を共有することが望まれる。

(ナ) (意見) 協議会における契約に関する規定等の整備について

【現状】

県は、福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「本協議会」という。）に対し、補助金を交付している。本協議会では、補助対象事業の一部について業務を委託している。業務委託の概要は次のとおりである。

＜委託業務の概要①＞

委託業務名	福岡先端ものづくり企業合同説明会・就職面談会業務
委託業務の目的	「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」の一環として、 ①自動車、②水素・燃料電池、③産業用ロボット、④パワー半導体、⑤軽量Rubyを使った組み込みソフトウェアの開発、⑥有機EL、⑦再生可能エネルギー、⑧医療福祉機器、⑨航空機、⑩食品製造関連産業分野の企業を対象に、合同会社説明会・就職面談会を開催することで、事業の拡大に必要な人材の確保を支援する。
委託先	A社
委託金額	5,791,521円（税込み）
委託期間	平成28年7月11日～平成29年2月28日

※出所：「業務委託契約書」及び「仕様書」を基に監査人作成

＜委託業務の概要②＞

委託業務名	福岡先端ものづくり企業PR動画制作業務
委託業務の目的	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会が主催する「合同説明会・就職面談会」の出席企業を中心として求職者を対象に優れた技術や製品を有する企業の魅力をPRする動画を制作する。なお、制作した動画は当該企業に提供し、企業における求人活動や魅力発信に活用してもらうほか、「合同説明会・就職面談会」開催時に会場において放映する。さらに「合同説明会・就職面談会」ホームページにて公開するほか、YouTube等にも配信する。
委託先	B社
委託金額	5,783,400円（税込み）
委託期間	平成28年11月4日～平成29年2月28日

※出所：「業務委託契約書」及び「仕様書」を基に監査人作成

上記委託業務に係る契約書を閲覧したところ、どちらも契約書第4条に、次のとおり契約保証金及びその免除に関する規定があった。

＜契約保証金及びその免除に関する規定＞

第4条

契約保証金は福岡県財務規則第170条第4号により免除する。

※出所：「契約書」

契約保証金とは、債務が契約どおりに履行されないリスクに対し、請負者に一定の保証金の差入れを要求することによって適正な履行を確保するための担保金であり、地方自治法施行令により、普通地方公共団体は契約相手方に対して納めさせねばならず、減免する場合には規則に定めることとされている。

県では、財務規則において、過去に地方公共団体等と同種契約を数回以上締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは契約保証金の納付を免除できるとされている。

＜契約保証金の納付及び減免に関する規定＞

○地方自治法施行令

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

○福岡県財務規則

第169条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。

2～6 省略

第170条 次の各号に掲げる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。

(1)～(3) 省略

(4) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約(建設工事に係るものにあつては、契約金額500万円未満のものに限る。)を締結する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5)～(13) 省略

※出所：「地方自治法施行令」及び「福岡県財務規則」

上記の契約書においては、この県の規則をもって契約保証金を免除することを規定している。しかし、本契約は、普通地方公共団体ではない本協議会与委託先との契約であり、契約保証金に関する条項を設ける必要はなく、県の規定を適用することもできない。

本協議会では、県から独立した団体として、独自の文書管理規程や会計事務取扱規程等の各種規程を設けている。

【意見】

本協議会と委託先との契約書上は、不要な条項であるため、契約書条項から削除するか、県と同様に、契約に関して契約保証金を納付させる場合には、本協議会の会計事務取扱規則等に契約保証金に関する規定を加える等の対応を行うことが望まれる。

また、これと同様に、県規則等を直接引用又は準用している規定や文書等の表現が適切であるか確認することが望ましい。

(2) 新雇用開発課
ア 業務委託関係

(7) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について

【現状】

県は、各種センターの運営やセンターにおける業務実施に関して、次のとおり、毎年度4月1日から翌年3月31日までに契約期間として、業務を委託している(以下「通年型委託契約」という。)

<通年型委託契約> (ただし、特命随意契約による委託業務は除く)

実施場所	契約名	委託内容
70歳現役応援センター	就業・社会参加支援事業	センターの各オフィスにおける①就業・社会参加に関する個別相談業務、②マッチング支援、③合同会社説明会業務、④事業管理業務等
子育て女性就職支援センター	子育て女性就職紹介事業	子育て中の女性等を対象とした就職あっせん等による就職支援
受託事業者の事務所内	中小企業障害者雇用拡大事業	求人開拓を行うとともに、就職相談から個別指導、職業紹介、就職後の定着まで一貫した支援を実施

※出所：「監査調書」を基に監査人作成

これら通年型委託契約については、企画提案公募により委託候補事業者が選定され、概ね次のスケジュールで契約手続等がなされている。

<委託実施に係るスケジュール>

時期	平成27年度事業分	平成28年度事業分	平成29年度事業分
平成27年11月頃		予算要求	
平成28年2月		契約に係る事前伺い 公募開始、公募説明会の開催	
3月	成果物の受付、 検査、委託料の精算	審査委員会の設置、企画書の提出 締切、プレゼンテーションの実施、審査委員会の開催、委託候補事業者の選定	
		予算成立	
4月		契約の締結、業務開始	
		四半期ごとに概算払、 年度中の各種報告の受付等	
11月			予算要求
平成29年2月			契約に係る事前伺い、 公募開始、公募説明会の開催
3月		成果物受付、検査、委託料の精算	審査委員会の設置、企画書の提出 締切、プレゼンテーションの実施、審査委員会の開催、委託候補事業者の選定

※出所：「伺い」等を基に監査人作成

現在の契約手続等については、次のような課題がある。

＜単年度契約に関する課題＞

関係者	課題内容
利用者	就職相談や支援等については、相手方との信頼関係の構築が重要である。年度をまたぐ相談やあっせん等において、相談相手が変わる可能性がある、引継ぎ等はあるも、信頼関係の構築に時間を要する可能性がある。
事業者	利用者との信頼関係構築には時間を要する場合があります、単年度契約の場合、従事者を継続的に確保することが困難になる可能性がある。毎年、業者選定手続があり、その準備等に時間と労力を要する。
県	毎年、業者選定手続が必要であり、その手続に時間と労力を要する。単年度での実績評価となり、中長期的な評価が困難（特に受託者が交代する場合）。

【意見】

通年型委託契約について、県は、上記のような単年度契約に関する課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。

例えば3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見を収集することが望ましい。

(3) 職業能力開発課

ア 補助金関係

(7) (結果) 職業訓練協会に対する補助金の適切な審査について

【現状】

県は、需要に即応した技能労働者の養成及び技能の維持向上を図るため、職業訓練に関する地域の中核機関である各地区職業訓練協会に対し職業訓練法人地区職業訓練協会補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。

本補助金の概要は次のとおりであり、平成28年度は、福岡地区、北九州地区及び豊前地区の県内3地区の地区職業訓練協会に対し、計15,400,000円の補助金が交付されている。

<職業訓練法人地区職業訓練協会補助金の概要>

補助金名	職業訓練法人地区職業訓練協会補助金		
交付の目的	職業訓練に関する地域の中核機関である職業訓練法人地区職業訓練協会に対し助成を行うことにより、需要に即応した技能労働者の養成及び技能の維持向上を図り、地域の経済・社会の発展に寄与することを目的とする。		
補助対象経費	(1) 職業訓練にかかる事業に要する経費 (2) 職業能力開発及び向上、技能振興にかかる事業に要する経費		
補助金の算定方法	補助対象経費の2分の1を上限として、予算の範囲内で交付する。		

※出所：「職業訓練法人地区職業訓練協会補助金交付要綱」を基に監査人作成

本補助金の平成28年度の実績報告書を閲覧したところ、各地区職業訓練協会に対する補助金額は次のように算定され、交付されていた。

<平成28年度の補助金額の算定>

(単位：円)

	福岡地区 職業訓練協会	北九州地区 職業訓練協会	豊前地区 職業訓練協会
補助事業に係る経費 A	48,760,312	137,487,338	33,088,690
補助事業に係る収入 B	34,143,547	42,884,411	14,315,727
補助対象経費 C=A-B	14,616,765	94,602,927	18,772,963
補助対象経費の1/2 D=C×1/2	7,308,382	47,301,463	9,386,482
実際の補助金交付額 E	5,400,000	1,420,000	8,580,000

※出所：各「平成28年度実績報告書」を基に監査人作成

しかし、実績報告書に添付されていた決算書を閲覧すると、補助対象経費の算定に際し、本来であれば補助事業に係る収入に含まれ、補助事業に係る経費から控除されるべきと考えられる受講料収入が控除されていなかった。

本補助金の算定方法に対する県の見解は次のとおりである。

<職業訓練法人地区職業訓練協会補助金の算定方法について>

団体が実施している三つの訓練を一括して会計処理しており、本来、補助対象経費に計上すべきであった団体運営に係る経費（総務費）を補助対象経費として計上せず、団体運営に係る経費に受講料収入を充てる取扱いとすることとしたため、受講料収入を補助対象経費から控除していなかった。

※出所：県からの回答

県によると、各地区職業訓練協会は、自主訓練、委託訓練及び認定訓練の3事業を実施しており、このうち本補助金の交付対象となるのは自主訓練のみであるとのことである。

しかし、経費及び収入について、事業別に按分して会計処理をしていないため、本来あべき補助事業に係る経費及び収入が適切に集計されていない。

【指摘事項】

提出された実績報告書等及び県の審査の状況を見る限り、補助事業に係る経費（A）及び補助事業に係る収入（B）がいずれも適切に集計されていないため、補助対象経費（C）も当然適切な金額にはならない。その結果、補助対象経費の1/2の額（D）も誤っていることになり、場合によっては実際の補助金交付額（E）が過大となっている可能性もある。

県は、補助金等交付規則第13条から第15条までに規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、各地区職業訓練協会の経費及び収入の内容など適切な審査を行うことが必要である。また、その結果、本来あるべき補助対象経費を算定して補助金の交付が過大と判断される場合は返還を求めることが必要である。

さらに、今後は、補助金を交付する以上、補助事業に係る経費及び収入と補助対象外の経費及び収入とを適切に按分して交付申請するように各地区職業訓練協会に対して適切に指導することが必要である。

＜補助金の実績報告の審査及び額の確定等に関する規定＞

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずるものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

※出所：「福岡県補助金等交付規則」

(イ) (結果) 職業能力開発協会に対する補助金の適切な審査について

【現状】

県は、福岡県職業能力開発協会（以下「本協会」という。）に対し、福岡県職業能力開発協会補助金交付要綱に基づき補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。その補助対象経費の区分及び補助率は、次のとおりである。

＜職業能力開発協会補助金の概要＞

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、協会が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第82条の規定により行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 職業訓練振興事業
- (2) 技能検定関係事業
- (3) その他職業能力の開発促進に関する事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

別表

区分	補助対象経費	補助率
(1) 職業訓練振興事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	3分の2以内
(2) 技能検定関係事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	3分の2以内
(3) その他職業能力の開発促進に関する事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	3分の2以内

※出所：「福岡県職業能力開発協会補助金交付要綱」

本補助金の交付に当たり、交付の申請を受け、次のとおり交付決定を通知している。

＜交付決定の内容＞

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
職業訓練振興事業	307,000円	307,000円	93,000円
技能検定関係事業	184,837,131円	177,656,156円	53,799,000円
その他職業能力の開発促進に関する事業	1,084,960円	521,960円	158,000円
合計	186,229,091円	178,485,116円	54,050,000円

3 補助金の額の確定は、前記2の補助金の額と次に掲げる額とのいずれか低い額とする。

補助事業（他の国庫補助金の対象となった事業を除く。）に要する経費の実支出額から、検定手数料収入、48時間講習受講料収入、監督者訓練受講料収入等当該事業費に係る事業収入及びその他の収入（会費収入及び寄付金収入を除く。）を控除した額

※出所：「交付決定通知」

一方、実績報告を受けた交付確定通知には、次のように記載されている。

<交付確定通知>

平成28年7月1日付け28能第941号で交付決定した平成28年度福岡県職業能力開発協会補助金については、平成29年4月5日付け28福能開第547号で報告があったとおり、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第14条の規定に基づき、金54,050,000円と確定します。

※出所：「交付確定通知」

県から本協会に対する交付決定通知では、交付要綱の別表の補助対象経費区分を踏まえた、区分別の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額が記載されており、交付確定通知では、これらの区分別ではなく、総額のみが記載されていることについて、県の見解は次のとおりである。

<県の見解>

交付要綱第2条並びに同条別表に基づき、事業ごとに定められた補助率の範囲内で補助金を交付するものであるため、区分別に計算すべきものとされています。

今後は、区分別に補助金の確定額を計算したことを明確にするよう、確定通知書を改めます。

※出所：県の回答

交付決定時の補助対象経費区分に対応するように補助金の確定額を計算するため、この根拠となる実績報告添付の収支決算書類から、金額を整理すると次のとおりとなる。

<収支決算書類を基にした補助金確定額の計算>

職業訓練振興事業

補助事業に要した経費の実支出額	(A) : 216,917円
補助対象経費の実支出額	(B) : 214,817円
当該事業費に係る収入	(C) : 595,932円 (48時間講習に係る受講料収入等)
$214,817円 \times 2 / 3 = 143,211円 > 93,000円 \Rightarrow 93,000円$ (D)	
$214,817円 - 595,932円 = \Delta 381,115円$ (E)	
交付決定通知3により、DかEのいずれか低い額であるため、 $\Delta 381,115円 \Rightarrow 0円$	

技能検定関係事業

補助事業に要した経費の実支出額	(A) : 183,236,458円
補助対象経費の実支出額	(B) : 176,144,429円
当該事業費に係る収入	(C) : 121,295,071円 (技能検定手数料収入等)
$176,144,429円 \times 2 / 3 = 117,429,619円 > 53,799,000円 \Rightarrow 53,799,000円$ (D)	
$176,144,429円 - 121,295,071円 = 54,849,358円$ (E)	
交付決定通知3により、DかEのいずれか低い額であるため、53,799,000円	

その他職業能力の開発促進に関する事業

補助事業に要した経費の実支出額	(A) : 1,010,304円
補助対象経費の実支出額	(B) : 486,034円
当該事業費に係る収入	(C) : 0円
$486,034円 \times 2 / 3 = 324,023円 > 158,000円 \Rightarrow 158,000円$ (D)	
$486,034円 - 0円 = 486,034円$ (E)	
交付決定通知3により、DかEのいずれか低い額であるため、158,000円	

※出所：「実績報告添付の収支決算書類」を基に監査人作成

このように、提出された実績報告書等に基づき計算した場合、補助金の額として確定すべき値は53,957,000円であり、既に支出された補助金の額(54,050,000円)は、93,000円過大となる。

県によると、事業に係る人件費等が全て技能検定関係事業に係る補助対象経費に計上され、職業訓練振興事業に係る人件費等が補助対象経費に計上されず、人件費等を適切な区分に計上し直すと、補助金の額として確定すべき額は県が実際に確定した額と変わらないとのことである。

【指摘事項】

県は、補助金等交付規則第13条から第15条までに規定されているとおり、補助金額の確定に当たり交付決定時の補助対象経費区分ごとに計算するなど、適切な審査を行うことが必要である。その際、本協会に対しても適切に指導することが必要である。

＜補助金の実績報告の審査及び額の確定等に関する規定＞

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずるものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

※出所：「福岡県補助金等交付規則」

(ウ) (結果) 技能士会連合会に対する補助金の適切な審査について

【現状】

県は、一般社団法人福岡県技能士会連合会（以下「本連合会」という。）に対し、一般社団法人福岡県技能士会連合会補助金交付要綱に基づき補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。その補助対象経費の区分及び補助率は次のとおりである。

＜補助対象経費及び補助率＞

- 第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、一般社団法人福岡県技能士会連合会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。
- (1) 技能啓発事業
 - (2) 技能向上対策事業
- 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。
- 3 補助対象の期間は、交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

別表

区分	補助対象経費	補助率
技能啓発事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金	2分の1以内
技能向上対策事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金	2分の1以内

※出所：「一般社団法人福岡県技能士会連合会補助金交付要綱」

また、交付要綱では、補助金の交付申請に当たり、事業計画書と収支予算書を、実績報告に当たり事業実績報告書と収支決算書を添付することとされている。

しかし、添付されている書類は全て本連合会としてのものであり、上記交付要綱に示されている補助事業について明示されたものではない。そのため、別途「福岡県補助事業における補助対象経費の内訳書」が添付されている。

その内容は次のとおりである。

＜収支決算書＞

(単位：円)

区分	補助事業に係る経費	うち補助対象経費
技能啓発事業	給料手当	給料手当
	福利厚生費	福利厚生費
	旅費交通費	旅費交通費
	消耗什器備品	消耗什器備品
	需用費	需用費
	交際費	交際費
	水道光熱費	水道光熱費
	租税公課	租税公課
	負担金	負担金
	広報調査活動費	広報調査活動費
	技能啓発事業計	4,751,005

技能向上対策事業	給料手当	1,102,346	給料手当	1,102,346
	福利厚生費	401,767	福利厚生費	401,767
	消耗什器備品	0	消耗什器備品	0
	需用費	22,394	需用費	22,394
	水道光熱費	110,354	水道光熱費	110,354
	租税公課	98,872	租税公課	<対象外>
	技能向上対策費	504,864	技能向上対策費	504,864
技能向上対策事業計		2,240,597		2,141,725
補助事業合計		6,991,602		6,293,918
補助事業外	技能尊重推進費	1,294,190		
	受託訓練実施費	8,308,621		
	管理費	295,958		
補助事業外計		9,898,769		
経常費用計		16,890,371		

区分	補助事業に係る収入	備考
補助事業（区分明示なし）	助成金 0 認定訓練助成金 505,040	- -
補助事業合計	505,040	-
本補助金	補助金収入 2,000,000	本補助金
補助事業外	受取入会金 5,000 受取会費 780,190 受取事業収入 11,501,676 受講手数料収入 160,000 物品販売収入 1,602,283 雑収益 33,246	入会金 会費 職業訓練委託料収入 向上訓練受講料収入 技能士カード、問題集等販売 利息・手数料等
補助事業外計	14,082,395	
経常収益計	16,587,435	

※出所：「収支決算書」及び「福岡県補助事業における補助対象経費の内訳書」を基に監査人作成

上記の補助対象経費の区分、振分等について、「福岡県補助事業における補助対象経費の内訳書」の下欄に次のとおり、その算定方法が記載されている。

<補助対象経費の区分等に対する説明>

内訳書中、補助事業の区分として以下2事業があります。

- ・技能啓発事業
- ・技能向上対策事業

上記2事業における経費の振分は、

- ① 技能啓発事業
給料手当、福利厚生費、旅費交通費、消耗什器備品費、需用費、交際費、水道光熱費、租税公課、負担金、広報調査活動費
- ② 技能向上対策事業
給料手当、福利厚生費、消耗什器備品費、需用費、水道光熱費、租税公課、技能向上対策費とします。

この際、

- ・旅費交通費、交際費、負担金は全額技能啓発事業に加える。
- ・重複している経費については、広報調査活動費と技能向上対策費の2経費の合計からそれぞれ経費を按分し、割合を算出した上経費を2事業ごとに振り分けます。

※出所：「福岡県補助事業における補助対象経費の内訳書」

これら、交付申請から補助金の額の確定までに至る一連の書類を閲覧した結果、次の4点に関し、本補助金の取扱いに問題があると考ええる。

＜本補助金の取扱いに係る問題点＞

- ▶ 事業計画書、収支予算書、事業実施報告書及び収支決算書において、技能啓発事業、技能向上対策事業の具体的な事業内容が不明確であるため、本補助金の客観的な公益性及び補助事業の効果を測定することが困難であること
- ▶ 補助事業に係る経費について、広報調査活動費、技能向上対策費の内容が不明であり、交付要綱に定める補助対象経費の範囲内であるか不明であること
- ▶ 給料手当及び福利厚生費（以下「事業人件費」という。）は、管理費を除き、全てこの2事業に計上されることとなるが、本連合会では、補助事業外の費用として技能尊重推進費及び受託訓練実施費が計上されている。
- この補助事業外費用として計上されている経費に係る人件費が含まれているか不明であるが、含まれていない場合、これら補助事業外の事業にも事業に係る人件費は発生するため、補助事業に係る経費のうち、これら補助事業外の事業に係る事業人件費が含まれていることとなる。その場合、補助対象経費が過大に計上されていることとなること、またそれが検証不可能であること
- ▶ 事業に対応する収入（収益）について、実績報告では、「認定訓練助成金」のみ計上されている。しかし、認定訓練助成金の対象となる技能向上訓練に関しては、受講者から徴収した受講手数料収入が別途あるが、これは計上されていないこと

県では、補助金の交付に当たり、会計事務チェックシートを用いて担当及び係長等のチェックを行っている。

その中で、本補助金に関しても「交付決定に際し、補助対象事業、補助率等は補助金交付要綱のとおりか」について、チェックが記載されている。

しかし、実際は上記のような状況であり、詳細については適切に審査されていないと考えられる。

【指摘事項】

県は、補助金等交付規則第13条から第15条までに規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、交付要綱のとおりに補助対象経費等が算定されているか、必要に応じ、その詳細資料を入手するなどして、適切に審査することが必要であり、審査結果についても記録に残すことが必要である。

また、その結果、本来あるべき補助対象経費を算定して補助金の交付が過大と判断される場合は返還を求めることが必要である。

さらに、このような状況が発生している原因として、本連合会における事業区分と県の補助事業区分の整合性が確保できていないことが考えられることから、県は、本連合会に対し、要綱上の項目と本連合会の活動単位を整合させるよう指導することが必要である。加えて、事業に関する成果報告を求め、補助の公益性について検証できるような書類の整備も求められる。

<補助金の実績報告の審査及び額の確定等に関する規定>

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書類の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずるものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

※出所：「福岡県補助金等交付規則」

イ 委員謝金関係

(7) (意見) 福岡県技能評価認定審査会の委員謝金に係る源泉所得税の取扱いについて

【現状】

県は、申請があった技能評価の審査等を行うため、福岡県技能評価認定審査会（以下「審査会」という。）を設置している。

技能評価とは、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が、その従業員に対して適正な実力評価をするために行う社内技能評価又は共同技能評価であって、国家技能検定制度等を補完するものをいう。

また、福岡県技能評価認定制度とは、技能者の社会的、経済的地位の向上に資するため、国家検定である技能検定以外の職種や内容について、事業主等が独自に技能評価（社内検定）を行う場合に、その取組が技能振興上奨励すべきと認められるものを申請に基づき県が認定する制度である。

< 審査会の設置及び業務 >

○福岡県技能評価認定要綱

第8条 知事は、第7条第1項の申請を受理したときは、福岡県技能評価認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定する。

2 知事は、前項の可否を判定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営については、別に定める。

○福岡県技能評価認定審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県技能評価認定要綱第8条第3項の規定に定める福岡県技能認定審査会（以下「審査会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県に申請があった技能評価の審査を行うこと
- (2) その他必要な助言や指導を行うこと

※出所：「福岡県技能評価認定要綱」及び「福岡県技能評価認定審査会設置要綱」

審査会は、次に掲げる者（4名）で構成され、委員長は委員の互選により選出されている。なお、委員の任期は当該年度末までとなっている。

< 審査会を構成する委員 >

1	福岡県職業能力開発審議会委員	学識経験者
2	福岡県職業能力開発審議会委員	学識経験者
3	福岡県職業能力開発審議会委員	事業主代表
4	福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課	課長

※出所：「福岡県技能評価認定審査会設置要綱別表」を基に監查人作成

審査会は、必要に応じ職業能力開発課長が招集し、委員数の過半数の出席をもって成立しており、平成28年度における審査会の開催状況は次のとおりである。

<平成28年度における審査会の開催状況>

日時	平成28年9月1日(木)	10:00~12:00	平成29年2月14日(火)	14:00~15:30
場所	福岡県庁		福岡県庁	
内容	申請者 株式会社 株式会社	対象職種 自動車溶接 ロータライカスト作業	申請者 株式会社	対象職種 回転機組立
委員 の 出席 状況	委員長 (A) 委員 (B) 委員 (C) 委員 (D)	欠席 (入院中) 出席 出席 出席	委員長 (A) 委員 (B) 委員 (C) 委員 (D)	出席 出席 出席 出席

※出所：「福岡県技能評価認定審査会の開催について（通知）」

及び「委員名簿」を基に監査人作成

平成28年度開催された審査会における委員謝金及び交通費の支払状況は、次のとおりである。なお、委員(D)は職業能力開発課長であるため、委員謝金は発生していない。

<平成28年9月1日開催分の委員謝金及び交通費>

(単位：円)

氏名	8節 報償費		9節 旅費		支給額 計
	委員謝金	所得税	交通費	所得税	
委員長 (A)			欠席のため委員謝金及び交通費の支払なし		
委員 (B)	12,000	1,225	420	42	11,153
委員 (C)	12,000	1,225	460	46	11,189
計	24,000	2,450	880	88	22,342

<平成29年2月14日開催分の委員謝金及び交通費>

(単位：円)

氏名	8節 報償費		9節 旅費		支給額 計
	委員謝金	所得税	交通費	所得税	
委員長 (A)	9,000	918	600	61	8,621
委員 (B)	9,000	918	420	42	8,460
委員 (C)	9,000	918	460	46	8,496
計	27,000	2,754	1,480	149	25,577

※出所：「福岡県技能評価認定審査会委員の支払内容一覧表」

<平成28年度 支払金額等の合計額>

(単位：円)

氏名	8節 報償費		9節 旅費		支給額 計
	委員謝金	所得税	交通費	所得税	
委員長 (A)	9,000	918	600	61	8,621
委員 (B)	21,000	2,143	840	84	19,613
委員 (C)	21,000	2,143	920	92	19,685
計	51,000	5,204	2,360	237	47,919

※出所：監査人作成

委員謝金については、1時間当たり6,000円(格付け：教授級)に審議に要した時間を乗じて計算し支給されており、交通費については旅行依頼書に基づき支給されている。

また、審査会の委員謝金及び交通費については、所得税法第204条第1項第1号に規定する「報酬」に該当するとして同法第205条第1項第1号を適用し、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で源泉徴収した上で支給している。

＜所得税法における報酬に係る源泉徴収の規定＞

(源泉徴収義務)

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

- (1) 原稿、さし絵、作曲、レコード吹き込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

(徴収税額)

第205条 前条第1項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号又は第7号に掲げる報酬若しくは料金は、その金額が100万円を超える場合を除く。）その金額に100分の10（同一人に対し一回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については、100分の20）の税率を乗じて計算した金額

※出所：「所得税法」

前記のとおり、県は、審査会の委員謝金及び交通費について、所得税法第204条第1項第1号に規定する「報酬」に該当するとしている。

しかし、「平成28年版源泉徴収のあらまし」（国税庁のホームページ）において「所得税法第204条第1項第1号の報酬・料金」として列挙しているものは次のとおりであり、委員謝金に該当する項目は見当たらない。

＜所得税法第204条第1項第1号の報酬・料金＞

区分	左の報酬・料金の該当するもの
原稿の報酬	(1)原稿料 (2)演劇、演芸の台本の報酬 (3)口述の報酬 (4)映画のシノプス（筋書）料 (5)文、詩、歌、標語等の懸賞の入賞金 (6)書籍等の編さん料又は監修料
挿絵の報酬	書籍、新聞、雑誌等の挿絵の料金
写真の報酬	雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金
作曲の報酬	作曲、編曲の報酬
レコード、テープ又はワイヤーの吹き込みの報酬	レコード、テープ、ワイヤーの吹き込みの報酬 映画フィルム等の吹き込みの報酬
デザイナーの報酬	(1)次のようなデザイナーの報酬 ① 工業デザイン 自動車、オートバイ、テレビジョン受像機、工作機械、カメラ、家具等のデザイン及び織物に関するデザイン ② クラフトデザイン 茶わん、灰皿、テーブルマットのようないわゆる雑貨のデザイン ③ グラフィックデザイン 広告、ポスター、包装紙等のデザイン ④ パッケージデザイン 化粧品、薬品、食料品等の容器のデザイン ⑤ 広告デザイン ネオンサイン、イルミネーション、広告塔等のデザイン ⑥ インテリアデザイン 航空機、列車、船舶の客室等の内部装飾、その他の室内装飾

	<p>⑦ デイスブレイ ショーウィンドー、陳列棚、商品展示会場等の展示装飾 ⑧ 服飾デザイン 衣服、装身具等のデザイン ⑨ ゴルフ場、庭園、遊園地等のデザイン (2)映画関係の原画料、線画料又はタイトル料 (3)テレビジョン放送のパターン製作料 (4)標章の懸賞の入賞金</p>
	ラジオ放送、テレビジョン放送等の謝金等
放送謝金	
著作権の使用料	書籍の印税、映画、演劇又は演芸の原作料、上演料等 著作物の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画 化その他著作物の利用又は出版権の設定の対価
著作権隣接権の使 用料	レコードの吹き込みによる印税等
工業所有権等の 使用料	工業所有権、技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに 準ずるものの使用料
講演の報酬・料金	講演を依頼した場合の講師に支払う謝金
技芸、スポーツ、 知識等の教授・指 導料	技芸、スポーツその他これらに類するもの（実技指導等）の教授若しくは 指導又は知識の教授の報酬・料金 （注）次に掲げるものも含まれます。 生け花、茶の湯、舞踊、囲碁、将棋等の遊芸師匠に対し実技指導の 対価として支払う謝金等 編物、ペン習字、着付、料理、ダンス、カラオケ、民謡、語学、短 歌、俳句等の教授・指導料 各種資格取得講座の講師謝金等
脚本の報酬・料金	映画、演劇、演芸等の脚本料
脚色の報酬・料金	(1)潤色料（脚本の修正、補正料） (2)プロット料（粗筋、構想料）等
翻訳の報酬・料金	翻訳の料金
通訳の報酬・料金	通訳の料金
校正の報酬・料金	書籍・雑誌等の校正の料金
書籍の装丁の報 酬・料金	書籍の装丁料
速記の報酬・料金	速記料
版下の報酬・料金	(1)原画又は原図から直ちに凸版、凹版、平版等を製版することが困難で ある場合に、その原画又は原図を基として製版に適する下画又は下図 を写調する報酬・料金 (2)原画又は原図を基として直接重鉛版（ジンク版）に写調する報酬・料金 (3)活字の母型下を作成する報酬・料金 (4)写真製版用写真原版の修整料
投資助言業務に 係る報酬・料金	金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務に係る報酬・料金

※出所：国税庁のホームページ「平成28年版源泉徴収のあらまし」

また、国税庁は、所得税基本通達において、国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として給与等とすると規定している。

＜所得税基本通達における委員手当等の取扱＞

(委員手当等)

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとす。 (平2直法6-5、直所3-6改正)

※出所：「所得税基本通達 法第28条《給与所得》関係」

【意見】

審査会の委員謝金及び交通費の所得税等の源泉徴収に関しては、所轄の税務署等と協議の上、給与等として取り扱うよう検討することが望まれる。

なお、参考までに、平成28年度に支払われた委員謝金に対して「給与所得の源泉徴収税額表（日額表、乙欄）」を適用した場合の源泉所得税の額、及び平成28年度において実際に徴収した源泉所得税の額との差額は、次のとおりである。

＜平成28年9月1日開催分の委員謝金及び交通費（給与源泉乙欄適用）＞（単位：円）

氏名	8節 報償費		9節 旅費		支給額 計		
	委員謝金	所得税	支給額	交通費		所得税	支給額
委員長 (A)	12,000	2,330	9,670	420	-	420	10,090
委員 (B)	12,000	2,330	9,670	460	-	460	10,130
委員 (C)	24,000	4,660	19,340	880	-	880	20,220
計							

欠席のため委員謝金及び交通費の支払なし

＜平成29年2月14日開催分の委員謝金及び交通費（給与源泉乙欄適用）＞（単位：円）

氏名	8節 報償費		9節 旅費		支給額 計		
	委員謝金	所得税	支給額	交通費		所得税	支給額
委員長 (A)	9,000	1,460	7,540	600	-	600	8,140
委員 (B)	9,000	1,460	7,540	420	-	420	7,960
委員 (C)	9,000	1,460	7,540	460	-	460	8,000
計	27,000	4,380	22,620	1,480	-	1,480	24,100

＜平成28年度合計額（給与源泉乙欄適用）＞（単位：円）

氏名	8節 報償費		9節 旅費		支給額 計		
	委員謝金	所得税	支給額	交通費		所得税	支給額
委員長 (A)	9,000	1,460	7,540	600	-	600	8,140
委員 (B)	21,000	3,790	17,210	840	-	840	18,050
委員 (C)	21,000	3,790	17,210	920	-	920	18,130
計	51,000	9,040	41,960	2,360	-	2,360	44,320

＜源泉徴収税額の差額＞

(単位：円)

	(委員謝金) 源泉所得税額	(交通費) 源泉所得税額	計
報酬として実際に徴収した源泉徴収税額 ①	5,204	237	5,441
給与等とした場合の源泉徴収税額 (乙欄) ②	9,040	-	9,040
差額 ①-②	△3,836	237	(不足) △3,599

ウ 子育て女性就職促進事業関係

(7) (意見) 訓練受講者の受講要件確認方法の見直しについて

【現状】

県は、国の地域創生人材育成事業のひとつとして、厚生労働省から採択を受け、平成28年度から子育て女性就職促進事業を開始している。その事業概要は次のとおりである。

<地域創生人材育成事業の概要>

地域創生人材育成事業

人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした公的職業訓練の枠組みで対応できない人材育成の取組を通じて、当該分野における安定的な人材の確保を目指す。

- 平成28年度は、既の実施している10か所に加え、新たに9か所をコンテンツ方式で選定。
※27年度採択地域：北海道、富山県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、鳥取県、山口県、徳島県、宮崎県
- 選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、労働局、機構、地域労使団体、民間教育訓練機関等）で構成する地域人材育成協議会を設置）と協議しつつ事業を実施。
- 国から都道府県への委託により実施する（年間上限3億円、実施期間は最長3年間を想定）。

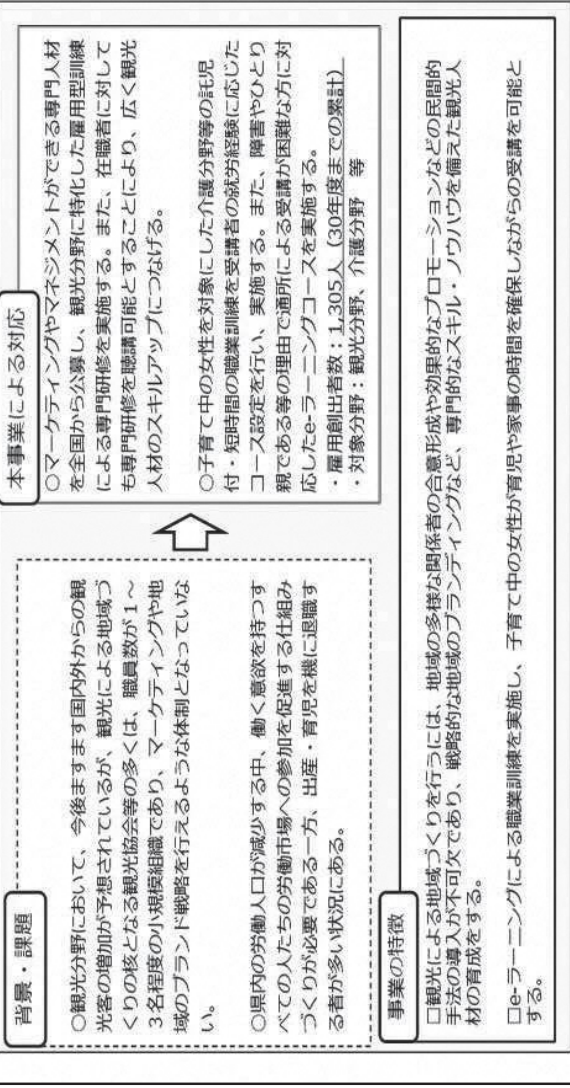


<県の地域創生人材育成事業の概要>

※出所：厚生労働省のホームページ

地域創生人材育成事業 平成28年度採択地域

【福岡県】 観光分野の人材育成及び介護分野等における子育て女性の人材育成



※出所：厚生労働省のホームページ

上記「県の地域創生人材育成事業の概要」に記載したとおり、県は「観光分野の人材育成及び介護分野等における子育て女性の人材育成」を目的とした事業を開始し、その一環として子育て中の女性を対象とした託児付かつ短時間の職業訓練（以下「子育て女性職業訓練」という。）を実施している。

＜子育て女性就職促進事業実施の目的及び背景＞

- ・ 労働力人口が減少する中、経済活力を向上させ、持続可能な社会保障制度を維持していくためには、働く意欲を持つすべての人たちの労働市場への参加を促進する仕組みづくりが必要。
- ・ 県内の子育て世代（25～44歳）の女性有業率は向上（平成19年67.0%→平成24年70.3%）しているものの、依然として出産・育児を機に退職する者が多い。
- ・ 働いていない子育て世代の女性約20万人のうち、約6割（12.3万人）が就業を希望している。
- ・ 従来の公的職業訓練では、公共職業安定所の求職登録、受講あっせん等の手続を要すること、短時間訓練であっても毎日の受講が基本であることから、子育て中の女性にとって受講しにくい制度となっている。
- ・ 子育て中の女性が育児や家事の時間を確保しながら、就職に有利なスキルを身につけることができる訓練を実施し、就職を支援していくことが必要。

※出所：「事業説明資料（子育て女性就職促進事業）」

具体的には、県が企画提案公募により民間教育訓練機関を選定し、子育て女性職業訓練を委託している。

＜平成28年度子育て女性職業訓練の概要＞

- 1 対象者
子育て等の理由により、現在、未就業状態である女性（子育て中のほか、子育てが一段落してこれから就職を希望する方など）
- 2 訓練期間
平成28年8月から平成29年3月までの期間のうち、1から5か月程度（週に2から4日、1日2から3時間程度）
- 3 訓練科目
(1) 通所訓練コース（託児付）
 - ①基礎技能習得コース
科目：パソコン基礎、医療事務、食生活アドバイザーなど
 - ②専門的な学び直しコース
科目：キャリアコンサルティング養成、基本情報処理
 いずれも週に2から4日、1日2から3時間程度の通所で習得可能。
- (2) e-ラーニングコース
科目：宅建物取引士、ファイナンシャルプランナーの技能が、自宅で受講可能
訓練修了後は「福岡県子育て女性就職支援センター」に登録いただき就職支援を実施します。
- 4 募集人数
県内4圏域で800名規模の予定です。
- 5 育児支援
訓練期間中に無料託児サービスを実施。また、希望する方は「ふくおか子育てマイスター」による育児相談も受けられます。
- 6 受講料
受講料や託児料は無料です。（ただしテキスト代が自己負担になる場合があります）
また、e-ラーニングの場合パソコンをもっていない方には無料貸し出します。（なお、通信費用は自己負担）

注：ふくおか子育てマイスターとは、県が実施するふくおか子育てマイスター認定研修を受講し、県知事から認証を交付された高齢者のことである。

※出所：県のホームページ

＜平成28年度子育て女性職業訓練の実施計画＞

地域	実施団体（委託先）	受講科目等	選考方法
福岡	A社	パソコン基礎講座（基礎コース）	抽選
		パソコン基礎講座（発展コース）	
	B社	食生活アドバイザー	先着順
	C社	キャリアコンサルタント養成科	抽選
		パソコン基礎講座	
D社	基本情報処理解講座	書類審査	
北九州	E社	パソコン基礎講座	面接
		PC基本しっかりコース	
筑豊	F社	PCステップアップコース	先着順（ただし、早期就職希望者優先）
		FPお金のやりくりコース	
		介護職員初任者研修課程コース	
筑後	H社	医療事務講座	先着順
		ファイナンシャルプランナー科	
e-ラーニング	I社	宅地建物取引士科	面接

※出所：「平成28年度福岡県子育て女性就職促進事業 訓練実施計画表」

この子育て女性職業訓練を受講できる対象者について、県は、＜平成28年度子育て女性職業訓練の概要＞に記載したとおり、「子育て等の理由により、現在、未就業状態である女性（子育て中のほか、子育てが一段落してこれから就職を希望する方など）」としている。県によると、子育て女性職業訓練の実施に当たって①受講者が子育て中であること（又は子育ての経験があること）、及び②求職中であることについて、委託先に対して口頭確認を行うこと及び確認した旨を記録することを求めているが、次の理由から書類等による確認までは求めていないとのことである。

＜書類等による確認を求めない理由＞

- ・ 本事業は、ハローワークで求職者登録を不要とするなど、従来の公共職業訓練の枠組みにとらわれずに手続きの煩雑化を避け、より手軽に申込みができるようにすることを目的としていること。
- ・ 子どもがいる女性であることや未就業状態であることを証する書類を求めるとは、公的機関へ出向き取得する必要があるなど、受講希望者にとって負担となり事業目的である手軽さの趣旨にそぐわなくなるものであること。
- ・ 未就業状態であることを証する書類については、証明する公的書類が存在しない可能性がある者（就業経験が一度もない者等）がいることが考えられること。

※出所：県からの回答

【意見】

県は、子育て女性職業訓練の受講者が子育て等の理由によって現在未就業状態であることについて、本人の自己申告のみで確認しているため、対象外の者が受講している可能性がある。例えば「既に就業しており、育児休業中の女性が自己啓発の一環として受講している」、特に就業を希望しているわけではないが、パソコンの操作を学ぶために受講している」又は「子どもがいるわけではないが、再就職のために受講している」といった受講者がいる可能性を否定できない。

確かに、この子育て女性就職促進事業の趣旨のひとつが「従来の公的職業訓練に比べ、受講の手続を簡便にし、子育て中の女性にとつて受講しやすいものとする」ことである以上、受講者募集に当たってその要件確認のために過度な負担を強いることは避けるべきであることは理解できる。

しかし、受講料を県が負担して実施していることから、受講者が受講要件に合致していること及び子育て女性就職促進事業の目的が本当に達成されていることを対外的に客観的に説明する観点からも、原則として、書類等による受講要件の確認を行うことが望まれる。

その際、例えば、母子手帳や子どもの健康保険証等といった、子育て中であることの確認や未就業状態にあり就業に伴う所得がないことの確認等が考えられる。

工 公共職業能力開発施設及び委託職業訓練関係

(7) (意見) 職業訓練委託に係る訓練実施報告書の適切な検査の実施について

【現状】

県は、福岡県立田川高等技術専門学校（以下「田川校」という。）において、団体Aに対し、次のとおり職業訓練の実施に伴う業務を委託している。

<委託している業務内容>

契約書

別記1の4 職業訓練の実施に伴う業務

- (1) 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- (2) 訓練の指導記録の作成（訓練生指導要録の作成を含む。）
- (3) 受講証明書及び職業訓練受講給付金に係る事務処理
- (4) 訓練受講者の欠席届に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- (5) 訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- (6) 訓練受講者の中途退校に係る事務処理
- (7) 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
(様式4、様式4-2、様式4-3及び様式4-4により、毎月末分を翌月にすみやかに提出すること。)
- (8) 災害発生時の連絡
- (9) 訓練実施状況の把握及び報告

毎月末分を翌月10日までに様式2及び様式2-2によりすみやかに提出すること。訓練終了時には、第4条の報告書として、様式3、様式3-2、様式3-2補足資料及び様式3-3もあわせて提出すること。なお、分割で委託料の請求を行う場合、3ヶ月ごとに第4条の報告書として、様式3、様式3-2及び様式3-2補足資料を提出すること。

(10) 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告

- (11) その他甲が必要と認める事項

※出所：「職業訓練の委託に関する契約書」

平成28年度前期の造園科を対象に、団体Aから提出された平成28年11月分の訓練生の出欠状況等報告書を閲覧したところ、日次集計（様式4 訓練生の出欠状況等報告書）と月次集計（様式2-2）に欠席日数の不一致が発見された。なお、最終的な計算結果は整合していた。

<発見された欠席日数の差異>

対象月	平成28年11月		
資料名	日次集計における欠席日数 訓練生の出席状況等報告書 (様式4)	月次集計における欠席日数 報告書 (様式2-2)	
受験生番号			
5	1日	1日	1日
9	5日	5日	5日
11	1日	0日	0日
13	1日	0日	0日
14	1日	0日	0日
15	1日	0日	0日

※出所：「報告書」を基に監査人作成

委託料の計算方法は「職業訓練の委託に関する契約書」に記載されているが、要約すると次の表のとおりであり、訓練受講者の出欠席の管理が重要となっている。

＜委託料の計算方法の要約＞

(定義)		起算日・・・訓練の開始日又はそれに相当する日	
		算定期間・・・起算日から翌月の応当する日の前日まで	
		訓練設定時間・・・あらかじめ定める訓練時間	
		訓練実施日数・・・訓練が行われた日	
		訓練実施時間・・・訓練が行われた時間	
パターン		委託料	
①	訓練実施日数が16日以上又は訓練実施時間が96時間以上	月額単位	
②	①のいずれにも該当しない場合	訓練実施日数 訓練すべき日数	×月額単位
③	中途退所者が発生した月	訓練を受講した時間 訓練設定時間	≥80% ≤80% —
ただし、全訓練期間（訓練生が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練設定の80%に相当する時間の訓練を受講した場合		全訓練期間が支払対象	

※出所：「職業訓練の委託に関する契約書」を基に監査人作成

田川校によると、受託者が作成した月次の委託訓練実施状況に関する各種報告書は、田川校職員が内容を確認したうえで、3か月ごとに提出される請求書を同校の検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）が確認し、履行確認調書を作成しているとのことであった。

【意見】

契約書における検査及び履行完了の確認については、下記のとおり県財務規則に規定されており、検査員は契約の履行が完了した際に契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づいて検査し、契約の履行完了の確認をしなければならぬ。委託訓練実施状況に関する各種報告書は、委託料計算の根拠となるものであり、実際の訓練日数等の集計が報告書に記載されている集計と異なる場合、誤った委託料を算出する可能性がある。

委託料の計算方法は、委託内容によって異なるため、県は、各種報告書の整合性も含め適切に審査することが望まれる。

＜県財務規則に定める検査と履行完了について＞

○福岡県財務規則
(検査)

第177条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、必要があるとき又は契約の相手方から要求があったときは、契約の履行について検査をしなければならない。
(検査の立会)

第178条 検査員が検査を行なうときは、契約の相手方又はその代理人を立会わせなければならない。ただし、正当な理由がないのに立会わないときは、欠席のまま検査することができ。

2 検査を行なうときは、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会を求めることができる。

3 契約担当者は、第180条に規定する検査を行なうときは、検査員以外の職員を立会わせなければならない。

4 前2項に規定する立会人は、検査員の検査について意見を述べることができる。この場合において、検査員と意見が一致しないとき又は検査に疑義があるときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

(履行完了の届出)

第179条 契約担当者は、必要と認める場合は、契約の相手方をして履行が完了したときは、その旨を届出させなければならない。

(履行完了の確認)

第180条 契約担当者は、契約の履行が完了したときは、第242条に規定する場合を除き、自ら又は検査員に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査し、契約の履行の完了の確認をしなければならない。この場合において、建設工事に係るものにあつては、履行の完了の日から14日以内に確認しなければならない。

2 部分私をする場合は、前項の例により、既済部分又は既納部分に係る履行の確認をしなければならない。

※出所：「県財務規則」

(イ) (意見) 公共職業能力開発施設における訓練生からの預り金に係る運用の改善について

【現状】

各職業能力開発施設においては、訓練生が費用を負担する教材及び作業服などについて、一括して購入すること等を目的として、訓練生から金銭を預かり、管理している。

この預り金の管理・運用に関しては、平成25年3月4日付で職業能力開発課が作成した「公共職業能力開発施設における預り金取扱要領（標準例）」を参酌し、各校において取扱要領を定めている。この預り金取扱要領の概要は、次のとおりである。

＜預り金取扱要領（標準例）＞

(目的)

第1条 この要領は、公共職業能力開発施設が訓練生から預かる金銭（以下「預り金」という。）の取扱いについて定めることにより、預り金に係る管理及び会計事務の適正を期すとともに、円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 預り金とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教科書代、作業服代、機工具代、保険料
- (2) 資格試験受験料
- (3) 給食費、共益費（障害者職業能力開発校に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、校長が特に指定する経費

(役割分担)

第3条 預り金の会計事務に係る役割分担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 校長 預り金の会計事務を統括管理する。
- (2) 副校長 預り金の会計事務について校長を補佐する。
- (3) 庶務担当課長 預り金の会計事務について指導・助言を行う。
- (4) 担当者 校長の命を受け、預り金の会計事務を処理する者をいい、各会計（各科）ごとに校長が指定する。

(収納・支出の手続)

第4条 担当者は、訓練生から預り金を収納した場合は、訓練生に対して預り証（様式第1号）を交付（第2条第3号の預り金の場合は原則として口座自動引き落としとする。）するとともに、預り金出納簿（様式第2号）に収納した金額の算出根拠を記載の上、校長の決裁を受けるものとする。ただし、校長が不在のときは、副校長又は施設内訓練を統括する課長が代決することができる。

2 担当者は、預り金を支出する場合は、預り金出納簿（様式第2号）に使途、支出先を記載するとともに、請求書を添付の上、校長の決裁を受けるものとする。ただし、校長が不在のときは、副校長又は施設内訓練を統括する課長が代決することができる。

3 庶務担当課長は、預り金の収納、支出にあたっては、預り金出納簿（様式第2号）と領収証（支出の場合）、預り金の残高を確認・照合の上、当該預り金出納簿の所定の欄に押印するものとする。

(現金及び預金の管理)

第5条 校長は、次の各号に掲げるところにより、預り金に係る現金及び預金の適正な管理を行うものとする。

- (1) 校における現金管理は必要最少の金額・期間とし、原則として、預り金は金融機関に預金して管理するものとする。
- (2) 現金、預金通帳等は、必ず校の金庫に保管し、その取扱いは校長が指名した者で行うものとする。
- (3) 預り金の預金名義人は校長とし、金融機関への届出に使用する印鑑は、校長、副校長、庶務担当課長のいずれかが保管するものとする。

(精算)

第6条 担当者は、訓練修了までの間に預り金の精算を行うものとする。ただし、中途退校者については退校日の翌月末までに、第2条第3号の預り金の場合は修了月の翌月末までに預り金の精算を行うものとする。

2 前項の精算にあたっては、支出を証明する領収書等を添付した精算書を作成し校長の承認を得た上で、訓練生に対して十分な説明、報告を行わなければならない。

3 担当者は、預り金の精算にあたって残額が生じる場合には、これを訓練生に還付するものとする。この場合、訓練生から還付を受けた旨の記名及び確認印を受領する（第2条第3号の預り金の場合原則として口座振込とする。）ものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めのない事項については、校長が別に定める。

※出所：「公共職業能力開発施設における預り金取扱要領（標準例）」

なお、この取扱要領（標準例）には、各種様式も整備されている。

今回、抽出した4校（障害者校、戸畑校、小竹校、田川校）において、預り金の取扱状況を調査した結果、各校で取扱要領を制定して運用されており、次のような事例が見受けられた。特に訓練生からの預り金の精算に当たり残額が発生した場合、取扱要領第6条第3項に基づき訓練生に還付しているが、その際、端数が発生することも多く、端数の取扱いに差異が見受けられた。

<預り金の取扱いに関する事例>

施設	事例
障害者校	<ul style="list-style-type: none"> 精算に際し各科担当者記名押印入りで決算書が作成され、訓練生への返還後の残額（端数）処理の方法についても明記されている。
戸畑校	<ul style="list-style-type: none"> 精算に際し訓練生への返還後の残額（端数）が発生しているが、その処理記録がない科がある。なお、県によると、訓練生の了解を得て、修了式後の茶話会に支出したとのことである。 行事のため4月に預り金を受領しているが、結局行事を実施しなかったため、中途退校者を除き翌年3月に全額返金している科がある。なお、この預り金は平成29年度から廃止されている。
小竹校	<ul style="list-style-type: none"> 支出に際し必要な請求書の添付がない科がある。 精算に際し訓練生への返還後の残額（端数）が発生しているが、その処理記録がない科がある。 介護サービス科では、預り金出納簿に、訓練生2名が適正に処理されていることの確認を行った署名押印がある。
田川校	<ul style="list-style-type: none"> 支出に際し庶務担当課長の照合印がない科がある。

【意見】

訓練生からの預り金は、いわゆる公金には当たらないが、県職員が管理することから、公金に準じた適切な管理・運用が求められる。

県は、各校の運用における実態を把握し、必要に応じ、指導又はQ&A集の作成等なる適切な管理運用に向けて取り組むことが望まれる。

(ウ) (意見) 公共職業能力開発施設へのアクセス改善の検討について

【現状】

平成28年度における各校の訓練生の応募及び入校状況は次のとおりである。

県では、各種広報手段による広報やオープンキャンパス等の実施、学校との連携等訓練生の確保に向けた取組を行っているものの、訓練生の継続的な確保が課題であり、特に若年者層の訓練生確保が課題となっている。

＜各施設の応募・入校状況（平成28年度入校者に係るもの）＞

施設名	定員（人）	応募者数（人）	入校者数（人）	入校率（％）
障害者校	150	100	80	53.3％
戸畑校	130	124	102	78.5％
久留米校	130	149	118	90.8％
大牟田校	110	71	58	52.7％
小竹校	210	175	127	60.5％
田川校	130	138	91	70.0％
福岡校	215	200	163	75.8％
小倉校	100	97	78	78.0％
合計	1,175	1,054	817	69.5％

※出所：県資料を基に監査人作成

【意見】

訓練生の継続的な確保に向け積極的な広報活動に加え、各施設に対する交通アクセスの改善について検討することが望まれる。

これら各施設のうち、今回調査を行った障害者校、戸畑校及び小竹校で訓練生の通校手段を聞いたところ、訓練生の多くは自家用車や自家用二輪車により通校しているとのことであった。

県が運営する公共職業能力開発施設のうち、最寄り駅から1.5km（徒歩約15分）を超える位置にある施設への公共交通機関アクセス状況は、次のとおりである。

＜公共職業能力開発施設中最寄駅から1.5kmを超える位置にある施設＞

施設名 (略称)	最寄駅 (最寄駅からの距離)	最寄駅から施設までの バスの所要時間	始業(8:40) 施設到着可能な本数
障害者校	J R 折尾駅 (5.4km)	約23分	3本
戸畑校	J R 戸畑駅 (2.6km)	約15分	1本
久留米校	西鉄久留米駅 (1.6km)	約9分	4本
大牟田校	西鉄新栄町駅 (2.6km)	約8分	2本
小竹校	J R 小竹駅 (2.7km)	約10分	1本

※出所：県及び各公共交通機関のホームページ等を基に監査人作成

特に若年者層については、訓練開始時に自家用車等を所有していないことも多いと考えられ、訓練時間は訓練科にかかわらず一定であることから、ニーズ等を調査し、費用対効果も踏まえた上で、スクールバス（送迎バス）を運行することなどが考えられる。

(エ) (意見) 福岡障害者職業能力開発校における寮の有効活用の検討について

【現状】

身体又は精神に障がいがある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設である障害者職業能力開発校は全国に19校あり、九州には福岡県と鹿児島県に設置されている。福岡県に設置されている「福岡障害者職業能力開発校」（以下「障害者校」という。）は、国立県営の施設である。

障害者校では、通校が困難な訓練生のために寮が設置されている。寮の利用状況は次のとおりであり、近年特に利用率が低い状況にある。このような利用状況であるため、本来は4人部屋のところ、1人又は2人で利用している状況にある。

<寮の利用状況（平成29年度）>

施設	収容可能人員	入寮者数	通校者数
38室 (男子20室、女子18室)	152名 (男子80名、女子72名)	39名	66名

※出所：障害者能力開発校資料を基に監査人作成

なお、施設は昭和62年3月に供用開始されており、建築後30年が経過している。障害者校は国立県営の施設であるため、施設の大規模な改修に関しては、国が所管しており、国との協議が必要である。

【意見】

障害者校の寮について、利用者の大幅な増加が見込めないのであれば、収容可能人員を見直すとともに、居室改善等を行い、施設の更なる有効活用について国と協議するよう検討することが望まれる。

その際、単に、職業能力開発施設の寄宿舎という視点だけでなく、障がい者も快適に利用できる居住環境の整備（リノベーション）のモデル事例としての視点等も取り入れることについて検討することが望ましい。

(オ) (意見) 未利用地の利活用方法の検討について

【現状】

田川高等技術専門学校には、分校として中津原分校があったが、平成19年3月に廃校となっており、当該土地は現在利用されていない。現在利用されていない土地（以下「本件未利用地」という。）の状況は次のとおりである。

＜田川高等技術専門学校中津原分校跡地の状況＞

名称（旧用途）	元田川高等技術専門学校（中津原分校）
区分	当面、県において保有する土地
住所	田川郡香春町
地目	宅地外
地積	21,624.62 m ²
財産分類	普通財産
財産主管課	職業能力開発課

※出所：県提出書類を基に監査人作成

県は、未利用県有地を「①処分（売却）する土地」、「②将来処分（売却）する土地」又は「③当面、県において保有する土地」の3つに分類しており、上記のとおり、現在、本件未利用地は「③当面、県において保有する土地」に区分されている。

県は、平成22年度福岡県包括外部監査の結果報告において、当時の包括外部監査人から未利用県有地に係る早期解決について、次のような意見を受けている。

＜平成22年度包括外部監査の結果及び意見から一部抜粋＞

イ. 処分保留の未利用地の早期解決について（意見）

未利用地部に提出されている未利用県有地一覧表の中で、「②将来処分（売却）する土地」及び「③県において当面保有する土地」に分類されている未利用地について、サンプルで現地調査や担当課へ聞き取り調査を実施した結果、処分（売却）できない理由が長期にわたって解決されていないものや、実態と異なる内容が長期にわたって記載されていることが確認された。処分・利活用の対応状況を事績等の閲覧や聞き取り調査を行えば把握可能であったであろう内容が把握できず、簡単な聞き取り調査等も実施されていなかったことが原因と思われる。

県として処分・利活用を検討した結果、基本的には処分する方針を打ち出している未利用地は、当然に利用されおらず地方自治の根本理念である住民福祉・サービスの向上に何ら貢献していない。処分・利活用に関する判断や売却手続きの遅れは、毎年除草作業等の管理経費を負担しているだけではなく、仮に売却により収入を確保していたなら県として借入をせずにすんだであろうコストたる機会損失の負担、経済環境悪化にともなう売却価格低下等、経済的損失を被っていることを全職員が意識しなければならぬ。

※出所：「平成22年度包括外部監査結果報告書 86ページ」

県は、当該意見に対して平成24年3月に公表した「平成22年度包括外部監査の結果に係る措置について」において、次のとおり、講じる措置について報告している。

＜平成22年度包括外部監査の結果に係る措置から一部抜粋＞

これまで、未利用地の処分については、未利用地を所管する財産主管課と財産管理を指導する部署において、個別物件毎に売却に向けた協議を行ってきた。今後は未利用地部会も活用し、未利用地の早期の処分・利活用に向けた組織的な対応を行うとともに、早期の売却が困難な未利用地の貸付についても、引き続き検討を行うこととした。

※出所：「平成22年度包括外部監査の結果に係る措置について」

なお、本件未利用地に係る早期の処分、利活用及び貸付に向けて県が行った対応の概要は次のとおりである。本件未利用地について、一時的な貸付は行われていない。

<本件未利用地に係る早期の処分、利活用又は貸付に向けた対応の概要>

時期	対応の概要
平成25年6月	A町から取得の申し出、なお、売却に当たり、無番地や里道、地権者から無償借受している土地について課題があることを確認
平成25年10月	A町への売却に対する知事協議結果を財産活用課から連絡
平成26年10月	A町との協議の結果、町の取得希望価格と県の売却想定価格が見合わず、取得の申し出は一旦白紙、なお、上記売却に当たる課題への対応は未実施
この間記録なし	
平成29年9月	民間企業から取得の申し出、上記の課題が継続していることを認識
平成29年10月	財産活用課において、上記の課題解決には時間を要すること、公利用の可能性があることから、本件未利用地は今回、入札しないことを決定 なお、決定の前に、財産活用課において、A町及び県庁各課に希望調査を行ったが、現時点での希望はなかった

※出所：県提出資料を基に監査人作成

【意見】

県は、「平成22年度包括外部監査の結果に係る措置について」において、「未利用地の早期の処分・利活用に向けた組織的な対応を行うとともに、早期の売却が困難な未利用地の貸付についても、引き続き検討を行う」としている。しかし、記録を見る限り、県は、本件未利用地について平成25年度の時点で様々な課題があることを認識しているが、その後、課題解決に向けた具体的な取組は特段なされていないと判断せざるを得ない。

本件未利用地の公有財産台帳上の面積と価格は、次のとおり約4,200万円となっているが、県によると、平成20年に行った評価や固定資産税評価等の状況を勘案すると、価格は約2億円と想定されることである。

<本件未利用地の公有財産台帳上の面積、価格（平成28年3月31日現在）>

名称	面積（㎡）	価格（円）	㎡単価（円）
田川高等技術専門学校（旧中津原分校）	21,624.62	42,441,141	1,962.6

※出所：「監査調書」

平成20年に実施した鑑定評価額は、1㎡当たり12,100円であり、これに平成20年から平成29年までの近傍基準地価格の変動率（17,600円→14,300円：△18.75%）を乗じると9,831円となり、本件未利用地の面積を乗じると約2.1億円となる。

仮に、本件未利用地を一時的に貸し付ける場合は、次の規定に基づき賃貸料を計算すると、年間約700万円相当となる。（土地の評価額(2)は所在市町村が評価することとなるため、ここでは土地の評価額(1)と同額として計算し、約2.1億円×3.4/100≒700万円）

なお、賃貸料のうち約300万円（≒土地の評価額（約2.1億円）×1.4/100）については国有資産等所在市町村交付金として県から所在市町村に交付されることとなる。

<賃貸料の計算>

1 借主が果有地を一時使用に供する場合

$$\text{賃貸料年額} = \text{土地の評価額(1)} \times 2/100 + \text{土地の評価額(2)} \times 1.4/100$$

ただし、その土地について国有資産等所在市町村交付金を交付することを要しない場合は、次の方式によるものとする。

$$\text{賃貸料年額} = \text{土地の評価額(1)} \times 2/100$$

貸付期間が1月未満の場合は、次の方式によるものとする。
 貸付料 = (土地の評価額(1) × 2/100) × 108/100 × 貸付日数/365

備考(1)一時使用の貸付期間は3年以内とする。
 (2)土地の評価額(1)は、近傍類地の売買実例、相続税等の課税標準となった価格、固定資産評価額等を参考とした適正な価格とする。
 (3)土地の評価額(2)は、固定資産評価額とする。
 (4)貸付期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。

※出所：「県有財産（土地・建物）貸付料の算定方法について」

上記のとおり、売却する場合は約2億円（減免や画地補正は考慮しない場合）、貸し付ける場合は年間約400万円（貸付料700万円－国有資産等所在市町村交付金300万円）の収入が見込まれるが、現時点で何ら利用されおらず、これらは機会損失となっている。

また、県は、平成29年3月に策定した「福岡県行政改革大綱」において、公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革に取り組むこととし、「県有財産（土地）の処分・貸付」を具体的な改革事項の一つとして挙げている。県有財産（土地）の処分や貸付を推進するためには、長期間未利用となっている土地については、処分や貸付ができない原因を分析し、未利用状態の解消に向けた具体的な取組が必要であると考えられる。

したがって、県は、本件未利用地についても、処分や貸付の制約となっている課題を整理し、その解決に向け具体的に取り組むことが望まれる。

＜公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革＞

改善事項	県有財産（土地）の処分・貸付			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間のチラシや広告等の広報媒体を利用し、広くPRするなど、新たな売却促進の方策を検討する。 ・ 公募による未利用県有地の貸付の検討や市町村と未利用地情報を共有するなど、新たな活用の方策を検討する。 			
実施時期	H29	H30	H31	H32
検討▶			
実施▶			

※出所：「福岡県行政改革大綱」

（4）労働委員会事務局調整課、審査課

監査の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。また、監査の結果に添えて提出する意見も特にない。

参考資料（コスト等に関する調査に関する調査に配付した調査票）
 （第2 監査対象の概要 3 雇用労働施策に関する事業別施設別のコスト等に関する調査 関係）

ア 福祉労働部労働局各課の事業等

＜事業別コスト＞

（単位：円）

節名	H26年度	H27年度	H28年度
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
災害補償費			
賃金			
報償費			
旅費			
交際費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事請負費			
原材料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
貸付金			
補償、補填及び賠償金			
償還金、利子及び割引料			
公課費			
コスト計 (a)			

＜行政職員人件費＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
職員の配置状況 （単位：時間）			

＜財源内訳＞

（単位：円）

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源			
計			

＜財源内訳のうち、積算内訳＞

（単位：円）

項目	H26年度	H27年度	H28年度
(例) 国庫補助金 地方創生推進交付金			

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度

イ 労働者支援事務所

＜事業別コスト＞

(単位：円)

節名	H26年度	H27年度	H28年度
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
災害補償費			
賃金			
報償費			
旅費			
交際費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事請負費			
原材料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
貸付金			
補償、補填及び賠償金			
償還金、利子及び割引料			
公課費			
コスト計 (a)			

＜財源内訳＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源			
計			

＜財源内訳のうち、積算内訳＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
(例) 国庫補助金 地方創生推進交付金			

＜指標①情報相談業務に関する指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数			
解決件数			

＜指標②就業支援業務に関する指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数			
就職件数			

＜業務割合の把握＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
情報相談業務			
就職支援業務			
事務所合計人数			

ウ 各高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校

＜事業別コスト＞

(単位：円)

節名	H26年度	H27年度	H28年度
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
災害補償費			
賃金			
報償費			
旅費			
交際費			
需用費			
役員費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事請負費			
原材料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
貸付金			
補償、補填及び賠償金			
償還金、利子及び割引料			
公課費			
コスト計 (a)			

＜財源内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源			-
計			

＜財源内訳のうち、積算内訳＞

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
(例) 国庫補助金 地方創生推進交付金			

＜指標＞

項目	H26年度	H27年度	H28年度
定員 (各コース合計)			
定員に対する応募者数			
入校者数			
入校者に対する修了者数			
就職者数			
入校者に対する就職率			
修了者に対する就職率			

工 労働委員会事務局

<事業別コスト>

(単位：円)

節名	H26年度	H27年度	H28年度
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
災害補償費			
賃金			
報償費			
旅費			
交際費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事請負費			
原材料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
貸付金			
補償、補填及び賠償金			
償還金、利子及び割引料			
公課費			
コスト計 (a)			

<財源内訳>

(単位：円)

項目	H26年度	H27年度	H28年度
一般財源			-
計			

<指標>

項目	H26年度	H27年度	H28年度

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年6月8日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	井上 忠敏

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
森 昭彦	福岡市博多区博多駅前四丁目11番32-1401号
米本 昌弘	福岡市東区千早六丁目2番21-806号
松尾 潤一	福岡市中央区大手門一丁目2番23-506号
塩塚 正康	福岡県久留米市花畑一丁目20番1-501号
柴田 翔吾	福岡市中央区薬院二丁目3番15-1105号
明石 康平	福岡県糟屋郡新宮町杜の宮一丁目10番17号
野瀬 泰裕	福岡市城南区七隈一丁目7番9号
森 志保里	福岡市東区和白丘二丁目11番42-101号
奥村 栄隆	熊本県熊本市中央区出水五丁目8番39号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年6月8日から平成31年3月31日まで